

= 案 =

資料 1

概要版

地域包括ケア社会の実現に向けて

**厚 木 市
障 がい 者
福 祉 計 画
(第 7 期)**

〔 厚木市障害福祉計画（第7期）
厚木市障害児福祉計画（第3期） 〕

市内事業所にイラスト作成依頼中

～ すべての人がともに生きるまちづくり ～

厚 木 市

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。
ただし、法令、団体名等の固有名詞は、漢字で表記しています。

（例：障害者総合支援法、障害支援区分、身体障害者手帳 など）

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

第1章 計画策定の趣旨 (P5~24)

1 計画策定の背景と課題

- (1) 障害福祉サービス利用実態調査(令和5年(2023年3月)(以下、「利用実態調査」という。))では、障がい者に対する理解が不足していると感じる割合や、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことのある障がい者の割合は、前回の調査からそれぞれ減少しましたが、依然として高い割合にあります。
- (2) 障がい者の生活においては、療育、就労、居住、医療や対人関係等、様々な困りごとがあります。これら多様化する相談内容に対応した相談支援体制を構築します。
- (3) 個々の特性に応じた配慮を必要とする障がい児が年々増加している状況にあるため、就学前、学齢期、成人期と個々のライフステージに対応した切れ目のない支援体制の構築が必要です。
- (4) 障がい者が活躍する社会を目指し、就労支援の充実や社会参加の促進が必要です。
- (5) 施設や長期入院病棟からの地域移行、緊急時の対応や親亡き後の生活等の課題に対し、住み慣れた地域で安心した生活が継続できる体制の整備が必要です。
- (6) 利用実態調査では、住民同士の支え合いがないと感じる障がい者の割合が増加しており、地域で支え合うネットワークが不足しています。

2 計画の位置付けと性格

- (1) 障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画
(障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含して策定)
- (2) 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- (3) 第10次厚木市総合計画の個別計画
- (4) SDGs(持続可能な開発目標)の推進を図る計画

3 計画の期間

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年計画とします。

4 計画の対象者

障がい者はもちろんのこと、事業所、各種団体、地域住民や行政など、障がい者に関わる全ての人々を対象とします。

5 計画の推進体制

医療、保健、福祉など、様々な分野における有識者からなる「保健福祉審議会」や医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア社会の実現に向けた検討を行う「地域包括ケア推進会議」、障がい者に係る地域課題等について協議する「障害者協議会」、地域福祉の推進役として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる「社会福祉協議会」などとともに、計画の推進を図ります。

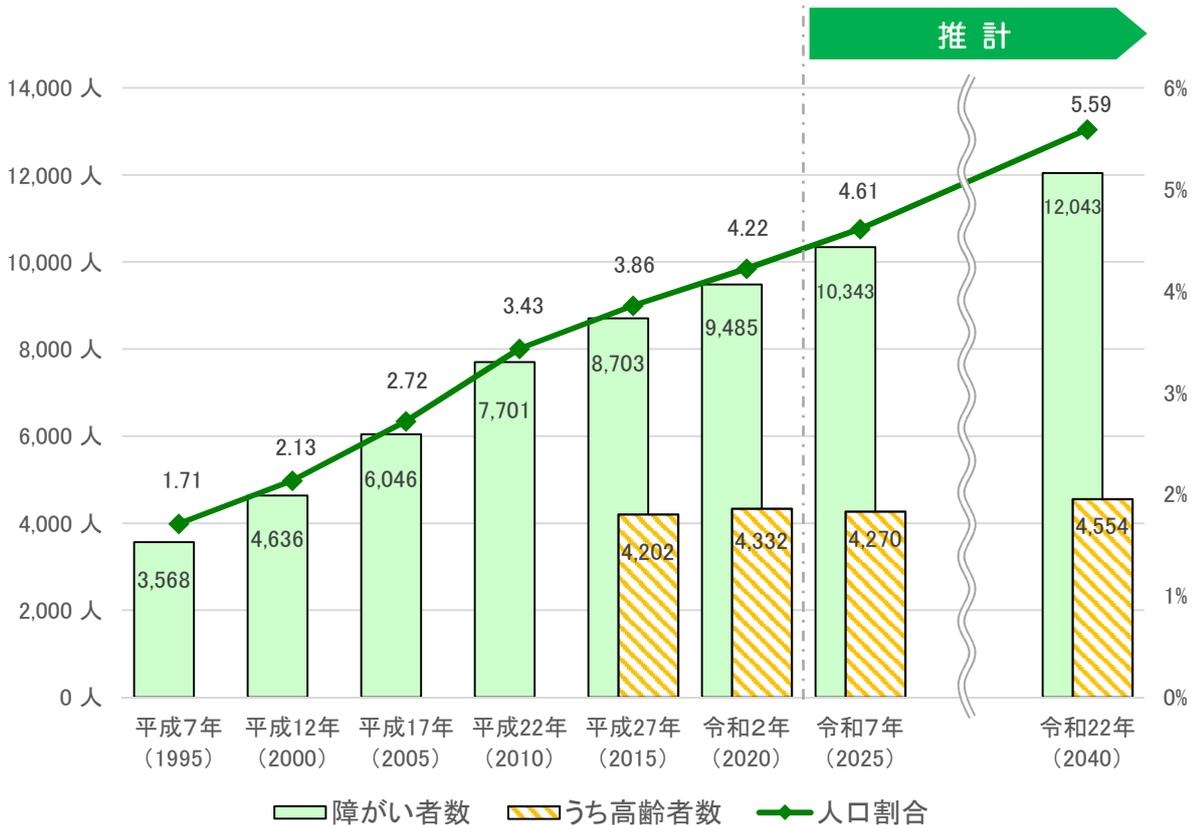
また、地域住民や民間事業者、ボランティア団体などとの市民協働により様々な施策に取り組むとともに、国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

第2章 本市の状況 (P25~41)

1 障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移

障がい者は年々増加しており、令和7（2025）年では、平成7（1995）年からの30年間で約3倍になると推計しています。また、障がい者人口における高齢者の割合は4割以上を占め、今後も増加することが見込まれます。

障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 推計は厚木市障がい福祉課作成

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 障害者手帳は、障がいのある人が取得できる手帳で、一般に身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の総称をいいます。

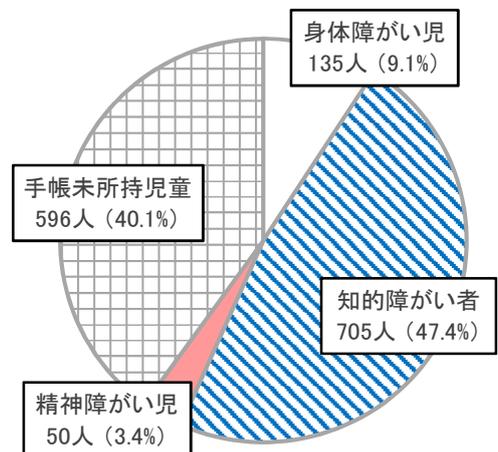
※ 障がい者数は、正確な数値を捉えることが不可能なため、それぞれの障害者手帳所持者の合計から重複の人数を除いた数とします。

※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

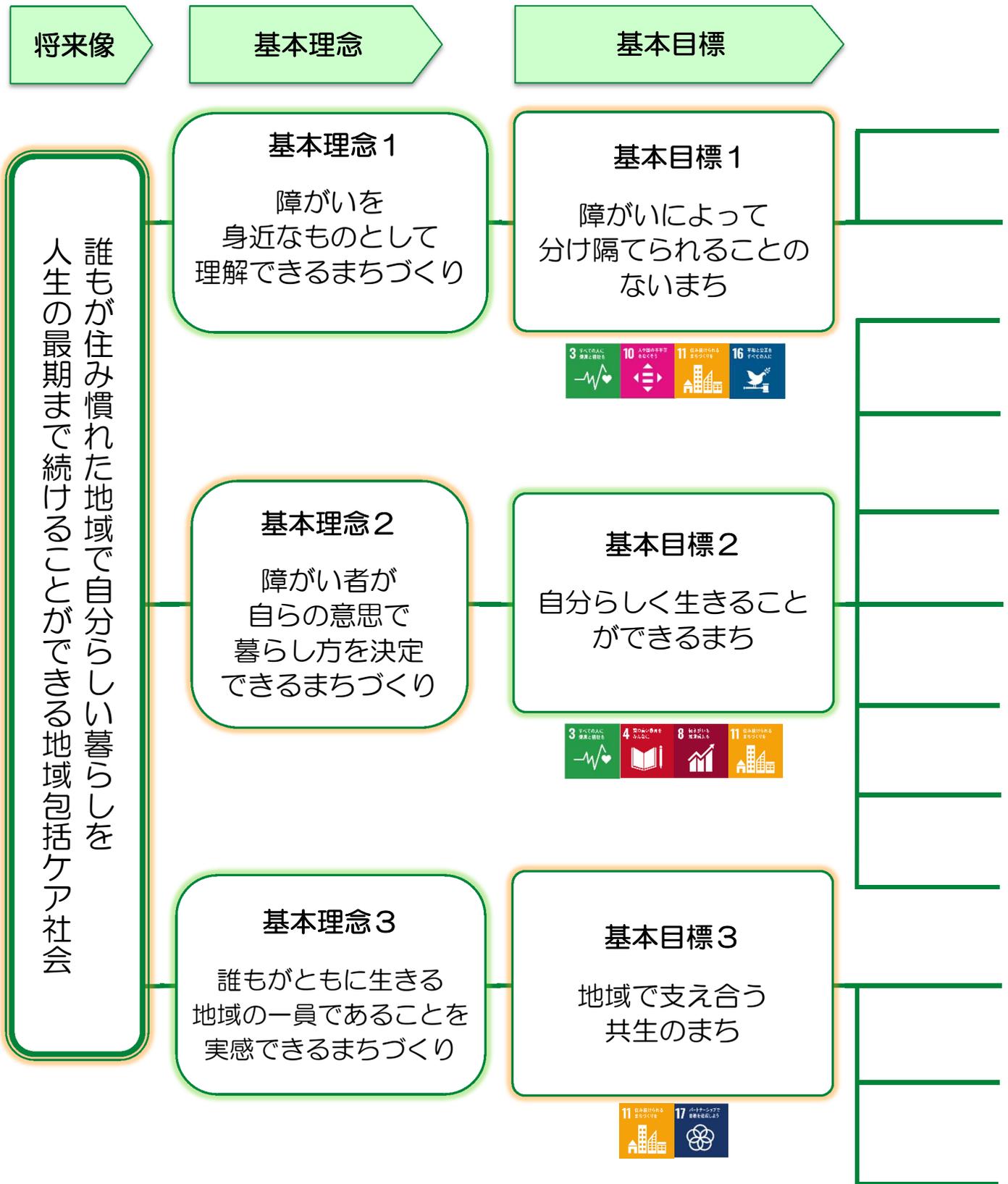
2 障がい児の状況

障がい児は、令和5（2023）年10月1日時点において、18歳未満の市内人口31,004人のうち1,486人（4.8%）となっています。

障がい種別にみると、知的障がい児が最も多くなっていますが、障害者手帳を取得するのではなく、発達の遅れ等により、病院等における診断書や意見書を用いて障害児通所支援を利用している人もいます。



第3章 計画の目指す姿と全体像 (P36~41)



取り組むべきSDGsの目標

- 

3 健康と福祉
すべての人に健康と福祉を
- 

4 質の高い教育をみんなに
- 

8 働きがいも経済成長も
- 

10 人や国の不平等をなくそう
- 

11 住み続けられるまちづくりを
- 

16 平和と公正をすべての人に
- 

17 パートナーシップで目標を達成しよう

施策の方向	達成された姿 (目指す姿)
重点 1 障がい者理解の促進	障がい・障がい者への理解が深まり、差別が解消され、誰もが尊重されている。
2 権利擁護の推進	全ての障がい者の人権が尊重され、自分らしい生活を送ることができる。
重点 3 相談支援体制の充実	困ったときには、身近な場所で気軽に相談することができる体制が整っている。
4 一貫した療育支援体制の確立	地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。
重点 5 就労支援の充実	一人一人に合った就労支援により、多様な働き方ができている。
6 居住支援の充実	住居を確保し、安心して地域で暮らし続けることができている。
7 社会参加の促進	地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。
8 日常生活を支えるサービスの充実	住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。
9 健康・医療の充実	障がいの原因となる疾病や重度化の予防が図られている。
10 災害時支援体制の強化	災害時に必要な避難等の支援が受けられている。
重点 11 地域をつなぐネットワークの構築	支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがある。
12 地域における人材等の養成	地域ぐるみの様々な生活支援が活発に行われ、身近な支援者が増えている。

第4章 施策の展開 (P51~89)

基本目標 1

障がいによって分け隔てられることのないまち

施策の方向1

障がい者理解の促進

現状と課題

- 障がい者が地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域共生社会を実現するために、市民一人一人が障がい・障がい者への理解を深めることが必要です。障がいには、先天的な障がいのみならず、疾病や事故等に起因する後天的な障がいもあることから、障がいは他人事ではなく、身近なものとして認識し、誰もが自らのこととして考えることが重要です。

主な取組

1 障がい者理解を広めるための普及啓発活動

- (1) 障がいを理解するためのガイドブック等の配布
- (2) 障がい者が困ったときに、周囲の理解や支援が必要な事を知らせるための「ヘルプカード」等の配布
- (3) 「障害者週間」、「世界自閉症啓発デー」、「発達障害者週間」等の周知活動
- (4) 障がいへの正しい理解を促進するための研修会等の開催
- (5) 学校教育を介した小・中学生及び保護者の障がい者理解の推進
- (6) 障がい者理解に関する映画上映会の開催や動画の配信

2 相互に理解を深めるための交流活動

- (1) 障がい者体育大会の開催
- (2) 市民参加講座や福祉体験教室などの開催
- (3) 障害者地域生活サポート事業における地域住民との交流等を通じて相互理解を促進する地域交流等支援事業の促進
- (4) 地域の学校・教育機関に対する障害福祉サービス事業所の職場体験等への参加促進
- (5) eスポーツを通じた交流の場の創出
- (6) 農福連携を通じた地域交流の機会の推進

3 とともに学び、育み合うインクルージョン（包容）の推進

- (1) 教育機関等における、ともに同じ場で学び合うインクルーシブ教育の推進
- (2) 児童発達支援センターひよこ園を中心とした地域社会への参加やインクルージョンの推進体制の構築
- (3) 保育所等訪問支援を活用した幼少期からの身近な地域におけるインクルージョンの推進
- (4) 私立幼稚園や認可保育所（園）等での障がい児の受入れの推進

施策の方向2

権利擁護の推進

現状と課題

- 障がいの特性により、物事を判断することが難しい場合、日常生活を送る上で様々な不利益を被る場合があります。障がい者が地域で安心して生活するためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、虐待防止などの人権の尊重や親亡き後を見据えた成年後見制度の活用など、権利擁護を推進することが必要です。

主な取組

1 権利擁護に関する相談窓口の充実

- (1) 成年後見制度の総合的な相談、障がい者の虐待などの相談支援を行う権利擁護支援センターあゆさぼの利用促進
- (2) 障がい者基幹相談支援センターゆいはあと、障がい者相談支援センターにおける成年後見制度や虐待に係る相談の実施及び権利擁護支援センターあゆさぼとの連携の強化

2 障がい者虐待の防止

- (1) 当事者の目線に立った意思決定支援の推進
- (2) 被虐待者や家族に対する必要な支援の実施
- (3) 障害者総合支援法を踏まえた事業所への指導及び虐待の再発防止に係る取組の強化
- (4) 障がい者や高齢者の虐待の防止、早期発見、早期対応及び再発予防等を目的とした高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進
- (5) 虐待防止へ向けた啓発活動や講演会の実施

3 成年後見制度の普及啓発

- (1) 成年後見制度市長申立等の成年後見制度利用支援事業の推進
- (2) 成年後見制度利用促進協議会の充実
- (3) 中核機関における各種支援の実施
- (4) 市民後見人の育成・支援

4 行政サービスにおける不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の推進

- (1) 障がいの特性理解と適切な対応を行うための職員研修の実施
- (2) 障害者差別解消法に則した職員対応の実施
- (3) 市主催の研修会や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の配置
- (4) 点字広報・声の広報（録音テープ）などのサービスの充実

5 民間企業等への合理的配慮の提供の義務化についての普及啓発活動

- (1) 障害者差別解消法の改正に関する啓発チラシの配布
- (2) 民間企業に就労する障がい者の対応や環境等に関する相談の拡充

基本目標 2

自分らしく生きることができるまち

施策の方向 3

相談支援体制の充実

現状と課題

- 地域には、障がい児、高齢の障がい者、重度の障がい者や医療的ケア等の専門的な支援が必要な障がい者など様々な方が生活しており、それぞれが療育、就労、居住、医療など、生活の幅広い場面で困りごとに直面しています。

地域で生活する上で、障がい者やその家族の不安や孤立を防ぐためには、どのような困りごとであっても、障がい者やその家族がいつでも気軽に相談できる身近な相談場所が必要です。

また、重度の障がいを抱えている方など、自ら意思を決定することが困難な障がい者については、可能な限り本人の意思を日常生活や社会生活に反映することができるように支援する必要があります。

主な取組

1 地域の相談支援体制の充実

- (1) 市民の身近な相談場所として、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談受付体制の強化
- (2) 障がい者基幹相談支援センターゆいはあとにおける地域の相談支援事業所等に対する専門的な知識に基づく指導及び助言の促進
- (3) 地域の相談支援事業所等に対する研修会の開催やグループスーパービジョンの実施を通じた継続的な地域の相談支援の質の向上
- (4) 発達障がい者等に対する専門的な知識に基づく支援体制を構築
- (5) 横断的な問題を抱える相談に対する重層的な支援の実施
- (6) 地域の障がい者相談支援センター、地域包括支援センター、療育相談センターまめの木や児童発達支援センターひよこ園等との連携強化
- (7) 医療的ケア児者に対するコーディネート機能を有する支援体制の構築
- (8) 障がい者やその家族同士で支え合うピアサポート体制の構築
- (9) 強度行動障がいを抱える障がい者等への支援体制の構築
- (10) 難病相談支援センターや医療機関と連携した難病患者に対する支援体制の構築
- (11) アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について関係機関との連携体制の構築
- (12) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用促進

施策の方向4

一貫した療育支援体制の確立

現状と課題

- 保育や教育の現場では、発達障がいがある子ども、配慮を必要とする子どもが増えています。共に生きる社会をつくるために、障がいのあるなしにかかわらず、個人の持つ可能性を伸ばし、自立した社会生活が送れるよう、一人一人の状況に応じた支援が必要です。
- 障がい児の生活の場には、教育、保健、福祉、医療、就労などの様々な関係機関が関わっています。本人やその家族に対し、将来を見据えた一貫した相談支援を継続的に行うとともに、関係機関が連携し支援体制を構築することが必要です。
- 障害児通所支援のニーズの増加に伴い、各サービスの支給量が増加傾向にありますが、その多くはセルフプランでの利用であり、障害児相談支援における第三者の視点からの療育の評価の欠如や事業所間の連携不足が課題となっています。
- 障がい児の増加や預かりを目的とした障害児通所支援のニーズの増加等に伴い、地域では療育を受けたい希望があるにもかかわらず、サービスの利用ができない者がいることから、療育としての適正なサービス利用が必要となります。
- 重度の自閉症、重症心身障がいや医療的ケア等を抱える障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実が望まれています。施設整備や人員確保などが課題となっています。そのため、当事者のニーズを踏まえ、障害者協議会等を活用し、課題解消に向けた対応について検討する必要があります。

主な取組

1 発達に心配を感じた段階からの支援

- (1) 乳幼児健康診査（4か月児、8～9か月児、1歳6か月児、3歳6か月児、乳幼児経過検診）、5歳児健康調査の実施
- (2) 療育相談センターまめの木、児童発達支援センターひよこ園、児童相談所や障がい者基幹相談支援センターゆいはあと等における相互連携
- (3) 発達に心配のある児童の療育相談や専門職による保育所等への巡回相談等の実施
- (4) 生まれてからの成長や教育、支援を記録するマイサポートブックの更なる活用

- (5) 段階に応じた相談先や支援先を明記したサービスマップの作成
- (6) 発達障がいの子の課題を抱える家族に対する相談支援やペアレント・トレーニング等支援の実施と協力者の養成
- (7) 児童福祉法に基づく障害児支援の充実

2 学校生活期における支援の充実

- (1) すべての子どもができるだけ同じ場でともに学び、ともに育つことを目指す、インクルーシブ教育の推進
- (2) 個々の教育的ニーズを考慮して適切な就学の間を検討する就学相談の実施
- (3) 特別支援学級における個々のニーズに応じたきめ細かな指導・支援の実施
- (4) 特別に支援が必要な児童・生徒の介助を行う特別支援教育介助員や看護師介助員の配置
- (5) 通常学級における障がいの状態に応じた指導・支援の工夫に関する教職員研修会の実施
- (6) 個別に教育的配慮が必要な児童に対する指導・支援を目的とした通級指導教室の利用の促進やリソースルームの設置の推進
- (7) 放課後等デイサービス等のサービス提供終了後における居場所の確保
- (8) 教育機関と障害児通所支援事業所等の関係機関と連携した支援体制の充実

3 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援

- (1) 重度障害児メディカルショートステイ事業、重度障害者訪問看護支援事業や学校等訪問看護支援事業を活用した医療的ケア児やその家族等の支援
- (2) 医療的ケア児の地域での生活の場の確保やその家族のレスパイト等を目的とした医療型短期入所事業所等の開設の促進
- (3) 障害者協議会等を活用した協議の場の促進及び当事者の支援ニーズの把握

4 障害児通所支援の適正利用及びサービスの質の向上

- (1) 障害児相談支援の利用促進を通じたサービスの適正利用と本人に合った療育支援の構築
- (2) 障害者協議会を通じた障害児通所支援における地域課題の抽出と解決に向けた支援の実施
- (3) 療育相談センターまめの木による障害児通所支援事業所に対する研修及び現場指導の実施
- (4) 児童発達支援センターひよこ園による障害児通所支援事業所に対する助言及び支援の質の向上

施策の方向5

就労支援の充実

現状と課題

- 障がい者が地域で、自分らしく自立した社会生活を送るために、就労は重要な要素です。健康状態に合わせた働き方、障がいの特性に適した仕事内容、職場での理解や勤務形態などその人の状況に合わせた多様な就労の場を確保することが必要です。
- 障害者雇用促進法の規定に基づく障害者雇用率は、令和5（2023）年度から段階的に引き上げられ、令和8（2026）年度には民間企業で2.7%と定められています。全国と比較して県内の雇用率は低い状況にあり、障がい者の雇用を推進するための取組は一層必要です。
- 障害者雇用促進法の改正に伴い、精神障がい者等における短時間雇用についても、障害者雇用率の算定に含まれることから、障がい者雇用に係るニーズの拡大が見込まれます。
- 一般就労した後の環境の変化等に伴う職場定着が課題となっています。障がい者の就労定着は、就業面及び生活面での一体的な支援とともに、職場における障がいに対する理解及び配慮が必要です。
- 就労継続支援事業所等の福祉的就労の場では、安定的な仕事の確保と賃金の底上げが課題です。
- 障害者雇用促進センター等の専門的機関を有効活用するためには、気軽に相談できる環境を整備するとともに、教育、雇用、福祉などの関係機関の連携による就労支援体制の構築が必要とされています。

主な取組

1 地域の就労支援体制の構築

- (1) 障がい者基幹相談支援センターゆいはあとにおける就労相談の支援体制の充実と専門的機関との連携強化
- (2) 企業及び関係機関等による就労支援ネットワークの構築
- (3) 就労中の障がい者の職場での課題の共有やその負担感を和らげるための当事者参加型セミナー等の開催
- (4) 職場の定着や一般就労への移行だけではなく、休職からの復職等、様々な障がい者の就労ニーズに対応した障害福祉サービスの推進
- (5) 就労継続支援A型事業所の確保や就労選択支援事業所の開拓を始めとした就労系サービスの充実

2 行政内における障がい者雇用の推進及び定着に関する取組

- (1) 障がい者雇用職場（しごとサポート室「すまいる」）の活用促進
- (2) 厚木市障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画に基づく環境の整備と定着支援の実施

3 民間企業における障がい者の職場定着に関する支援

- (1) 障がい者雇用に対する助言等
- (2) 障害者雇用奨励交付金の活用による民間企業の障害者雇用率達成の促進

4 就労継続支援事業所等の工賃等アップに向けた取組

- (1) 新たな製品の企画・開発のためのニーズ調査
- (2) 障がい者就労施設等の手づくり製品の展示即売会の開催
- (3) 障がい者就労施設等からの製品等の調達方針に基づく取組
- (4) 民間企業等からの障がい者就労施設等の製品や業務請負の受発注をコーディネートする障がい者就労施設共同受注窓口（てとて）の利用促進
- (5) 農業分野における新たな担い手の確保と障がい者の就労の場の創出を図る農福連携促進事業の推進

施策の方向6

居住支援の充実

現状と課題

- 地域で生活を希望する障がい者が賃貸物件を借りる際に、障がいを理由に断られたり、条件付きでの賃貸契約となってしまうケースがあります。
- 現在、地域で生活する障がい者の障がいの重度化や高齢化、介助者の高齢化に伴う施設へ入所等の要因により、安心して地域生活を送ることができない状況があります。
- 8050問題に直面する中、障がい者本人の日常生活の支えが親のみで、関係機関等との関わりがない等、地域で暮らす障がい者の中には、親亡き後に生活が困難になることが想定されることから、親が健全なうちでの将来に向けた支援が重要となります。
- 休日や夜間等における、介助者の突発的な不在や、障がい特性を起因とする緊急事態における受入体制の更なる構築が必要です。
- 施設入所等から地域生活への移行に当たり、本人が希望する暮らしを体験ができる場と重度の障がい者の受入体制が不足しています。
- 精神障がい者が長期の入院から地域生活に移行するため、移行前後の地域資源の整理や課題を抽出し、その課題解決に向けた医療、福祉、居住、就労等の包括的な連携が求められています。

主な取組

1 地域生活支援拠点の機能強化

- (1) 地域の相談体制の更なる推進と親亡き後を見据えた相談支援の推進
- (2) 緊急時対応体制の更なる強化と緊急事態に備えた支援体制の構築
- (3) 地域移行や親亡き後を見据えた地域での生活の体験の場の創設
- (4) 市内障害福祉サービス事業所等の地域生活支援拠点への登録の推進
- (5) 地域生活支援拠点機能の定期的な点検及び機能強化の検討
- (6) 地域生活支援拠点の周知、普及活動

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) 障害者協議会等における課題抽出及び課題解決に向けた支援方法の検討
- (2) 市、保健所、医療機関及び障害福祉サービス事業所による支援体制の構築

3 地域における居住等支援

- (1) 居住支援協議会を通じた市内不動産業者及び支援機関との連携
- (2) 入院入所等から地域移行した後の地域での生活の継続のための課題抽出及び支援方法の検討
- (3) 障害福祉サービスや医療を利用していない単身世帯や後期高齢者のみの世帯の重度障がい者に対する個別訪問の実施
- (4) 障がい者相談支援センター等における要ケア相談者等に対するアウトリーチ支援の促進
- (5) 入院入所等からの地域移行先や緊急時の受入れ先としての日中サービス支援型共同生活援助等の開設促進
- (6) 入院入所等から地域移行した者や単身で支援が見込まれない障がい者等の地域生活を支える地域定着支援事業所及び自立生活援助事業所の開拓

施策の方向7

社会参加の促進

現状と課題

- 移動に制約のある障がい者が地域において自立した生活を営み、社会活動に参加するためには、外出支援が必要です。そのため、障がい者が気軽に外出できるような環境整備が求められています。
- 外出時に家族やヘルパーの付添いを必要としている方が多いことから、ヘルパーが付き添う移動支援事業の充実を図る必要があります。
- 移動支援を始めとした、移動介助を伴うサービスについては、居宅介護等のホームヘルパーと兼務していることが多く、障がい者が移動支援等を利用したい時に必ず利用できる状況ではありません。特に、同行援護におけるガイドヘルパー（移動介護従事者）の資格保持者が地域に不足しています。

主な取組

1 外出支援の充実

- (1) 福祉タクシー利用券の交付等
- (2) 公共交通機関の運賃、有料道路通行料金の割引など各種割引制度の周知
- (3) 移送サービスや福祉有償運送の実施
- (4) 人材確保を含めた移動支援の充実に向けた取組の促進
- (5) 外出時や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の派遣
- (6) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実

2 手話通訳者及び要約筆記者の養成

- (1) 手話通訳及び要約筆記活動の周知

- (2) 神奈川県手話通訳者及び要約筆記者認定試験合格のための講習会の実施
- (3) 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員養成講習会の実施

3 障がい者が活躍する社会の推進

- (1) 就労支援の充実
- (2) 文化・芸術活動及びスポーツ活動の促進
- (3) 障がい者の学習ニーズに応える図書館サービスの充実

施策の方向8

日常生活を支えるサービスの充実

現状と課題

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むため、多様なライフスタイルに対応できる支援など、障がいの特性に応じ、必要な支援を必要なときに受けられるよう、障害福祉サービス等の提供が求められています。
- 重症心身障がい、強度行動障がいや重度の自閉症、医療的ケアなどの、専門的な支援を必要とする方にサービスを提供できる事業所や人材が不足しています。
- 市内の障害福祉サービス等提供事業所は一部を除き全体的に不足しておりますが、利用実態調査では、訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、日中活動系サービスは、短期入所、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、児童発達支援、放課後等デイサービスが不足している傾向がみられました。
- サービス提供の担い手である支援員が地域で不足していることから、継続的なサービス提供体制の構築を図るためにも、更なる人材確保が課題となります。

主な取組

1 地域生活支援の充実

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実
- (2) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施
- (3) 重度の障がいを抱えても地域で安心した生活を送るための重度訪問介護や行動援護をはじめとした訪問系サービス事業所の確保
- (4) 障がい者の居場所など、地域の実情に合わせた地域生活支援事業の充実に向けた見直し
- (5) 高齢者年齢の到達に伴う障がい特性に応じた円滑な介護サービスへの移行
- (6) 障がい者とその家族等が利用できる障害福祉サービス等を紹介する「障害福祉制度のあらまし～ふれあいをもとめて」の配布等による障がい福祉に関する情報提供の促進
- (7) 障害者協議会を活用した個別事例の検討及び地域サービス基盤の開発と改善等

2 障害福祉サービス等の質の向上

- (1) 支援者の質の向上に資する研修講座の開催
- (2) 研修や個別事例の検討等を通じた相談支援専門員の専門性と質の向上
- (3) 障害福祉サービス等事業所に対する指導、監査体制の充実
- (4) 障害介護給付費等審査事務を通じた適正なサービス提供の促進

3 介護職の人材確保支援

- (1) 就職相談会の開催
- (2) 市内障害福祉サービス等事業所に対する就労定着支援の実施
- (3) 資格取得等の研修費用の助成による専門性の確保
- (4) 関係機関との協力による障がい福祉の現場の周知・広報
- (5) 介護職等の人材確保のための助成金の補助対象の拡大

施策の方向9

健康・医療の充実

現状と課題

- 障がいの原因となる疾病や重度化を予防する観点から、保健・医療・福祉の連携による健康管理のための相談や指導、障がい者が受診しやすい医療体制の充実が求められています。
- 障がいの特性によっては、生活の乱れから生活習慣病を発症する場合があるため、衣食住といった基本的な生活習慣を維持できるような支援が必要です。

主な取組

1 障がいの原因となる疾病や重度化の予防と健康増進に向けた取組の充実

- (1) 障がいの要因の一つである生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療につなげるための健康診査（がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診など）の促進
- (2) 未病の改善や健康維持のための運動講座の実施
- (3) 健康全般に関する総合健康相談の実施
- (4) 糖尿病などの生活習慣病に焦点を当てた重点健康相談の実施
- (5) 感染症の予防やまん延防止のための普及啓発
- (6) 精神保健に課題を抱える者等に対する相談体制の整備

2 医療制度の充実

- (1) 身体機能を回復するための自立支援医療費の給付（育成医療・更生医療）
- (2) 通院により精神疾患を治療するための自立支援医療費の給付（精神通院医療）
- (3) 心身障害者医療費助成による自己負担額の助成と障がい者の健康の保持と増進
- (4) 障がい者歯科診療への支援

基本目標 3

地域で支え合う共生のまち

施策の方向 10

災害時支援体制の強化

現状と課題

- 障がい者は、自力で避難することや障がい特性次第では避難所で過ごすことが困難な場合があります。災害時の安否確認や避難時の近隣での助け合い活動が円滑に行われるよう、地域組織との日常的な関係づくりが大切です。
- 障がい者の災害時の避難行動等は、一律的な対応では円滑に進まない場合があります。障がい者の生活状況や特性等を勘案し、災害時を想定した個々の避難行動を地域の支援者と検討する必要があります。

主な取組

1 地域の防災ネットワークづくり

- (1) 自主防災隊、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの関係者が連携して、災害時に避難支援を行う体制の推進
- (2) 障がい者が参加しやすい防災訓練等の実施
- (3) 障がい者にも配慮した避難所運営の推進
- (4) 災害時における医療機関の開設状況に係る情報提供

2 「自助」のための事前対策の促進

- (1) 地震や台風の発生や災害発生時における聴覚障がい者へのメール、ファクシミリ等による情報伝達サービスの実施

- (2) 公民館における各自が所有する蓄便袋・蓄尿袋の保管
- (3) 災害時における必要な支援等を記したヘルプカードや緊急医療情報セットの活用
- (4) 「自助」の意識を高めることを目的とした防災対策チェックリストの活用
- (5) 避難行動要支援者名簿やハザードマップ等を活用した危険な地域に住む障がい者の事前把握

施策の方向 11 地域をつなぐネットワークの構築

現状と課題

- 身近に支え合える知り合いがいないなど、地域の間人関係が希薄な人が増えています。自治会等の地域活動、ボランティアなどの市民活動を通して、地域における関係づくりや地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

主な取組

1 見守り活動の充実

- (1) 近隣住民での声掛けや、いつもと違うことがないかお互いに様子を気に掛けることから始める、日頃からの適度な距離感を持った、ゆるやかな見守り活動の実施
- (2) 防災活動や地域の交流活動の活性化を通じた、地域からの障がい者の認知に伴う見守りの拡大
- (3) 社会資源や地域の課題を解決するための顔の見える関係性の構築
- (4) 障がいがあっても気軽に参加しやすいイベントや交流スペースの創出

2 障がい者相談支援センターや地域包括支援センター等の関係機関との連携による総合相談支援の充実

- (1) 生活支援体制整備協議体を通じた地域の関係機関等とのネットワークの構築
- (2) 障がい者やその家族の状況等についての実態把握と関係機関との連携
- (3) 相談支援を通じた地域の民生委員、自治会やボランティア等のインフォーマルな地域資源との協働による地域のネットワーク構築の推進

施策の方向 12 地域における人材等の養成

現状と課題

- 日頃から地域の中で顔の見える関係をつくり、誰もが自分のできる範囲内で協力し合える環境づくりをすることが求められています。
- 地域における自治会、近隣住民、ボランティア、NPO 法人、民間事業者などが行う様々な活動を、地域のニーズに対する支援とつなげることが重要です。

主な取組

1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援

- (1) 地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進
- (2) ボランティア養成講座の実施や地域のニーズに対応した新たなボランティア活動の創出によるボランティアセンターの充実

2 地域での支え合う仕組みづくりの支援

- (1) 既存の制度だけでは解決できない、制度のはざ間で解決できないなどの困りごとを地域の中で解決に導く「地域福祉コーディネーター」の充実
- (2) 地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する「生活支援コーディネーター」の体制の充実

第5章 施策の進捗を測る指標（P91～98）

本計画で位置付けた12の施策の進捗を測る指標は、次のとおりです。

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
施策の方向1 障がい者理解の促進				
取組1 障がい者理解を広めるための普及啓発活動				
地域の方が障がい者に対する理解があると思う障がい者の割合	64.6%	—	73.8%	—
ヘルプカードを見せて、支援を受けたことがある障がい者の割合	9.0%	—	25.0%	—
ヘルプカードの配布枚数	554枚	630枚	660枚	700枚
障がい者の理解を促進するための研修会やイベント等の開催回数	—	2回	3回	4回
市内小・中学校に対する障がい者理解の促進実施校数（累計）	5校	13校	18校	23校
取組2 相互に理解を深めるための交流活動				
障がい者体育大会への参加者数	中止	660人	660人	660人
障害者地域生活サポート事業における地域交流等支援事業実施事業所数	3事業所	6事業所	9事業所	12事業所
取組3 とともに学び、育み合うインクルージョン（包容）の推進				
特別支援学級と通常学級の児童・生徒がともに学習する場を設けている学校の割合	100%	100%	100%	100%
保育所等訪問支援の延べ利用日数及び実利用者数（年間）	216日	316日	372日	451日
上段：延べ利用日数	128人	179人	204人	240人
下段：実利用者数				
施策の方向2 権利擁護の推進				
取組1 権利擁護に関する相談窓口の充実				
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるとした障がい者の割合	51.1%	—	44.9%	—
権利擁護に係る相談件数	1,298件	1,450件	1,600件	1,700件
取組2 障がい者虐待の防止				
障がい者虐待防止講演会の参加者数	49人	60人	60人	60人

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
取組3 成年後見制度の普及啓発				
法人後見を受任できる社会福祉法人数	2 法人	2 法人	2 法人	3 法人
後見人等報酬に係る助成を受けた人数	8 人	12 人	14 人	16 人
取組4 行政における不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の推進				
障がい者理解に関する職員研修への参加者数	158 人 (動画配信含)	100 人	100 人	100 人
取組5 民間企業等への合理的配慮の提供の義務化についての普及啓発活動				
民間企業等からの相談件数	—	24 件	48 件	90 件
施策の方向3 相談支援体制の充実				
取組1 地域の相談支援体制の充実				
障がい者相談支援センターの認知度の割合	29.0%	—	58.0%	—
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける相談件数	55,879 件	70,600 件	77,000 件	82,400 件
施策の方向4 一貫した療育支援体制の確立				
取組1 発達に心配を感じた段階からの支援				
療育相談センター主催の出張講座及び各種研修の延べ参加者数	1,486 人	1,750 人	1,810 人	1,860 人
取組2 学校生活期における支援の充実				
特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育介助員等の配置の割合	100%	100%	100%	100%
通常学級における指導・支援に関する職員研修会の実施回数	39 回	40 回	40 回	40 回
支援を必要としている児童・生徒に個別指導を行うための教室、いわゆる「リソースルーム」の設置校数	—	23 校	25 校	27 校
取組3 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援				
医療的ケアに関する事業利用日数等	5 日	16 日	20 日	24 日
上段：重度障害児メディカルショートステイ事業 下段：学校等訪問看護支援事業	4 人	5 人	6 人	7 人
市内医療型短期入所の事業所数	3 事業所	4 事業所	4 事業所	5 事業所
取組4 障害児通所支援の適正利用及びサービスの質の向上				
指定障害児相談支援を通じた障害児支援利用計画を作成している障がい児の割合	17.6%	20.0%	30.0%	32.0%
相談支援専門員に対する研修及び現場指導の実施回数	162 回	175 回	190 回	200 回

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
施策の方向5 就労支援の充実				
取組1 地域の就労支援体制の構築				
取組3 民間企業における障がい者の職場定着に関する支援				
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける就労に関する相談件数	2,259件	2,910件	3,380件	4,410件
取組2 行政内における障がい者雇用の推進及び定着に関する取組				
障がい者雇用職場（しごとサポート室「すまいる」）の活用件数	341件	375件	412件	453件
取組4 就労継続支援事業所等の工賃等アップに向けた取組				
市内就労継続支援事業所に通所する1人当たりの平均工賃・賃金額	99,808円	106,500円	107,500円	108,500円
上段：A型事業所	15,492円	16,000円	16,500円	17,250円
下段：B型事業所				
障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達実績	9,019千円	9,100千円	9,150千円	9,200千円
障がい者就労施設共同受注窓口（てとて）の契約件数（累計）	29件	60件	70件	80件
農福連携促進事業における福祉事業所の契約件数	—	5件	6件	6件
施策の方向6 居住支援の充実				
取組1 地域生活支援拠点の機能強化				
市内障害福祉サービス等事業所の地域生活支援拠点の登録数	42か所	50か所	53か所	54か所
市内事業所職員における本市地域生活支援拠点に関する理解・認知の割合	15.4%	—	50.0%	—
取組2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における本市援護者の情報共有や協議等実施回数	2回	2回	2回	3回
取組3 地域における居住等支援				
市内協力不動産店件数	18店	22店	24店	26店
障がい者相談支援センターにおけるアウトリーチ支援実施件数	—	41件	60件	81件

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
施策の方向7 社会参加の促進				
取組1 外出支援の充実				
外出するときに困っていることが特になく と思う人の割合	29.4%	—	33.4%	—
移動支援の延べ利用時間数及び実利用者数 (年間)	15,008 時間	16,833 時間	17,100 時間	17,502 時間
上段：延べ利用時間数 下段：実利用者数	203 人	212 人	217 人	227 人
タクシー券・ガソリン券及びバス割引証等 の交付件数	4,494 件	4,700 件	4,800 件	4,900 件
取組2 手話通訳者及び要約筆記者の養成				
手話通訳者・要約筆記者の登録者数	28 人	29 人	31 人	33 人
市で実施する手話通訳者等の養成に関する 講習会の受講者数	21 人	25 人	27 人	30 人
施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実				
取組1 地域生活支援の充実				
障害福祉サービスの満足度	81.5%	—	83.5%	—
上段：訪問系サービス 下段：日中活動系サービス	85.6%	—	87.0%	—
障害者協議会における個別事例の検討件数	—	2件	4件	5件
障がい福祉の制度について情報が取得しや すい環境が整っていると思う人の割合	—	—	70.0%	—
取組2 障害福祉サービス等の質の向上				
障がい児・者支援実務者研修講座の参加者 の人数	141 人 (動画配信)	60 人	70 人	75 人
介護職の人材確保支援を通じた研修等受 講件数	164 件	175 件	185 件	200 件
取組3 介護職の人材確保支援				
介護職の人材確保支援を受けて市内障害福 祉サービス等事業所に就労した人数	9人	12人	15人	20人
職員が不足していると思う市内障害福祉サ ービス等事業所の割合	79.7%	—	60.0%	—

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
施策の方向9 健康・医療の充実				
取組1 障がいの原因となる疾病や重度化の予防と健康増進に向けた取組の充実				
健康相談利用件数	103件	200件	250件	300件
取組2 医療制度の充実				
自立支援医療受給者数	4,207人	4,400人	4,500人	4,600人
施策の方向10 災害時支援体制の強化				
取組1 地域の防災ネットワークづくり				
避難行動要支援者の同意者の割合	59.7%	60.0%	61.0%	62.0%
自主防災隊が実施した防災訓練のうち、障がい者が参加した訓練の割合	6.9%	12.0%	16.0%	20.0%
取組2 「自助」のための事前対策の促進				
防災対策チェックリストの配布数	155部	200部	200部	200部
施策の方向11 地域をつなぐネットワークの構築				
取組1 見守り活動の充実				
住んでいる地域で住民同士の支え合いがあると思う人の割合	34.2%	—	53.5%	—
地域住民が主体となった居場所の箇所数(団体数)	205箇所	350箇所	355箇所	360箇所
取組2 障がい者相談支援センターや地域包括支援センター等の関係機関との連携による総合相談支援の充実				
障がい者相談支援センターが行う訪問相談等の件数	4,266件	6,460件	6,960件	7,260件
障がい者相談支援センターと地域包括支援センターとの協議・会議等連携件数	—	216件	324件	432件
施策の方向12 地域における人材等の養成				
取組1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援				
ボランティアセンターにおける登録団体数	71団体	72団体	73団体	75団体
取組2 地域での支え合う仕組みづくりの支援				
地域福祉コーディネーターの活動件数	1,315件	2,500件	2,700件	2,900件

第6章 障害福祉サービス量等の見込み 〔障害福祉計画・障害児福祉計画〕 (P99~183)

計画の方針

本計画の将来像である「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を目指していくためには、障害福祉サービス等を必要とされる方に適正なサービスが提供できるようサービスの基盤整備を図る必要があります。

- 1 障がい者福祉計画における「施策の展開」の取組方針を踏まえたサービスの基盤整備を行います。
- 2 重症心身障がい、強度行動障がいや重度の自閉症、医療的ケア等の専門的な支援を必要とする方が生活に必要なサービスの利用ができるよう体制の構築を推進します。
- 3 相談支援事業や地域生活支援拠点等を中心とした、切れ目のない相談支援体制と、緊急時の対応や将来を見据えたサービスの体験的な利用等の機能を強化し、障がいがあっても地域で安心した生活を送れるよう体制の整備を推進します。
- 4 障がい者が活躍する社会を実現するため、福祉施設からの一般就労へ移行の促進を図り、障がいの理解を含めた職場定着に係る支援体制の構築を推進します。
- 5 障がいのある子どもやその家族に対する継続的な相談支援を行うため、障がい児相談支援体制の構築を推進します。
- 6 安定したサービスを提供するために、障害福祉サービス等事業所において、新たな職員の確保・育成の促進を図るとともに、支援の質の向上に関する取組を促進します。
- 7 第6期計画の実績に基づき、本計画に向けた課題の整理を行い、一人あたりのサービス量、利用者数の推移を総合的に勘案しながら、成果目標及びサービス量などを見込みます。

= 案 =

資料 2

地域包括ケア社会の実現に向けて

**厚 木 市
障 がい 者
福 祉 計 画
(第 7 期)**

〔 厚木市障害福祉計画（第7期）
厚木市障害児福祉計画（第3期） 〕

市内事業所にイラスト作成依頼中

～ すべての人がともに生きるまちづくり ～
厚 木 市

はじめに

市長あいさつ文挿入

令和6年3月

厚木市長 山口貴裕

目次

第1章 計画策定の趣旨	5
1 計画策定の背景と課題	7
(1) 国際的な動向	7
(2) 国の動向	8
(3) 神奈川県動向	9
(4) 本市の動向	10
2 計画の位置付けと性格	16
3 計画の期間	18
4 計画の対象者	19
5 計画の推進体制	20
(1) 保健福祉審議会	20
(2) 地域包括ケア推進会議	21
(3) 障害者協議会	21
(4) 社会福祉協議会	21
(5) 権利擁護支援センターあゆさぼ	21
(6) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働	22
(7) 国・県・近隣市町村との連携	22
第2章 本市の状況	25
1 人口構成	26
(1) 人口の状況	26
(2) 障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移	28
(3) 地区別の状況	33
2 障がい者の状況	35
(1) 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況	35
(2) 知的障がい者（療育手帳所持者）の状況	37
(3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況	38
(4) 障がい児の状況	39
(5) 障害支援区分認定者の状況	41
第3章 計画の目指す姿と全体像	43
1 将来像	45
2 基本理念	46
3 基本目標	47
4 計画の体系	48

目次

第4章 施策の展開	51
施策の方向1 障がい者理解の促進	52
施策の方向2 権利擁護の推進	55
施策の方向3 相談支援体制の充実	59
施策の方向4 一貫した療育支援体制の確立	62
施策の方向5 就労支援の充実	66
施策の方向6 居住支援の充実	69
施策の方向7 社会参加の促進	72
施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実	75
施策の方向9 健康・医療の充実	78
施策の方向10 災害時支援体制の強化	81
施策の方向11 地域をつなぐネットワークの構築	84
施策の方向12 地域における人材等の養成	87
第5章 指標	91
第6章 障害福祉サービス量等の見込み（障害福祉計画・障害児福祉計画）	99
1 計画の策定に当たって	101
(1) 国の基本方針の主な改正ポイント	101
(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に定める事項	103
2 計画の方針	104
3 成果目標及び活動指標	105
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	105
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	106
(3) 地域生活支援の充実	108
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	110
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	112
(6) 相談支援体制の充実・強化等	114
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	116
4 障害福祉サービス・障害児通所支援の見込量	118
(1) 障害福祉サービス等の充実	118
(2) 第6期障害福祉計画の実績	119
(3) 障害福祉サービス	122
(4) 障害児通所支援	128

目次

5 障害福祉サービス・障害児通所支援事業所の状況	130
(1) 市内障害福祉サービス等事業所数の推移	130
(2) 市内障害福祉サービス等事業所における利用実績	132
(3) 市内障害福祉サービス等事業所と利用実績からみる本市の状況	134
6 専門的支援を要する障がいに関する状況	158
(1) 強度行動障がいに関する状況	158
(2) 医療的ケア児者に関する状況	167
7 地域生活支援事業の見込み	174
(1) 地域生活支援事業の充実	174
(2) 地域生活支援事業の種類	174
(3) 第6期障害福祉計画の実績	175
(4) 地域生活支援事業	176
資料編	185
用語集	186

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。

ただし、法令、団体名等の固有名詞は、漢字で表記しています。

（例：障害者総合支援法、障害支援区分、身体障害者手帳 など）

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と課題
- 2 計画の位置付けと性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象者
- 5 計画の推進体制

1 計画策定の背景と課題

(1) 国際的な動向

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和 56（1981）年、「完全参加と平等」をテーマとして、この年を「国際障害者年」としました。その後は、昭和 58（1983）年から平成 4（1992）年までを「国連・障害者の 10 年」と定め、昭和 57（1982）年に障害者に関する世界行動計画が策定されました。この間に各国の障がい者施策は進展してきました。

平成 13（2001）年、第 60 回国連総会本会議で、障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的かつ総合的な国際条約の決議案が採択されました。その後、平成 18（2006）年、第 61 回国連総会本会議で、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）が採択され、平成 20（2008）年に発効しました。この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約です。さらに、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の権利・尊厳を守ることをうたったもので、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組みを締結国に対して求めているものです。

そして、条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれからの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告として、平成 28（2016）年に国連の障害者権利委員会に初回の政府報告を行い、令和 4（2022）年に国連欧州本部にて政府報告に対する対面審査が行われました。本審査を踏まえた障害者権利委員会の見解として、日本の施策を一部評価するも、特別支援教育を分離教育としたインクルーシブ教育における課題や精神科病院における強制入院や地域移行の課題等があげられました。

また、アジア・太平洋地域では、日本も共同提案国となり、平成 5（1993）年から平成 14（2002）年までが「アジア太平洋障害者の 10 年」と定められていましたが、最終年となった平成 14（2002）年 10 月、滋賀県で開催されたハイレベル政府間会合において、これまでの成果の評価を行い、更に 10 年間の延長が宣言されました。平成 24（2012）年までの新たな 10 年間の行動計画として、びわこミレニアムフレームワークが採択されました。

平成 24（2012）年には、第 3 回目となる「アジア太平洋障害者の 10 年」の行動計画として、障がい者施策に関する 10 の目標と 62 の指標を定めたアジア太平洋障害者の権利を実現する仁川（インチョン）戦略が採択され、令和 4

(2022)年には、インドネシアで開催されたハイレベル政府間会合において、「アジア太平洋障害者の10年」を更に10年延長することを決議する「ジャカルタ宣言」が採択されました。

(2) 国の動向

我が国では、昭和45(1970)年に心身障害者基本法が障がい者施策の基本的な法律として成立しました。さらに、昭和56(1981)年の「国際障害者年」を受けて、我が国における最初の障がい者施策に関する長期計画(昭和57(1982)年度～平成4(1992)年度)が策定され、障がい者福祉が進められてきました。また、「国際障害者年」を記念して、国民の間に広く、障がい者福祉について関心と理解を深めるため、12月9日を「障害者の日」としました。なお、「障害者の日」は、平成16(2004)年の障害者基本法の改正により、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」と定める規定へと改められています。平成以降は、少子高齢化に対応した社会保障制度の構造改革が行われ、平成2(1990)年には、福祉関係8法の改正によって、「保護救済型」の福祉から「自立支援型」の福祉への転換の方向性が示されました。

平成5(1993)年には、心身障害者基本法が障害者基本法に改められ、障がい者の「完全参加と平等」を目指すこととし、法律の対象となる障がい者に「精神障害」が含まれるようになりました。

平成7(1995)年の「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」では、障がい者の地域での生活を支える地域福祉の考え方が基本的な視点とされました。

平成12(2000)年には、介護の社会化を理念とする介護保険法が施行されました。こうした社会福祉制度の大きな転換を受けて、平成15(2003)年には、障がい者自らが契約により福祉サービスを利用することができる支援費制度が導入されました。

さらに、平成18(2006)年に障害者自立支援法が施行されたことにより、3障害一元化の制度が確立され、障がいの種別にかかわらず共通のサービスを利用できるようになりました。また、日中活動と住まいに係るサービスを分離するなど、障がい者が複数のサービスを自ら選択する仕組みとなり、これまでの障がい者施策の在り方が大きく転換することになりました。

一方で、我が国は、平成19(2007)年に障害者権利条約に署名しました。その後、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23

(2011)年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、障がい者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

平成25(2013)年からは、障害者自立支援法に代わる法律として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)が施行されました。この法律では、障がい者が日常生活又は社会生活を営むための支援は、社会参加の機会やどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会での共生の妨げとなる社会的障壁が除かれるよう総合的に行わなければならない旨が、基本理念として掲げられました。

障害者総合支援法の附則において、同法の施行(平成25(2013)年)から3年後を目途として、障害福祉サービスの在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされていることを踏まえて、平成27(2015)年には見直しに向けた検討が行われ、平成28(2016)年に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、障がい者が自ら望む地域生活が送れるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障がい児支援の二一ズの多様化にきめ細かく対応等を目的として平成30(2018)年4月1日に施行されました。

そして、令和4(2022)年に障害者総合支援法等の一部を改正する法律が成立し、障害者等の地域生活の支援体制の充実のほか、障がい者の就労機会の拡大等を目的とした障害者の雇用の促進等に関する法律(以下、「障害者雇用促進法」という。)の一部改正、精神病院における虐待防止等を目的とした精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下、「精神保健福祉法」という。)の一部改正を含む事項等を盛り込んだ改正内容の一部が令和6(2024)年4月1日から施行されます。

その他にも、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律(以下、「障害者優先調達推進法」という。)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。)など、障がい者施策に関する数多くの法律が施行されています。

(3) 神奈川県 の 動 向

神奈川県は、昭和56(1981)年、「国際障害者年」を契機に障害福祉長期行動計画を策定、平成6(1994)年には、第二次障害福祉長期行動計画を策定し、「障害福祉の協調・方向」、「人権の尊重」、「生活の質の向上」、

「ノーマライゼーションとインクルージョン」を基本理念に、10年間を計画期間として障がい者福祉に取り組んできました。

平成16（2004）年3月に策定されたかながわ障害者計画では、障がい者の自立と社会参加の推進及び生活力を高めるための新たな支援等を重点的施策としました。また、平成18（2006）年4月に施行された障害者自立支援法を踏まえて、これまで以上に障がい者の地域生活支援に焦点を当て、かながわ障害者計画を具体化する施策の方向性を明確にし、かながわらしい施策を展開するために、かながわの障害福祉グランドデザインを策定しました。

その後、平成25（2013）年度にかながわ障害者計画が改定され、障がいの有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指してきました。

しかし、平成28（2016）年7月26日、県内の障害者支援施設において、入所者19人の生命が奪われるという社会を震かんさせる痛ましい事件が発生しました。この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられています。このような事件が二度と繰り返されないよう、神奈川県は「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。平成29（2017）年度からは、事件が発生した日を含む月曜日から日曜日までの1週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」として定め、共生社会の実現に向けて、様々な広報活動に取り組んでいます。

令和4（2022）年には、神奈川県障がい福祉計画を改定し、誰もが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、障がい者及び障がい児の地域生活を支える障害福祉サービス事業等の提供体制の確保を目指した施策を展開しています。

また、同年、これまでの施策を通して、障がい者一人一人の立場に立って、その望みや願いを尊重し、支援者や周りの人が工夫しながら支援することで、障がい者のみならず障がい者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが「当事者目線の障がい福祉」であると考えたことから、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～を令和5（2023）年に施行し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現を推し進めています。

（4）本市の動向

本市では、障がい者福祉を計画的・総合的に推進するために、平成10（1998）年に厚木市障害者福祉計画（第1期：平成10（1998）年度～平成14（2002）年度）を策定しました。平成30（2018）年の同計画（第5期：平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）の策定に当たっては、障

がい者のニーズや障がい福祉を取り巻く変化に的確に対応するため、計画期間を障害福祉計画に合わせ、これまでの5年から3年に変更しました。内容についても、将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」と定め、地域における共生のまちづくりを推進してきました。

また、平成18(2006)年4月に障害者自立支援法が施行され、平成19(2007)年3月に同法に基づく厚木市障害福祉計画(第1期：平成18(2006)年度～平成20(2008)年度)を策定し、障がい者の自立した地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定し、障害福祉サービスを計画的に提供できるよう取り組んできました。

令和2(2020)年には、世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症が多くの人の生命と暮らしに多大な影響を与え、新しい生活様式が求められるなど、障がい者を取り巻く環境も大きく変化することを余儀なくされました。

そのような中、令和3(2021)年の同計画(第6期：令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)の策定に当たっては、重症心身障がい、重度の自閉症、医療的ケアなど専門的な支援を必要とする方に対するサービス提供体制の構築や、障がい児とその家族に対する継続的な相談支援の提供促進など、障がい者の地域生活を支えるサービス基盤整備を目指した取組のほか、障がい者本人の立場に則した意思決定支援の実施や成年後見制度の普及啓発を含めた障がい者の権利擁護等の推進しているところです。

本計画においては、社会情勢や地域課題を踏まえ、市の最上位計画である第10次厚木市総合計画第1期基本計画や地域福祉計画等の上位計画との整合を図りつつ、人口等の推移及び将来推計や市内の障がい者及び障害福祉サービス等事業所に対して実施した厚木市障害福祉サービス利用・提供実態調査(令和5(2023)年3月)を基に、必要な障害福祉サービスを的確に把握した上で、新たな計画として策定することとしました。

障がい者福祉施策に関する主な法律の施行等

年		主な法律の施行等	内容
平成 19 年	2007 年	「障害者の権利に関する条約」署名	障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定
平成 22 年	2010 年	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」施行	発達障がい、障害者自立支援法及び児童福祉法の対象になることを明確化
平成 23 年	2011 年	「障害者基本法の一部を改正する法律」施行	障がい者の権利擁護を目指し、国や企業などに対し、障がい者の社会参加を妨げたり、日常生活を制約したりする「社会的障壁」を取り除くよう求める。
平成 24 年	2012 年	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」施行	障がい児支援の根拠法を児童福祉法に一元化、障がい種別で分かれていた施設一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村に移行など
平成 24 年	2012 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律
平成 25 年	2013 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行（一部は平成 26（2014）年施行）	障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、グループホームへの一元化など

※ 「主な法律の施行等」では、法律の正式名称を記載しています。

年		主な法律の施行等	内容
平成 25 年	2013 年	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど
平成 26 年	2014 年	「障害者の権利に関する条約」批准	障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定
平成 28 年	2016 年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進するなど
平成 29 年	2017 年	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、住宅確保要配慮者に対し居住支援活動を行う居住支援法人の指定など
平成 30 年	2018 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行	障がい者が望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応として、自立生活援助、就労定着支援及び居宅訪問型児童発達支援の創設、重度訪問介護及び保育所等訪問支援の訪問先の拡大、障害児福祉計画の策定など

※ 「主な法律の施行等」では、法律の正式名称を記載しています。

年		主な法律の施行等	内容
平成30年	2018年	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行	社会的障壁の除去等の基本理念、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化、更なる利用し易さの確保に向けた施策の充実等について規定
平成30年	2018年	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行	障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進等について規定
令和元年	2019年	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行	障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置等について規定
令和元年	2019年	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行	視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する基本理念、国及び地方公共団体の責務、施策の基本となる事項等について規定
令和2年	2020年	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」施行	聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定、聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービス制度の創設等について規定

※ 「主な法律の施行等」では、法律の正式名称を記載しています。

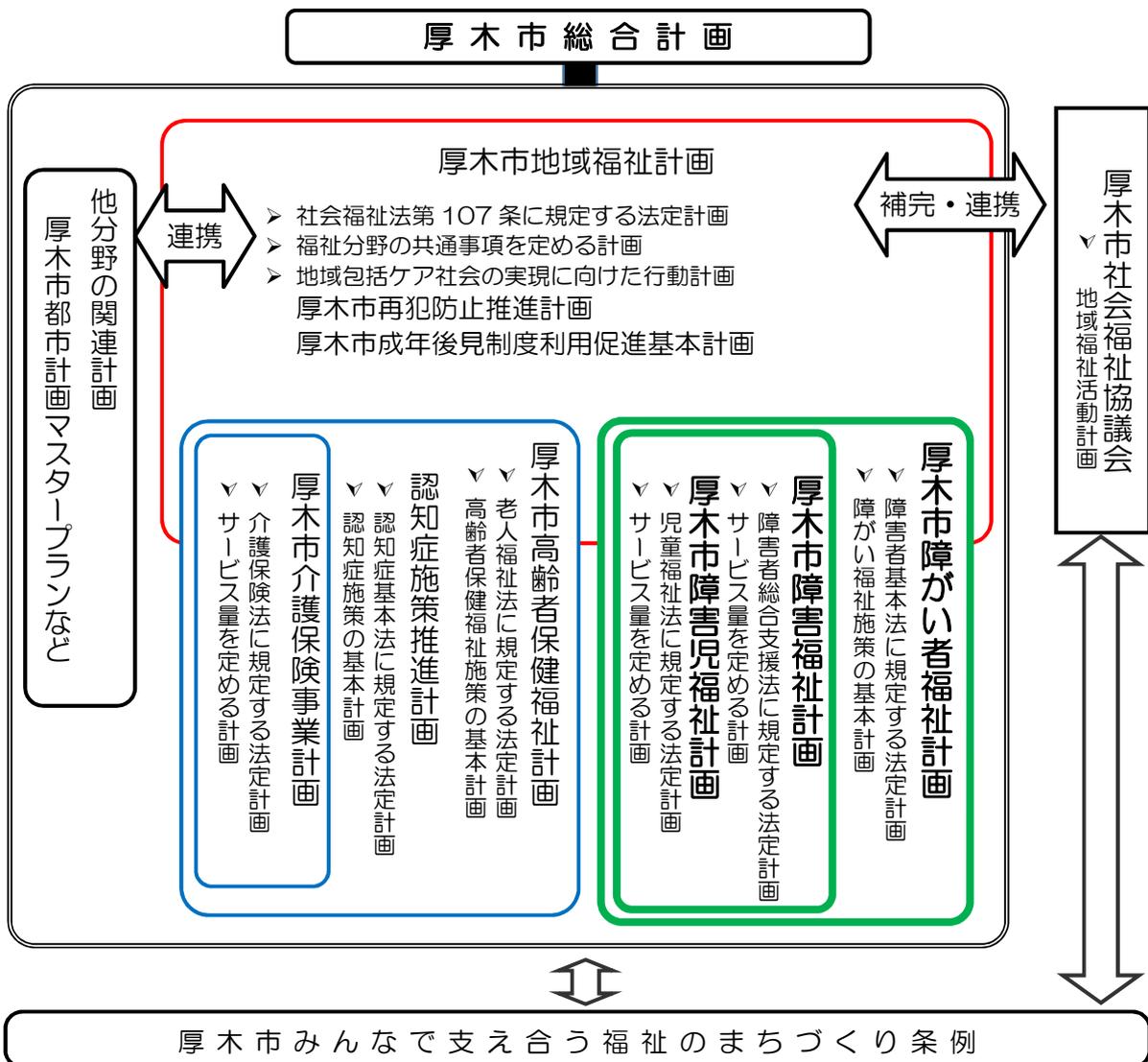
年		主な法律の施行等	内容
令和4年	2022年	障害者権利委員会による「障害者の権利に関する条約」の第1回政府報告の対面審査	同条約に基づく障害者の権利の実現のために、よりよい制度や環境の整備・改善を行うための協議の場として、差別解消、バリアフリー、雇用促進等の制度が評価された一方で、意思決定、インクルーシブ教育、精神障害者の入院等に関する勧告を受ける
令和4年	2022年	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関する基本理念、国・地方公共団体等の責務、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項について規定
令和6年	2024年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加、事業者の合理的な配慮の提供の義務化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化について明記
令和6年	2024年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」施行	障害者等の地域生活の支援体制の充実のほか、障がい者の就業機会の拡大等を目的とした障害者雇用促進法の一部改正、精神病院における虐待防止等を目的とした精神保健福祉法の一部改正を含む事項について規定

※ 「主な法律の施行等」では、法律の正式名称を記載しています。

2 計画の位置付けと性格

障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画で、厚木市総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画としており、目指すべき将来像や基本理念を共有するとともに、障がい者理解の促進を重点に、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるために必要な取組を進め、「地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画」とします。



SDGs（持続可能な開発目標）の取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を年限とする 17 の国際目標が定められています。

本計画でも、SDGs の目標達成に向けた障がい福祉の取組を推進します。

○ 17 の目標



出典 国際連合広報センター

○ 本計画で取り組むべき SDGs の目標

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>すべての人に健康と福祉を</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>質の高い教育をみんなに</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>	<p>働きがいも経済成長も</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内及び各国間の不平等を是正する。</p>	<p>人や国の不平等をなくそう</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>住み続けられるまちづくりを</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	<p>平和と公正をすべての人に</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	<p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>		

出典 外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組」(平成 29(2017)年3月)から抜粋

3 計画の期間

ますます少子化が進む中、令和7（2025）年に団塊の世代が後期高齢者である75歳を迎え、令和22（2040）年には、その団塊の世代の子ども世代にあたる団塊ジュニア世代が65歳を迎えます。さらに、市の将来の人口規模の展望と目指すべき将来の方向を示した「厚木市人口ビジョン（令和3（2021）年3月改定）」では、令和27（2045）年に本市において高齢者人口がピークを迎えるとされています。

本計画は、このような社会の到来を見据え、本市が目指す「地域包括ケア社会」の理念を明確に位置付け、障がい者福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年計画とします。

なお、計画期間中に法制度等の変更があった場合は、必要に応じて見直し等を行います。

計画期間

年度	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
関連諸計画							
第10次厚木市総合計画 ※1	基本構想（12年）						
	第1期基本計画（6年）				第2期基本計画（6年）		
厚木市地域福祉計画 ※2	第5期計画 (3年)	第6期計画（3年） (成年後見制度利用促進計画を包含)			第7期基本計画		
厚木市成年後見制度 利用促進基本計画	第1期計画 (4年)						
厚木市高齢者保健福祉計画 ※3	第8期計画 (3年)	第9期計画（3年） (認知症施策推進計画を包含)			第10期計画		
厚木市障がい者福祉計画 ※4	第6期計画 (3年)	第7期計画（3年）			第8期計画		

※1 第10次厚木市総合計画の基本構想は、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度まで。第2期基本計画は令和9（2027）年度から令和14（2032）年度まで。

※2 厚木市地域福祉計画は、厚木市再犯防止推進計画を含む。

※3 厚木市高齢者保健福祉計画は、厚木市介護保険事業計画を含む。

※4 厚木市障がい者福祉計画は、厚木市障害福祉計画、厚木市障害児福祉計画を含む。

4 計画の対象者

本計画の対象者は、障がい者はもちろんのこと、事業所、各種団体、地域住民や行政など、障がい者に関わる全ての人々を対象としています。

本計画における「障がい者」の対象者は、障害者基本法第2条の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある方であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方」とします。

また、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法第2条）のほか、高次脳機能障がいや難病（治療方法が確立していない疾病等）により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方についても対象とします。

なお、児童福祉法第4条では、18歳未満の障がい者を障がい児と規定しています。

本計画においては、対象が18歳未満の障がい者に限定しているところは「障がい児」と表記し、その他のところは年齢の区別なく「障がい者」と表記しています。

5 計画の推進体制

本計画は、本市における障がい者福祉の基本的な計画として、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるために必要な取組を定める計画です。

本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民・事業者・関係機関がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して取り組む必要があります。

(1) 保健福祉審議会

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、あらゆる分野が一体となった推進体制が必要です。保健、医療、福祉などの分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成する保健福祉審議会において計画の全体的な調整を行います。

本市では、各年度の達成状況について調査、分析及び評価を行い、保健福祉審議会に報告した上で、必要に応じて計画や施策を見直すこととします。

○ PDCA のイメージ



(2) 地域包括ケア推進会議

中長期的視点を踏まえ、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送ることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア社会の実現に向けた検討を行うため、医療、介護、福祉の分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成した地域包括ケア推進会議を設置しています。

本市の地域包括ケア社会の実現に向けて、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することを目的としています。

(3) 障害者協議会

本市では、障がい者が住み慣れた地域で日常生活や社会生活を営み、安心して心豊かに暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づき、障害者協議会を設置しています。この協議会では、障がい者の社会参加の機会や地域社会での共生を妨げる社会的障壁の除去などの課題解決に向けて、地域の関係機関との連携体制の整備を図るための協議を行います。

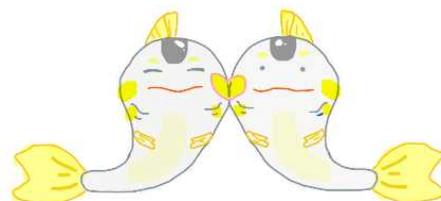
(4) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に定められ、地域福祉の推進を図ることを目的に、「地域福祉の推進役」として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる団体です。

(5) 権利擁護支援センターあゆさぼ

障がい者等が安心して地域生活を送ることができるようにするため、中核機関として、権利擁護の普及啓発を進め、厚木市成年後見制度利用促進協議会の事務局を担い、地域の関係団体等との連携を図り、地域で支え合う仕組みとして地域連携ネットワークを構築しています。

障がい者を日常的に見守るチームの支援や、地域連携ネットワークの計画的な強化に努めていきます。



(6) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働

地域福祉を推進する上で、地域住民、民間事業者、ボランティア団体、医療・介護関係者などは、行政の大切なパートナーです。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があります。

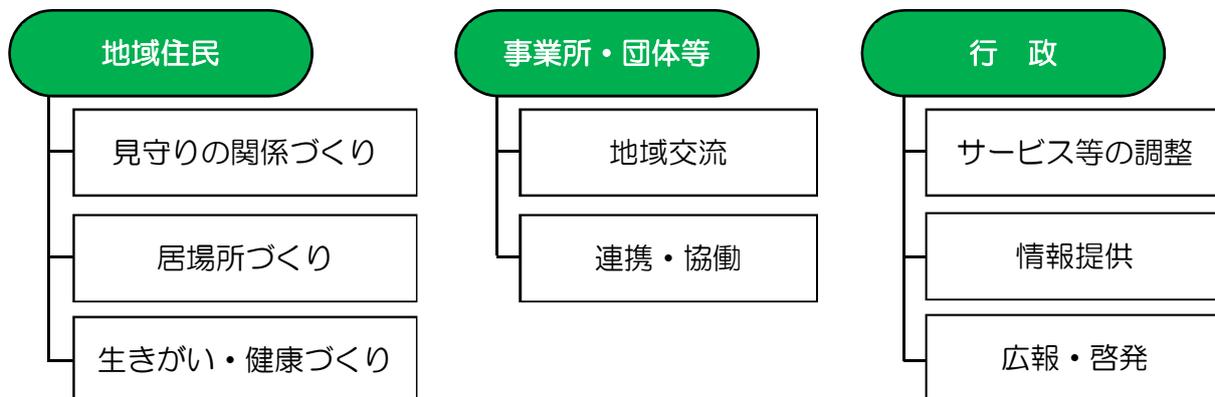
地域の障がい者相談支援センターや地域包括支援センターを中心に、その地域に応じた実態や課題について把握し、関係者間で問題意識を共有し、課題解決できるよう行政としても働きかけていきます。

(7) 国・県・近隣市町村との連携

国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

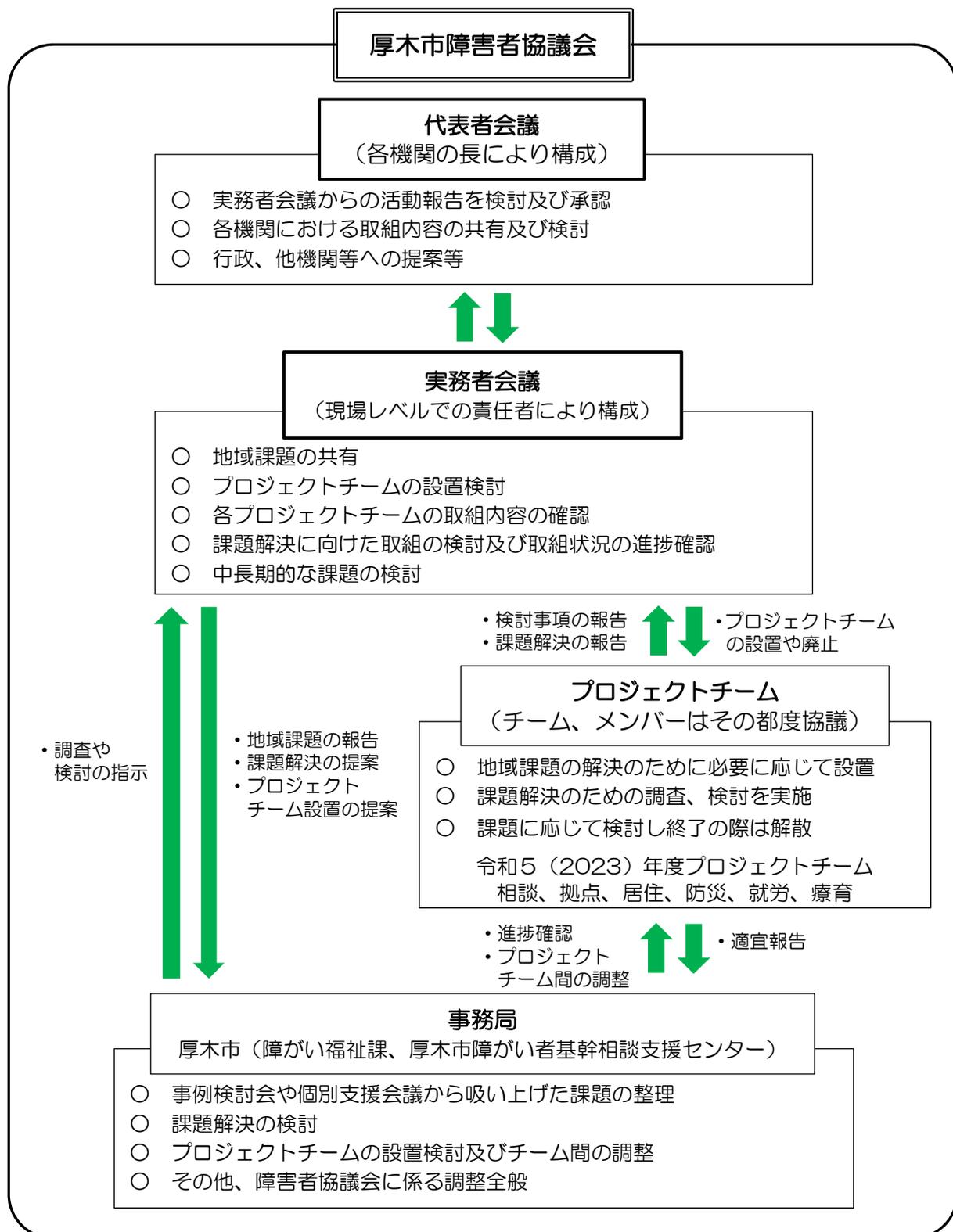
また、障がい者福祉を推進する上で、広域的に対応することが望ましい施策については、近隣市町村との連携を図り、施策の推進に努めます。

○ 地域包括ケア社会（下図はイメージ）の実現に向けたそれぞれの役割を次のとおり位置付けます。



○ 障害者協議会

行政、民間事業者、当事者など障がいに関わる人々が対等の立場に立ち、事例検討、意見交換及び情報共有を行う場です。様々な地域の課題に柔軟に対応できるよう、障害者協議会を活用し課題解決に向けた取組を推進していきます。



第2章 本市の状況

1 人口構成

(1) 人口の状況

(2) 障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移

(3) 地区別の状況

2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況

(2) 知的障がい者（療育手帳所持者）の状況

(3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況

(4) 障がい児の状況

(5) 障害支援区分認定者の状況

1 人口構成

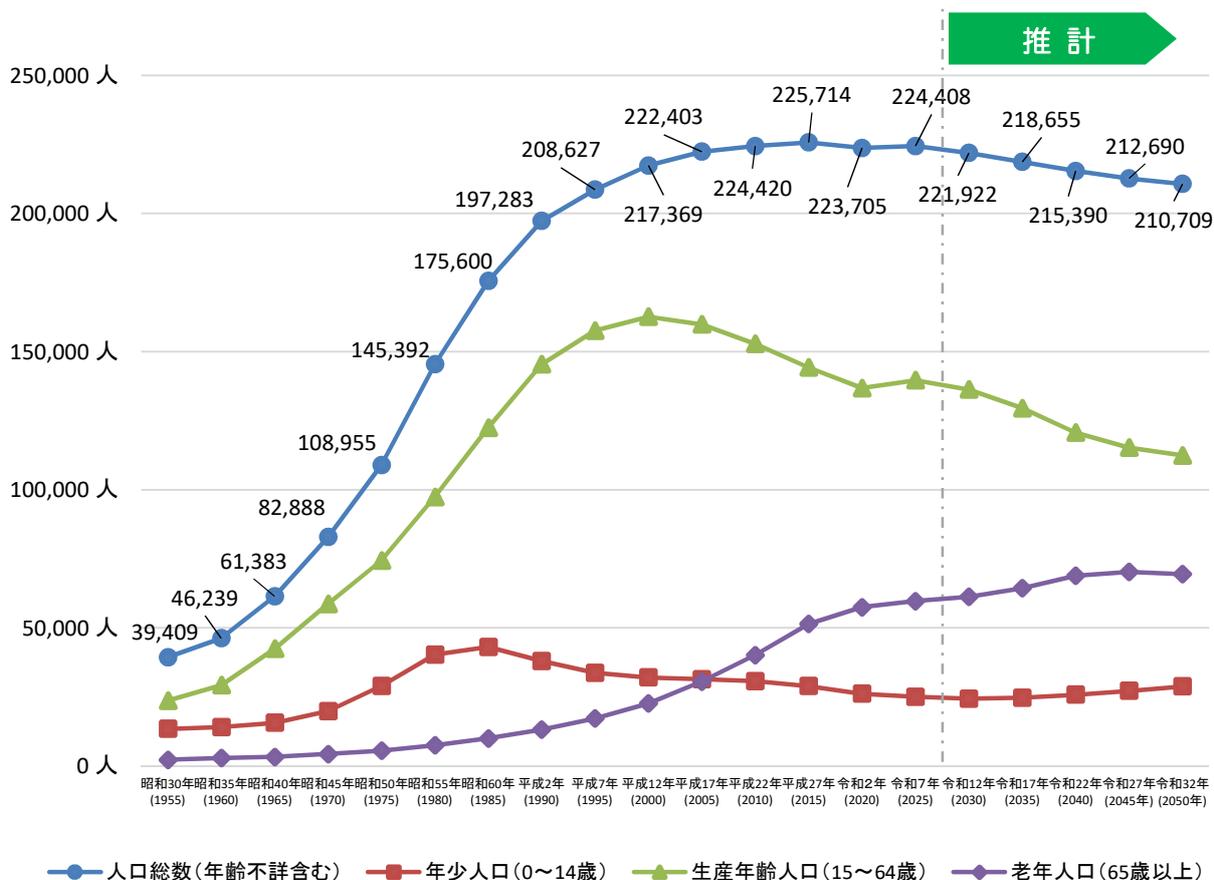
(1) 人口の状況

人口総数が令和2（2020）年の国勢調査において、前調査を下回る223,705人となり、調査以降で初めての人口減少となりました。

年少人口（0～14歳）は昭和60（1985）年以降緩やかに減少し、平成17（2005）年に老年人口（65歳以上）とほぼ同数となりました。生産年齢人口（15～64歳）は平成12（2000）年以降減少に転じていますが、老年人口（65歳以上）は一貫して増加を続けています。

「厚木市人口ビジョン」では、合計特殊出生率の上昇、20歳代・30歳代の定住促進・転出抑制等、取り組む施策の効果を見込んだ場合の将来人口の推計を本市の将来展望とし、目標人口としています。

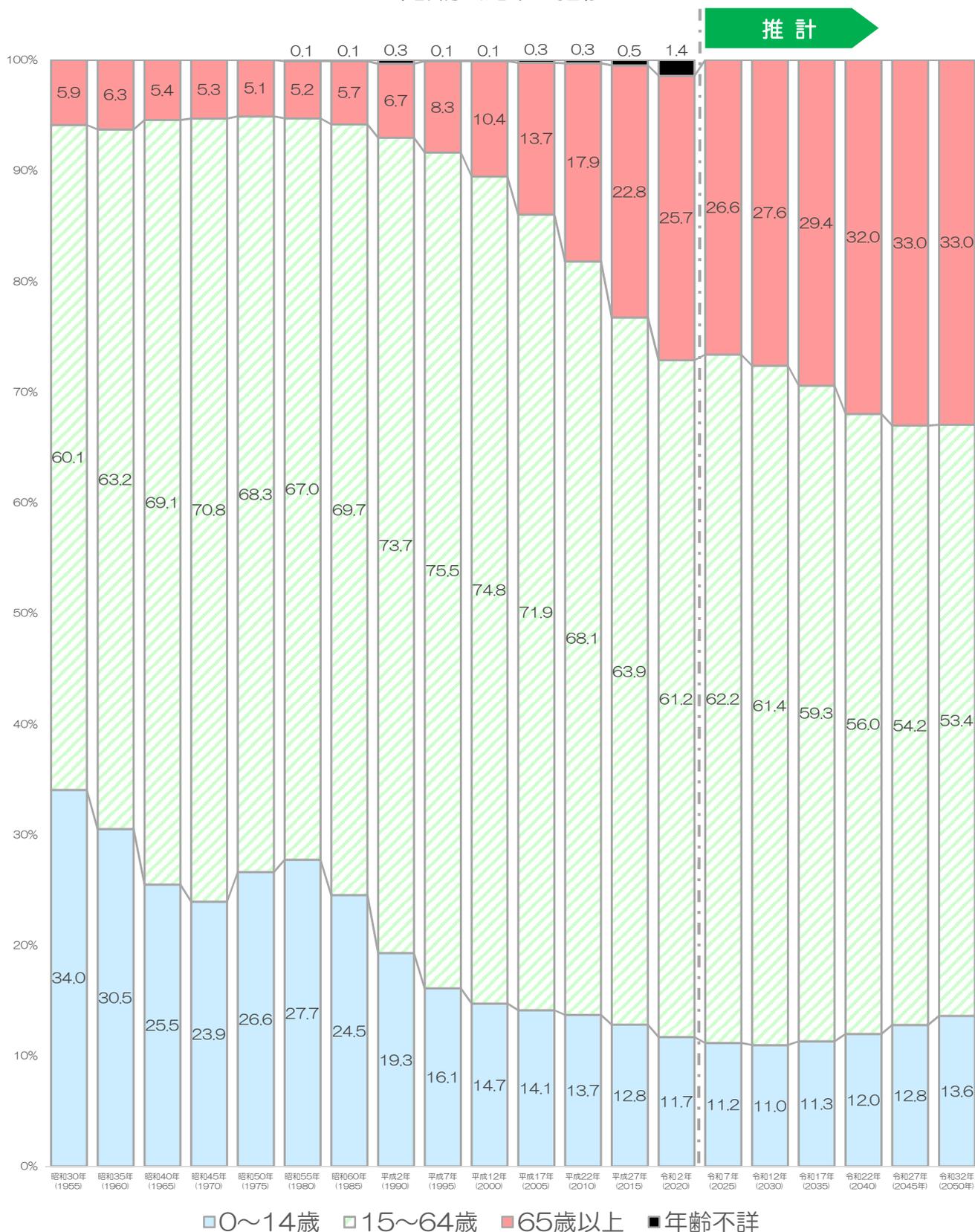
年齢階層別人口の推移



資料 総務省「国勢調査」(各年)

※ 推計については、「厚木市人口ビジョン(令和3(2021)年3月改定)」

年齢構成比率の推移



資料 総務省「国勢調査」(各年)
 ※ 推計については、「厚木市人口ビジョン(令和3(2021)年3月改定)」

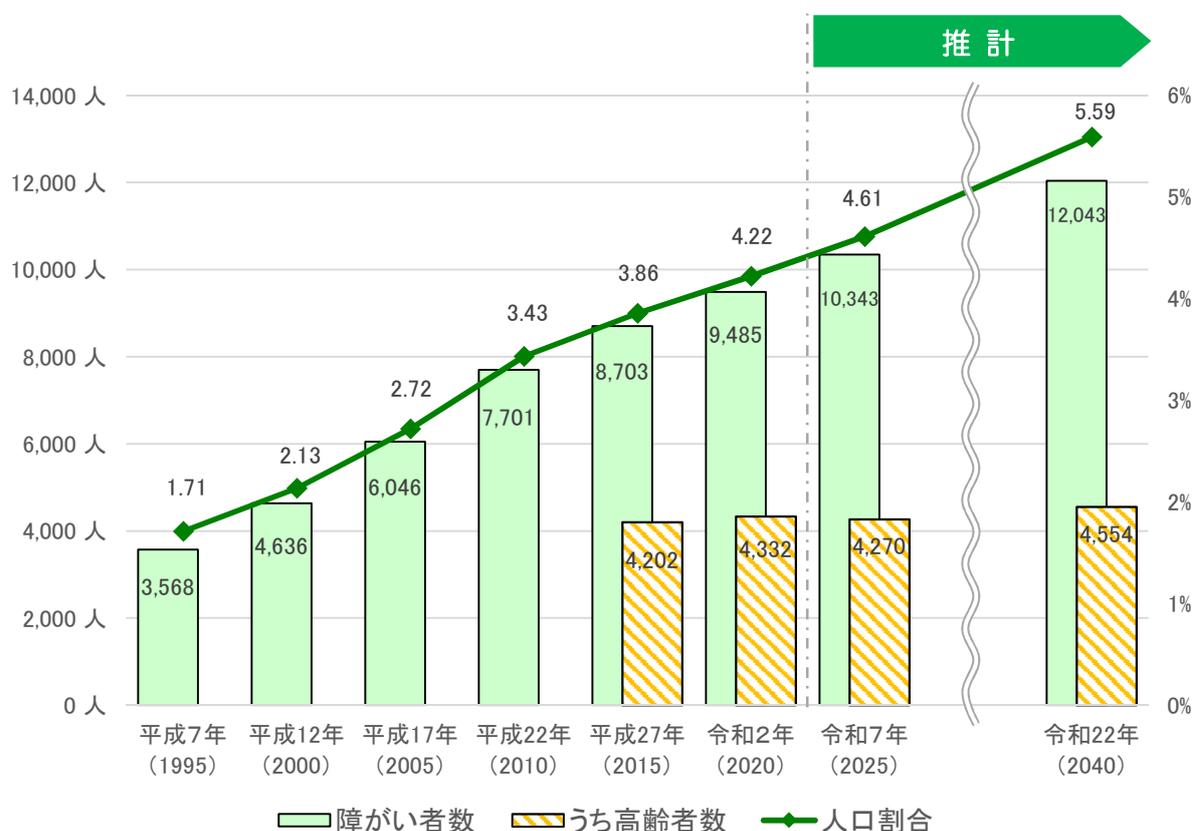
(2) 障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移

ア 障がい者人口（障害者手帳所持者）

障がい者は年々増加しており、令和7（2025）年では、平成7（1995）年からの30年間で約3倍になると推計しています。また、障がい者人口における高齢者の割合は4割以上を占め、今後も増加することが見込まれます。

「厚木市人口ビジョン」における将来展望によると、人口は令和2（2020）年以降も減少が続くと推計していますが、これに対し、障がい者の人口割合は増加すると見込んでいます。

障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 推計は厚木市障がい福祉課作成

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 障害者手帳は、障がいのある人が取得できる手帳で、一般に身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の総称をいいます。

※ 障がい者数は、正確な数値を捉えることが不可能なため、それぞれの障害者手帳所持者の合計から重複の人数を除いた数とします。

※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

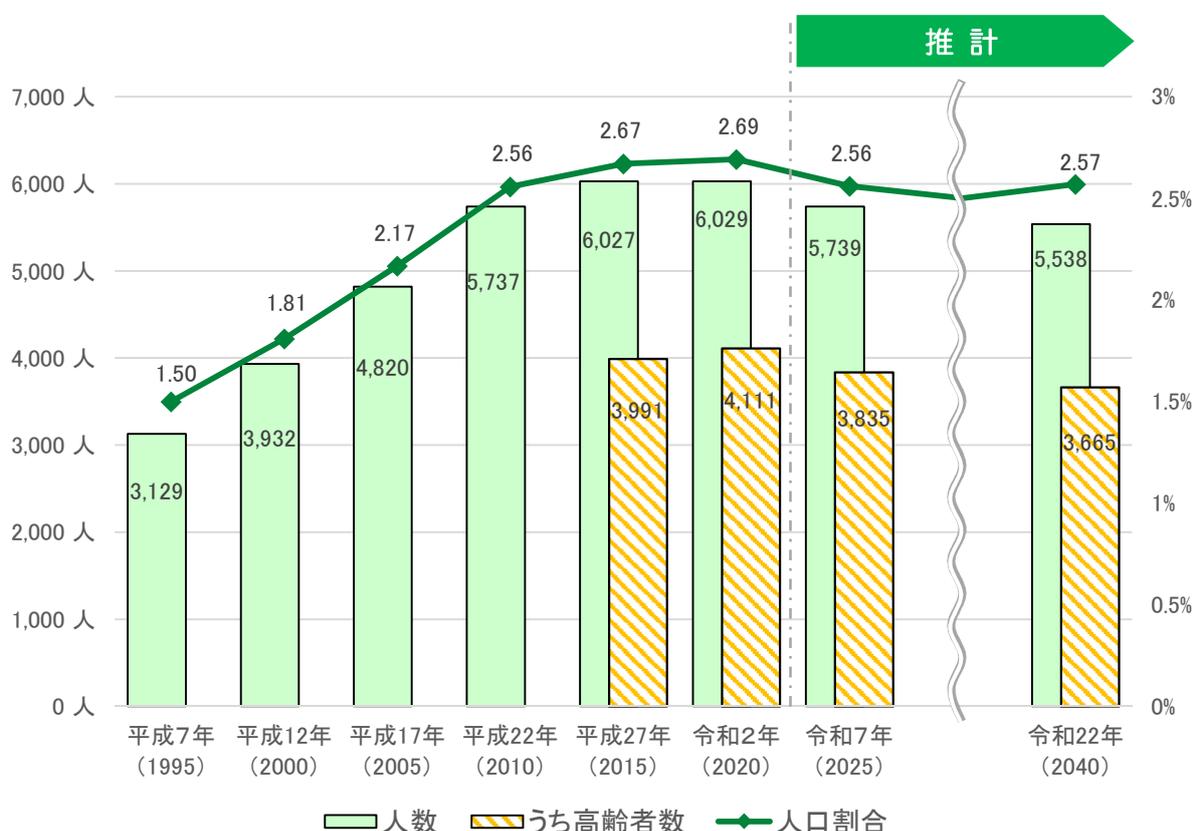
イ 身体障がい者人口（身体障害者手帳所持者）

身体障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

しかし、「厚木市障がい者数統計」において、令和2（2020）年以降から僅かではありますが、身体障がい者の高齢者（65歳以上）の数が減少傾向に転じていることから、令和7（2025）年の身体障がい者数は減少に転じると想定されます。

なお、令和22（2040）年においては、団塊ジュニア世代が65歳を迎えることから、減少傾向から一転し、増加することが見込まれます。

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 推計は厚木市障がい福祉課作成

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 身体障がい者数は、身体障害者手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法が定める身体障がいの種類や程度に該当し、その障がいが一年以上持続する場合に所持する手帳です。

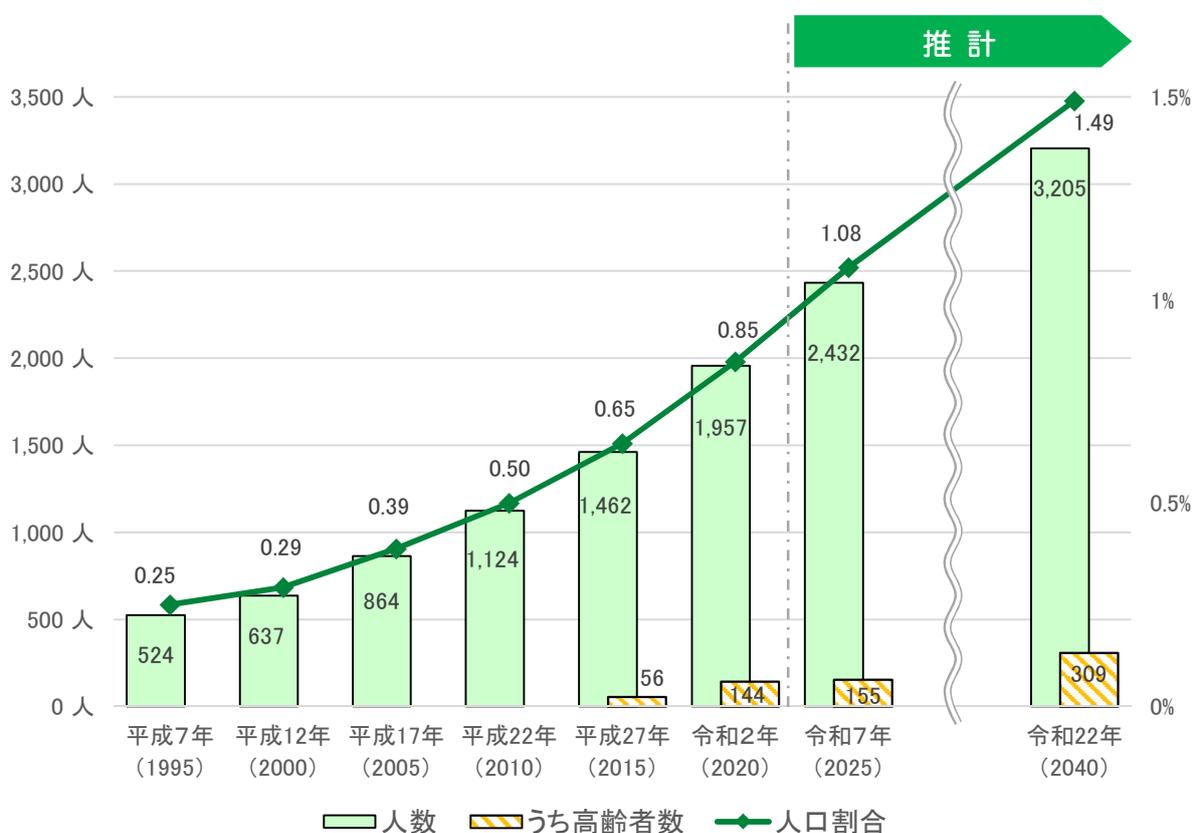
※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

ウ 知的障がい者（療育手帳所持者）

知的障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

療育手帳は、18歳頃までに取得する人が多く、現在も若年層を中心に手帳取得者が多くなっている状況です。そうした年齢層の加齢とともに、また新たに取得する人が加わることで、知的障がい者及び人口割合は、増加が続くと見込んでいます。

知的障がい者（療育手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 推計は厚木市障がい福祉課作成

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 知的障がい者数は、療育手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 療育手帳は、神奈川県が知的障がいと判定した場合に所持する手帳ですが、知的障がいと判定を受けた方が必ずしも手帳を取得するとは限りません。

※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

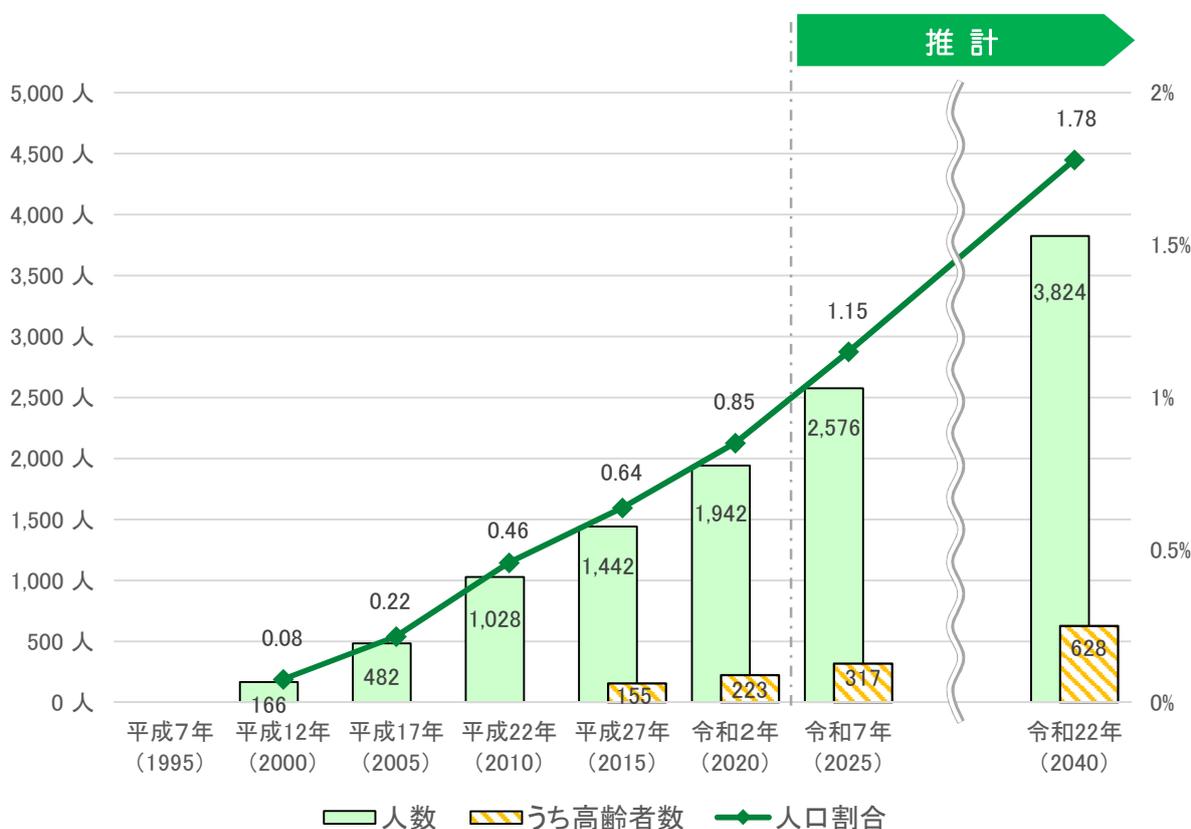
エ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）

精神障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持するものであり、精神疾患に罹患している人は手帳の所持者以上に存在していると思われます。

今後は、精神障がい者にも対応した地域包括ケア社会の実現に向けた取組により、これまで支援につながらなかった人が障害福祉サービス等を利用することが想定されるため、精神障がい者及び人口割合は増加が続くと見込んでいます。

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 推計は厚木市障がい福祉課作成

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 精神障がい者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法に基づき、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持する手帳ですが、精神疾患に罹患している方が必ずしも手帳を取得するとは限りません。

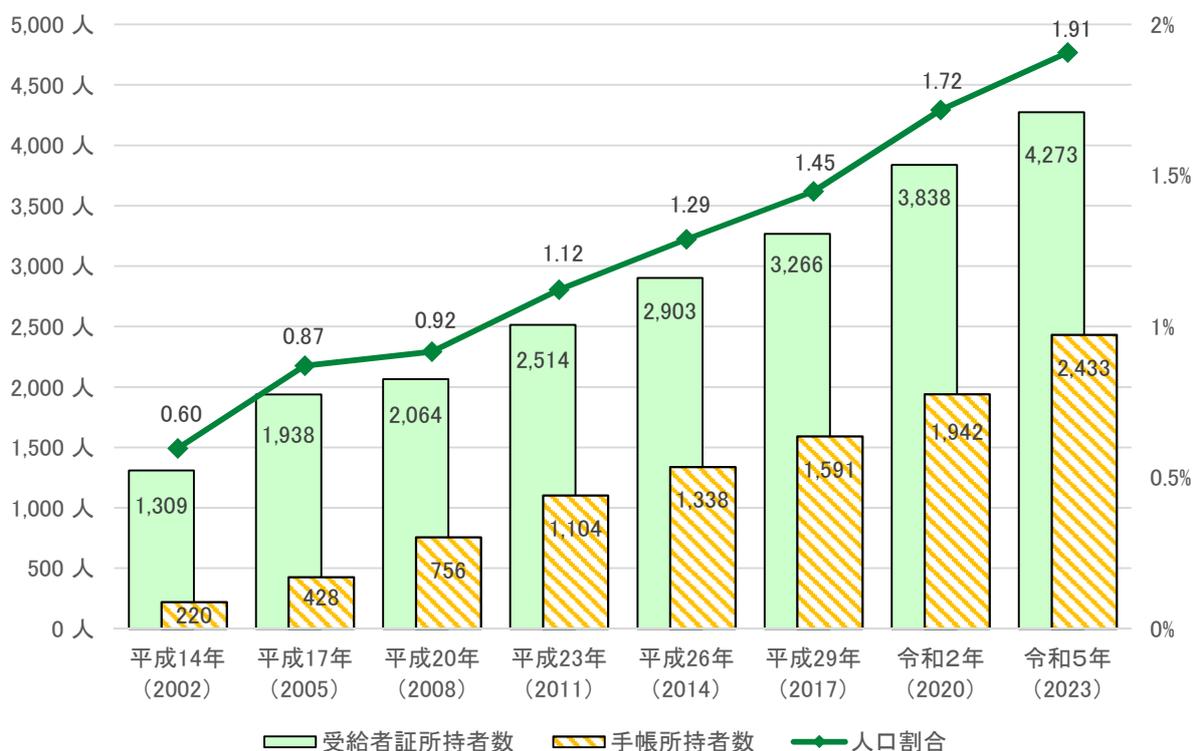
※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

オ 精神障がい者（自立支援医療（精神通院医療）受給者）

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患を有する方が、通院による精神医療を継続的に必要とする場合に受けられる制度です。自立支援医療（精神通院医療）受給者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

令和5（2023）年の精神障害者保健福祉手帳所持者は、2,433 人となっていますが、自立支援医療（精神通院医療）受給者は、4,273 人と約1.8 倍となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

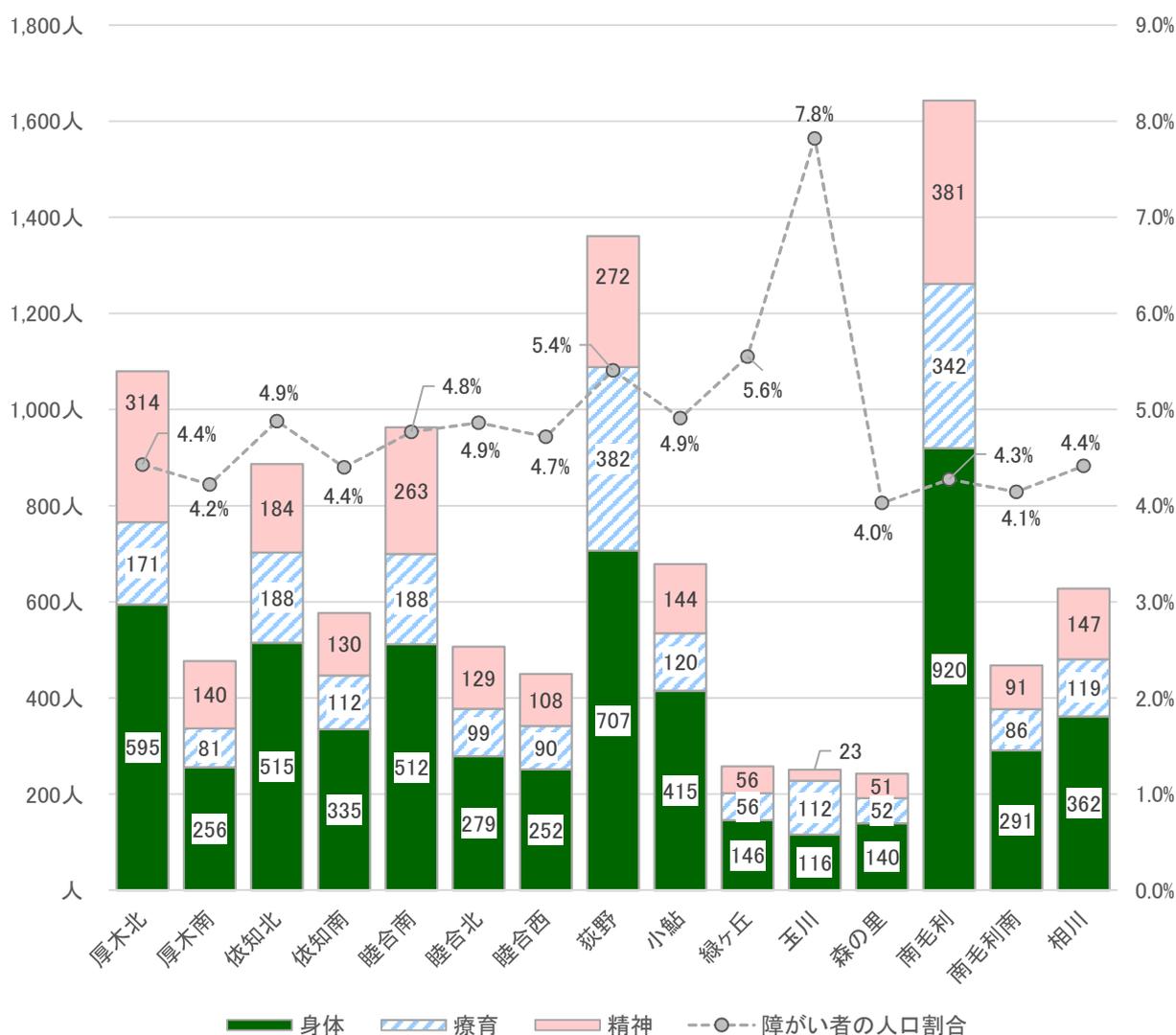
※ 自立支援医療（精神通院医療）は、精神保健福祉法が定める精神疾患の治療のため、通院による医療を継続的に必要とする場合に利用できる公費負担医療制度の1つであり、自立支援医療（精神通院医療）を受けている方が必ずしも手帳を所持しているとは限りません。

(3) 地区別の状況

ア 地区別障がい者（障害者手帳所持者）

障がい者を地区市民センター単位の15地区別にみると、利便性が高い厚木北地区や人口が多い荻野地区や南毛利地区で1,000人以上となっています。

地区別障がい者（障害者手帳所持者）の状況



資料 厚木市障がい福祉課

※ 令和5（2023）年10月1日現在

※ 住民基本台帳による数値に基づき作成

※ 障がい者数は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

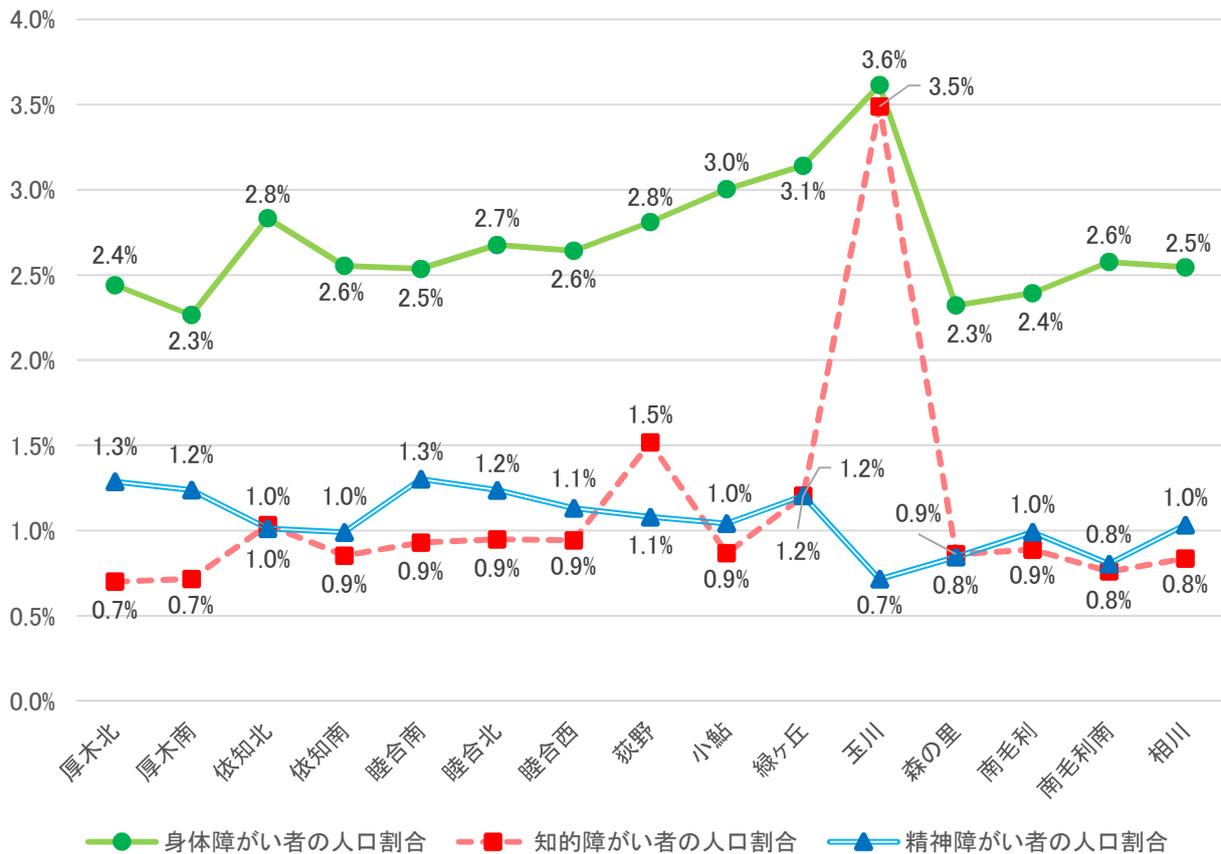
イ 地区別障がい者（障害者手帳所持者）人口割合

障がい者人口割合を地区市民センター単位の15地区別にみると、玉川地区や緑ヶ丘地区の身体障がい者人口割合が特に高くなっています。身体障がい者人口割合は、介護保険における入居・入所施設が多い地区や高齢化が進行している地区ほど高くなる傾向にあります。

知的障がい者では、玉川地区の人口割合が最も高くなっています。このことについては、当該地区の人口に対し、障害者支援施設やグループホームが多く設置していることが要因と考えられます。

なお、精神障がい者の人口割合は、前計画時においては、精神病院やメンタルクリニックがある地区の割合が高い傾向にありましたが、ここ数年で、市内のグループホームが各地区で新設・増加した影響もあり、一部地区を除き、大きな隔たりが生じていません。

地区別障がい者（障害者手帳所持者）人口割合



資料 厚木市障がい福祉課

※ 令和5（2023）年10月1日現在

※ 住民基本台帳による数値に基づき作成

※ 障がい者数は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況

身体障がい者の状況は、年齢別では「65歳以上」が66.6%、障がい部位別では「肢体不自由」が49.3%、障がい等級別では最重度の「1級」が35.1%と、それぞれ最も多くなっています。

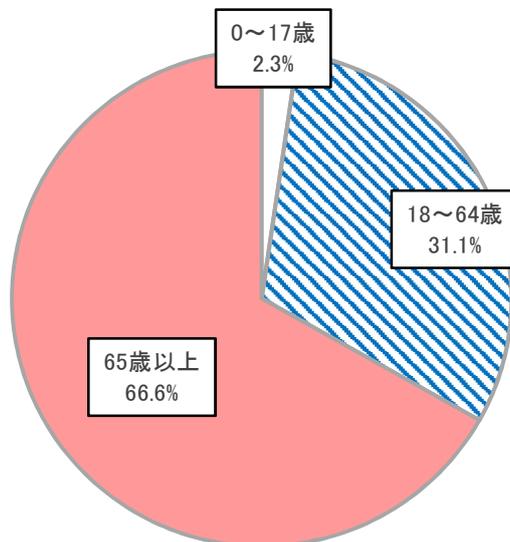
なお、身体障がいの等級は、1級から7級までの7段階に分けられていますが、身体障害者手帳の交付は1級から6級までとなっており、7級に該当する障がい者が2つ以上重複する場合には6級となります。

身体障害者手帳所持者の年齢層別内訳

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
135	1,815	3,891	5,841

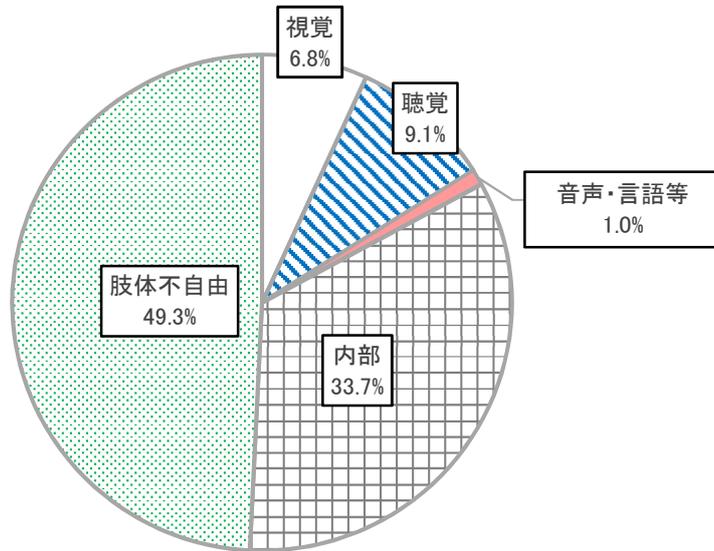
資料 厚木市障がい者数統計（以下、各障がい種別における障害者手帳所持者の状況も同様）



身体障害者手帳所持者の障がい部位別内訳

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語・そしゃく障がい	内部障がい	肢体不自由	合計
399	534	60	1,967	2,881	5,841

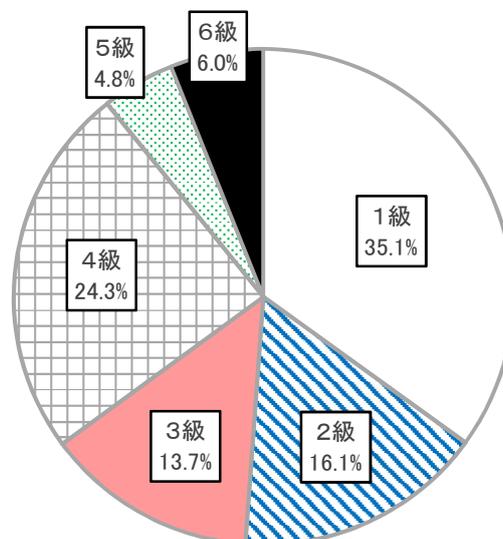


※ 比率は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計は100.0%を満たしません。

身体障害者手帳所持者の障がい等級別内訳

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
2,046	942	801	1,419	279	351	5,841



(2) 知的障がい者（療育手帳所持者）の状況

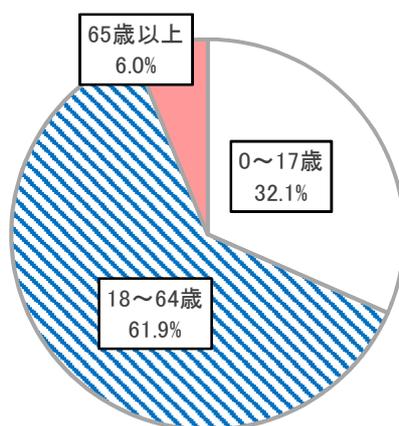
療育手帳は、知的障がいと判定された方が取得できる手帳です。18歳未満の場合は児童相談所、18歳以上の場合は総合療育相談センターが、知能検査や日常生活動作などを総合的に判断して判定を行います。

療育手帳所持者の状況は、年齢別では「18歳～64歳」が61.9%、障がい等級別では比較的軽度の「B2」が42.3%と、それぞれ最も多くなっています。

療育手帳所持者の年齢層別内訳

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

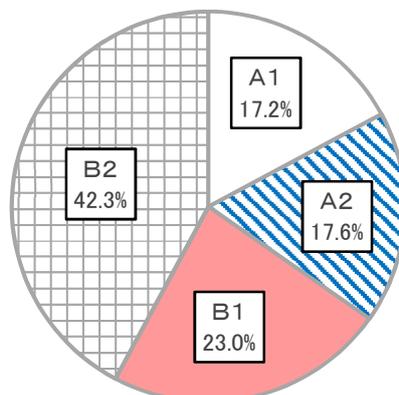
0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
705	1,361	132	2,198



療育手帳所持者の等級別内訳

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

A1	A2	B1	B2	合計
377	387	505	929	2,198



※ 比率は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100.0%を超過します。

(3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況

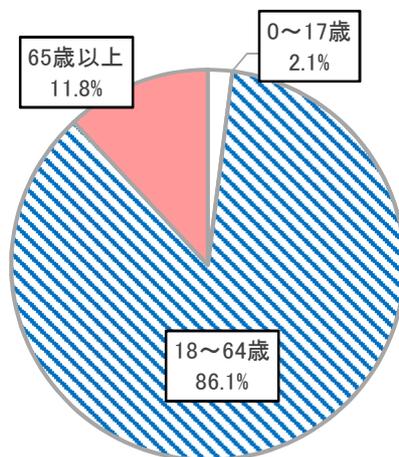
精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患と診断された日から6か月以上経過し、その症状の継続によって生活に支障がある場合に取得できる手帳です。

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況は、年齢別では「18歳～64歳」が86.1%、障がい等級別では「2級」が64.5%とそれぞれ最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢層別内訳

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

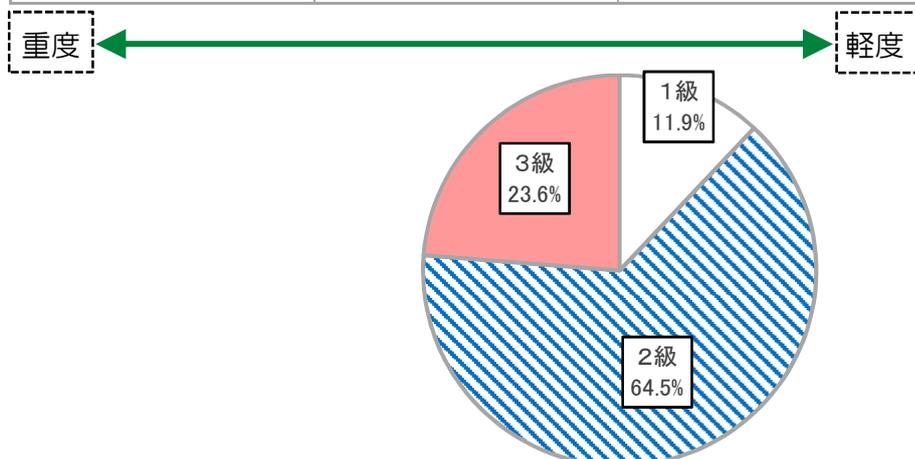
0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
50	2,096	287	2,433



精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

1級	2級	3級	合計
289	1,570	574	2,433



※ 比率は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100.0%を超過します。

(4) 障がい児の状況

障がい児は、18歳未満の市内人口31,004人のうち1,486人(4.8%)となっています。障がい種別にみると知的障がい児が最も多くなっていますが、障がいの手帳を取得するのではなく、発達の遅れ等により、病院等における意見書を用いて障害児通所支援を利用している人もいます。

障がい児に対する義務教育は、小・中学校、特別支援学校があります。特別支援学校は障がいのある児童・生徒を教育する学校で、それぞれの障がいの状況に応じたきめ細かな教育を行います。

本市では、市立小学校に通学する児童10,485人のうち、特別支援学級に在籍する児童数は572人です。市立中学校では、生徒数5,600人のうち、253人が特別支援学級に通学しています。

特別支援学級は、市立小・中学校において、少人数の学級編成の下、個々に応じた指導を行い、地域社会に適応し社会的自立ができるよう児童・生徒の教育的ニーズに合った教育を行う学級です。

学級種別では、「知的障がい」が最も多く、「自閉症・情緒障がい」が次いで多くなっており、いずれも全ての市立小・中学校で設置しています。

障がい児の状況

令和5(2023)年10月1日現在 単位：人

身体障がい児	知的障がい児	精神障がい児	手帳未所持児童	合計
135	705	50	596	1,486

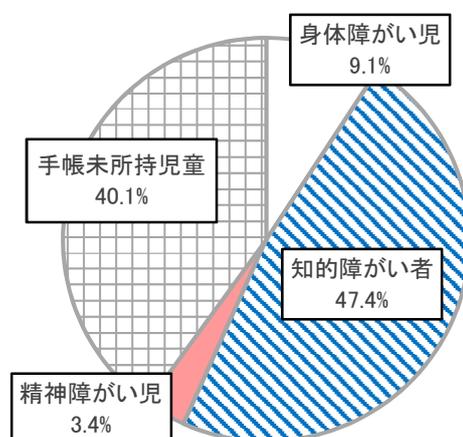
資料 厚木市障がい者数統計

※ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者(他の障がいとの重複の人数を含む。)

と児童通所支援支給決定者(手帳未所持者)の合計

※ 手帳未所持者は、児童通所支援支給決定者で手帳を所持していない児童

※ 重複を除いた障がい児の人数は1,413人



市内在住者特別支援学校別在籍者数

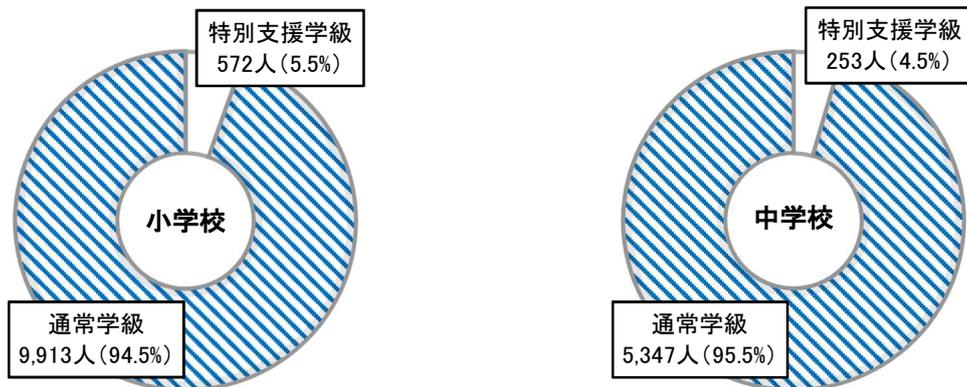
令和5（2023）年5月1日現在 単位：人

学校名称	小学部	中学部	高等部	合計
えびな支援学校 （肢体不自由・知的障がい）	7	17	36	60
伊勢原養護学校 （知的障がい）	7	3	71	81
座間養護学校 （肢体不自由、知的障がい※）	10	8	12	30
その他	8	7	13	28
合計	32	35	132	199

資料 厚木市教育委員会

※ 座間養護学校における知的障がい教育部門は高等部にのみ設置

市立小・中学校特別支援学級在籍者数割合



資料 厚木市オープンデータ「小・中学校児童・生徒数・学級数調査一覧」

市立小・中学校特別支援学級設置数

令和5（2023）年5月1日現在 単位：学級数

学制別	知的障がい	自閉症・情緒障がい	肢体不自由	難聴	病弱	弱視	合計
小学校 （23校）	46	40	8	2	8	1	105
中学校 （13校）	22	18	3	3	6	0	52
合計	68	58	11	5	14	1	157

資料 厚木市オープンデータ「厚木市立小・中学校特別支援学級・通級指導教室設置校」

(5) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分は、障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。令和5（2023）年10月1日時点で障害福祉サービスの支給決定を受けている全1,577人のうち、約66%にあたる1,040人が障害支援区分の認定を受けています。

障がい種別にみると、知的障がい者の認定者数が最も多く605人となり、全体の58.2%を占めています。

身体障がい者、知的障がい者及び難病では、最も重度の障害支援区分6、精神障がい者では、障害支援区分2がそれぞれ最も多くなっています。

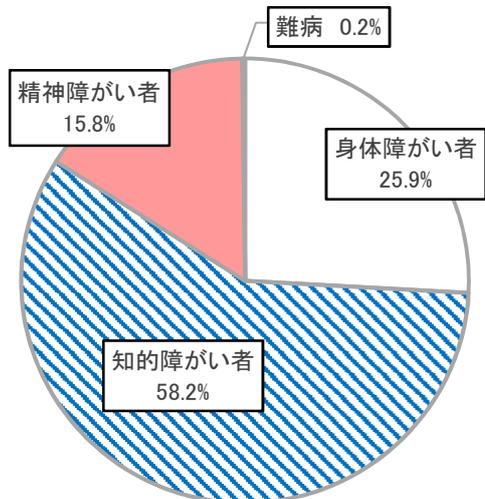
障害支援区分別の認定状況(障がい種別)

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

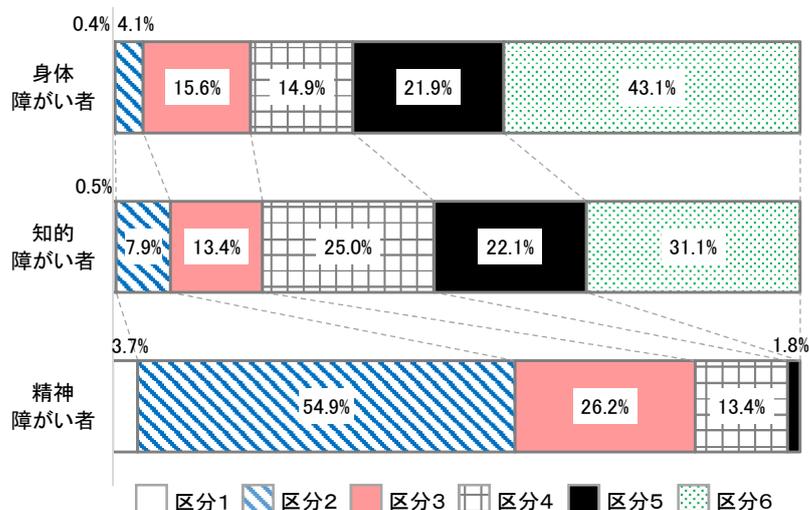
障がい種別	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	1	11	42	40	59	116	269
知的障がい者	3	48	81	151	134	188	605
精神障がい者	6	90	43	22	3	0	164
難病	0	0	0	0	0	2	2
合計	10	149	166	213	196	306	1,040



障がい種別の区分取得比



3障がいごとの区分構成比



※ 比率は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計は100.0%を超過する場合があります。

資料 厚木市障がい福祉課作成

第3章 計画の目指す姿と全体像

- 1 将来像
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画の体系

1 将来像

人口減少社会の到来や超高齢社会の進展により、地域では、核家族化の進行やひとり暮らし世帯、高齢者世帯などの増加に伴い、地域社会やコミュニティでのつながりが希薄化しています。

また、平成から令和に入り、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、親せきや友人等との面会の自粛、地域における行事等の中止などのから、地域でのつながりの機会がさらに失われてしまいました。

このように社会状況が変化する中、自助、互助、共助、公助を担う全ての人がつながり、それぞれの役割を担うことが重要です。

「福祉」は、特別な人に対して必要とされる言葉ではなく、全ての人に関わる言葉であるという認識から、障がいがあっても、誰も排除されることなく子どもから高齢者までのあらゆる世代が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりが求められています。

こうしたことから、本計画では、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年が計画期間中であることも考慮し、さらには、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22（2040）年を見据え、目指す将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」とします。

将来像

誰もが住み慣れた地域で
自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる
地域包括ケア社会

2 基本理念

障がい者が地域で安心して生活するためには、障がい者に対する地域の理解が何よりも大切になります。そのためには、障がいについて、住民一人一人が自らのこととして考え、理解を深めていく必要があります。

また、障がい者が自分らしい暮らしを送るためには、障がい者自らの意思で住む場所や生き方を決定すること「意思決定」を、誰もが尊重していかなければなりません。

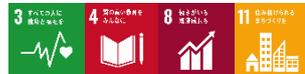
まずは、隣近所のような身近な場所でお互いを理解し合い、ともに支え合う関係をつくるのが、地域共生社会につながる第一歩になります。

これらのことを踏まえ、本計画では次の3つを基本理念とします。

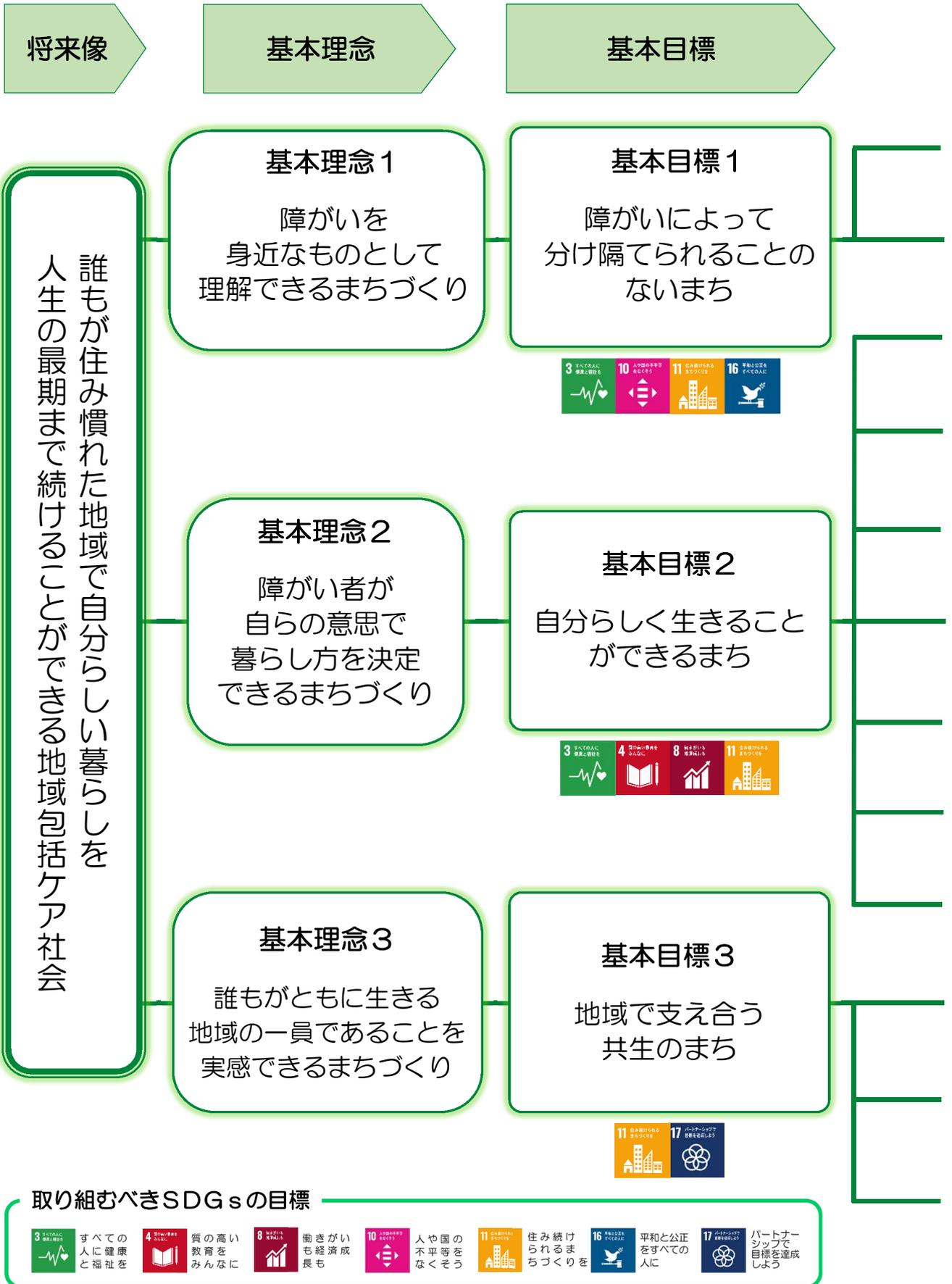
基本理念	
基本理念 1	障がいを身近なものとして理解できるまちづくり
基本理念 2	障がい者が自らの意思で 暮らし方を決定できるまちづくり
基本理念 3	誰もがともに生きる地域の一員であることを 実感できるまちづくり

3 基本目標

本計画は、基本理念として掲げた「障がいを身近なものとして理解できるまちづくり」、「障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり」、「誰もがともに生きる地域の一員であることを実感できるまちづくり」を具現化するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標	
基本目標 1	
障がいによって分け隔てられることのないまち	
基本目標 2	
自分らしく生きることができるまち	
基本目標 3	
地域で支え合う共生のまち	

4 計画の体系





第4章 施策の展開

- 1 障がい者理解の促進
- 2 権利擁護の推進
- 3 相談支援体制の充実
- 4 一貫した療育支援体制の確立
- 5 就労支援の充実
- 6 居住支援の充実
- 7 社会参加の促進
- 8 日常生活を支えるサービスの充実
- 9 健康・医療の充実
- 10 災害時支援体制の強化
- 11 地域をつなぐネットワークの構築
- 12 地域における人材等の養成

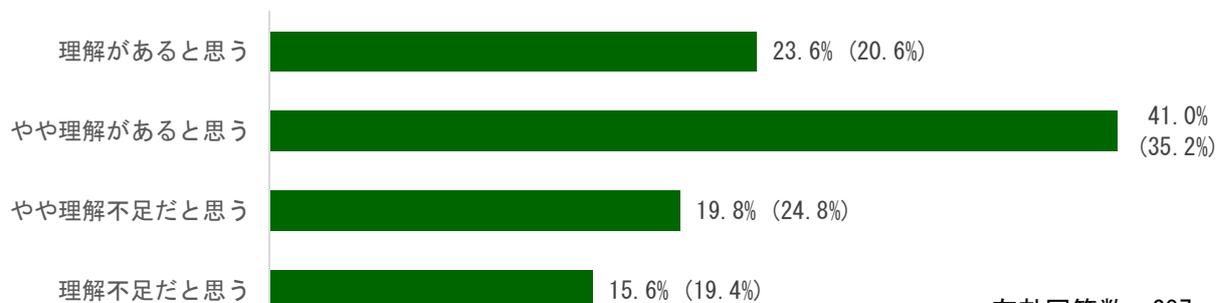
基本目標 1 全ての人が分け隔てられることのないまち

施策の方向 1 障がい者理解の促進

現状と課題

- 障がい者が地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域共生社会を実現するために、市民一人一人が障がい・障がい者への理解を深めることが必要です。障がいには、先天的な障がいのみならず、疾病や事故等に起因する後天的な障がいもあることから、障がいは他人事ではなく、身近なものとして認識し、誰もが自らのこととして考えることが重要です。

■ あなたがお住まいの地域の方は障がい者に対する理解があると思いますか。（1つに○）



有効回答数：387

厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

取組方針

- 障がい・障がい者に対する理解を深めるため、様々な機会を通して普及啓発を行います。
- お互いを理解し、他者の多様性を認める心を育むため、障がいがある人となんい人が交流する機会を促進します。
- 一人一人の個性が尊重され、つながり、支え合う住民同士の関係性を広げていきます。

達成された姿

障がい・障がい者への理解が深まり、差別が解消され、誰もが尊重されている。

市民の誰もが、障がい特性や個々に合った支援があることを理解しています。障がい者が困ったときには、状況に応じて声を掛けたり静かに見守りません。誰もがお互いを尊重し、支え合う社会が実現しています。

主な取組

1 障がい者理解を広めるための普及啓発活動

- 障がいを理解するためのガイドブック等の配布
- 障がい者が困ったときに、周囲の理解や支援が必要な事を知らせるための「ヘルプカード」等の配布
- 「障害者週間」、「世界自閉症啓発デー」、「発達障害者週間」等の周知活動
- 障がいへの正しい理解を促進するための研修会等の開催
- 学校教育を介した小・中学生及び保護者の障がい者理解の推進
- 障がい者理解に関する映画上映会の開催や動画の配信

2 相互に理解を深めるための交流活動

- 障がい者体育大会の開催
- 市民参加講座や福祉体験教室などの開催
- 障害者地域生活サポート事業における地域住民との交流等を通じて相互理解を促進する地域交流等支援事業の促進
- 地域の学校・教育機関に対する障害福祉サービス事業所の職場体験等への参加促進
- eスポーツを通じた交流の場の創出
- 農福連携を通じた地域交流の機会の推進

3 とともに学び、育み合うインクルージョン（包容）の推進

- 教育機関等における、ともに同じ場で学び合うインクルーシブ教育の推進
- 児童発達支援センターひよこ園を中心とした地域社会への参加やインクルージョンの推進体制の構築
- 保育所等訪問支援を活用した幼少期からの身近な地域におけるインクルージョンの推進
- 私立幼稚園や認可保育所（園）等での障がい児の受入れの推進

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域の方が障がい者に対する理解があると思う障がい者の割合		50.8%	64.6%	—	73.8%	—
ヘルプカードを見せて、支援を受けたことがある障がい者の割合		6.8%	9.0%	—	25.0%	—

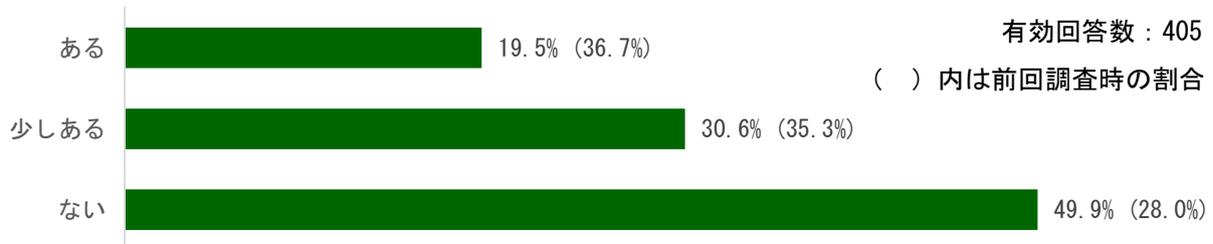
基本目標1 全ての人が分け隔てられることのないまち

施策の方向2 権利擁護の推進

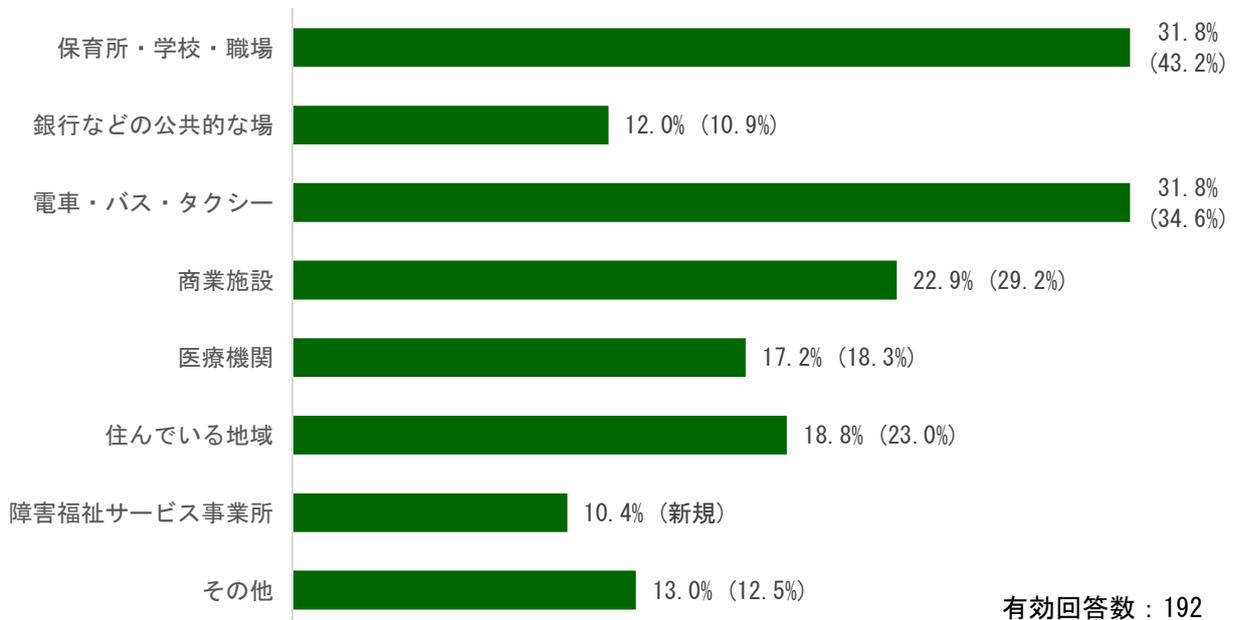
現状と課題

○ 障がいの特性により、物事を判断することが難しい場合、日常生活を送る上で様々な不利益を被る場合があります。障がい者が地域で安心して生活するためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、虐待防止などの人権の尊重や親亡き後を見据えた成年後見制度の活用など、権利擁護を推進することが必要です。

■ ここ3年間で障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。(1つに○)



■ どのようなところで差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)



厚木市障害福祉サービス利用実態調査(令和5(2023)年3月)

()内は前回調査時の割合

取組方針

- 障がい者を理由とする差別の解消を目指し、市民の関心と理解を深め、改正された障害者差別解消法に則り、地域社会における不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を推進するため、様々な機会を通じて啓発を行います。
- 障がい者の尊厳を守るため、虐待防止及び再発防止に向けた取組を強化します。
- 障がい者の意思決定を尊重し、基本的人権や財産など本人の利益を保護するため、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 地域において、権利擁護が必要な方の早期発見、早期支援に向けたネットワークを構築します。

達成された姿

全ての障がい者の人権が尊重され、自分らしい生活を送ることができる。

学校や職場、商業施設、公共交通機関等、どのような場所においても、障がい者本人に応じた配慮がなされています。障がい者の財産や権利が侵害されることなく、安心して生活できる社会が実現しています。

主な取組

1 権利擁護に関する相談窓口の充実

- 成年後見制度の総合的な相談、障がい者の虐待などの相談支援を行う権利擁護支援センターあゆさぼの利用促進
- 障がい者基幹相談支援センターゆいはあと、障がい者相談支援センターにおける成年後見制度や虐待に係る相談の実施及び権利擁護支援センターあゆさぼとの連携の強化

2 障がい者虐待の防止

- 当事者の目線に立った意思決定支援の推進
- 被虐待者や家族に対する必要な支援の実施
- 障害者総合支援法を踏まえた事業所への指導及び虐待の再発防止に係る取組の強化
- 障がい者や高齢者の虐待の防止、早期発見、早期対応及び再発予防等を目的とした高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進
- 虐待防止へ向けた啓発活動や講演会の実施

3 成年後見制度の普及啓発

- 成年後見制度市長申立等の成年後見制度利用支援事業の推進
- 成年後見制度利用促進協議会の充実
- 中核機関における各種支援の実施
- 市民後見人の育成・支援

4 行政サービスにおける不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の推進

- 障がいの特性理解と適切な対応を行うための職員研修の実施
- 障害者差別解消法に則した職員対応の実施
- 市主催の研修会や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の配置
- 点字広報・声の広報（録音テープ）などのサービスの充実

5 民間企業等への合理的配慮の提供の義務化についての普及啓発活動

- 障害者差別解消法の改正に関する啓発チラシの配布
- 民間企業に就労する障がい者の対応や環境等に関する相談の拡充

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるとした障がい者の割合		69.8%	51.1%	—	44.9%	—
権利擁護に係る相談件数		453件	1,298件	1,450件	1,600件	1,700件

※ 権利擁護に係る相談件数は、権利擁護支援センターあゆさぼ、障がい者基幹相談支援センターゆいはあと及び障がい者相談支援センターの相談件数の合計

基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向3 相談支援体制の充実

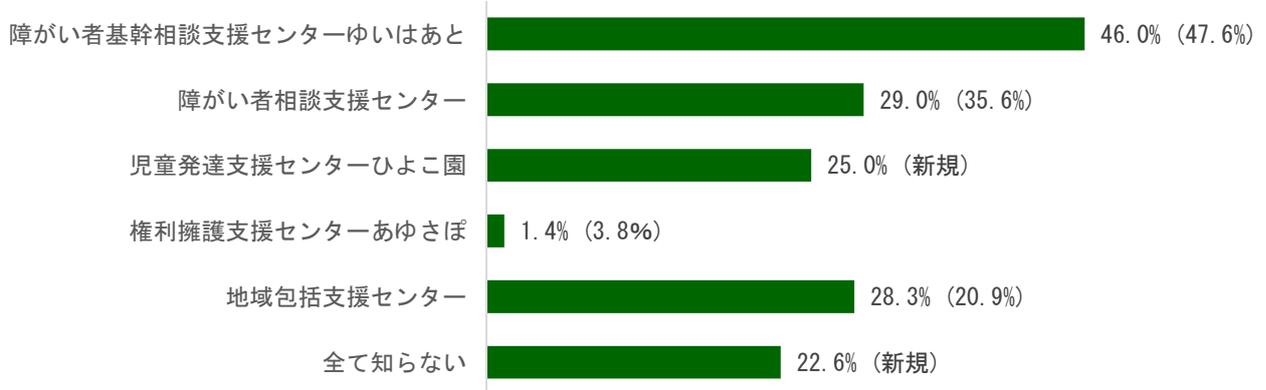
現状と課題

○ 地域には、障がい児、高齢の障がい者、重度の障がい者や医療的ケア等の専門的な支援が必要な障がい者など様々な方が生活しており、それぞれが療育、就労、居住、医療など、生活の幅広い場面で困りごとに直面しています。

地域で生活する上で、障がい者やその家族の不安や孤立を防ぐためには、どのような困りごとであっても、障がい者やその家族がいつでも気軽に相談できる身近な相談場所が必要です。

また、重度の障がいを抱えている方など、自ら意思を決定することが困難な障がい者については、可能な限り本人の意思を日常生活や社会生活に反映することができるように支援する必要があります。

■ あなたは、次の相談場所があることを知っていますか。（あてはまるものすべてに○）



有効回答数：429

厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

取組方針

○ 障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるよう、本人を中心とした意思決定支援の推進を図ります。

○ 多様なニーズに対応するため、障がい者基幹相談支援センターゆいはあと、地域の障がい者相談支援センター及び相談支援事業所における相談支援について、総合的・専門的な機能の充実を図ります。

- 市民からの相談に対して、丁寧にワンストップで対応するため、地域の障がい者相談支援センターのみならず、地域包括支援センターや療育相談センターまめの木等との連携を強化し、児童から高齢者まで切れ目のない対応に心がけます。
- 地域の複雑化・複合化した問題であっても、官民を問わず様々な関係機関等と連携して、属性を問わない包括的・重層的な支援の実施を図ります。
- 地域における困難事例に対応するためのスキルを身に付けるため、相談支援専門員の資質向上を図ります。

達成された姿

困ったときには、身近な場所で気軽に相談することができる体制が整っている。

障がい者の生活全般に関する様々な困りごとが起きても、身近な場所で気軽に相談することができるので、安心して日常生活が送れるようになっています。

さらに、家族の高齢化や親亡き後などの将来に関する心配ごとに対しても、本人の生活状況や障がい特性を勘案し、将来を見据えた生活のコーディネートができます。

また、地域生活に関して、障がい者本人のニーズに合わせて福祉サービス等の総合的なケアマネジメント支援を受けることができるようになっています。

主な取組

1 地域の相談支援体制の充実

- 市民の身近な相談場所として、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談受付体制の強化
- 障がい者基幹相談支援センターゆいはあとにおける地域の相談支援事業所等に対する専門的な知識に基づく指導及び助言の促進
- 地域の相談支援事業所等に対する研修会の開催やグループスーパービジョンの実施を通じた継続的な地域の相談支援の質の向上
- 発達障がい者等に対する専門的な知識に基づく支援体制を構築

- 横断的な問題を抱える相談に対する重層的な支援の実施
- 地域の障がい者相談支援センター、地域包括支援センター、療育相談センターまめの木や児童発達支援センターひよこ園等との連携強化
- 医療的ケア児者に対するコーディネート機能を有する支援体制の構築
- 障がい者やその家族同士で支え合うピアサポート体制の構築
- 強度行動障がいを抱える障がい者等への支援体制の構築
- 難病相談支援センターや医療機関と連携した難病患者に対する支援体制の構築
- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について関係機関との連携体制の構築
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用促進（第6章参照）

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
障がい者相談支援センターの認知度		35.6%	29.0%	—	58.0%	—
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける相談件数		29,321 件	55,879 件	70,600 件	77,000 件	82,400 件

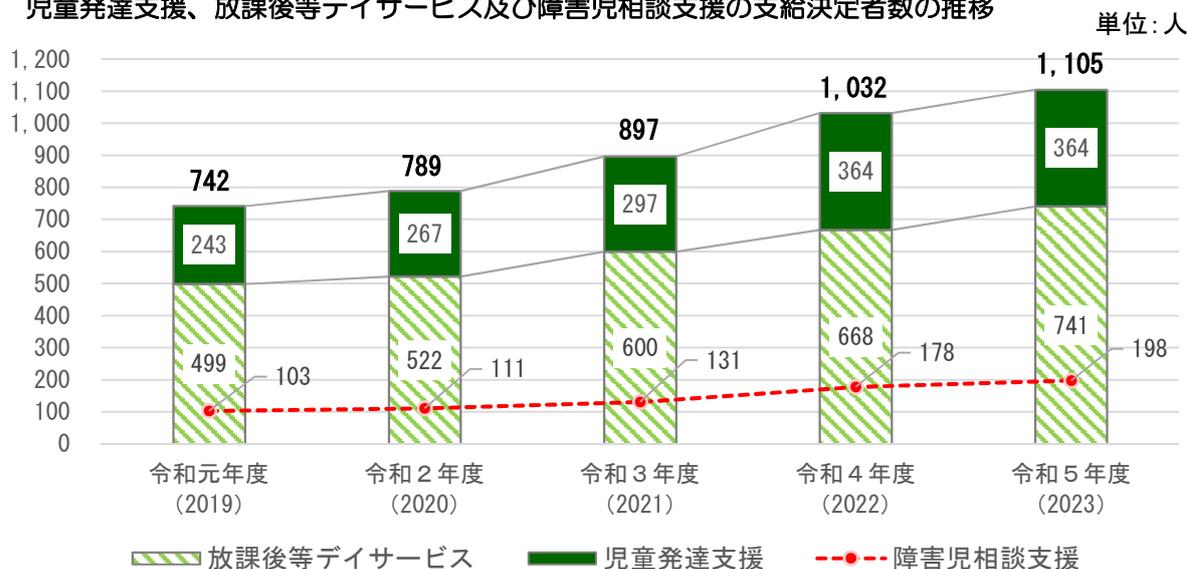
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向 4 一貫した療育支援体制の確立

現状と課題

- 保育や教育の現場では、発達障がいがある子ども、配慮を必要とする子どもが増えています。ともに生きる社会をつくるために、障がいのあるなしにかかわらず、個人の持つ可能性を伸ばし、自立した社会生活が送れるよう、一人一人の状況に応じた支援が必要です。
- 障がい児の生活の場には、教育、保健、福祉、医療、就労などの様々な関係機関が関わっています。本人やその家族に対し、将来を見据えた一貫した相談支援を継続的に行うとともに、関係機関が連携し支援体制を構築することが必要です。
- 障害児通所支援のニーズの増加に伴い、各サービスの支給量が増加傾向にありますが、その多くはセルフプランでの利用であり、障害児相談支援における第三者の視点からの療育の評価の欠如や事業所間の連携不足が課題となっています。
- 障がい児の増加や預かりを目的とした障害児通所支援のニーズの増加等に伴い、地域では療育を受けたい希望があるにもかかわらず、サービスの利用ができない者がいることから、療育としての適正なサービス利用が必要となります。
- 重度の自閉症、重症心身障がいや医療的ケア等を抱える障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実が望まれています。そのため、当事者のニーズを踏まえ、障害者協議会等を活用し、課題解消に向けた対応について検討する必要があります。

■ 児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援の支給決定者数の推移



※各年度3月末時点の支給決定者数

※令和5(2023)年度については10月1日時点

資料 厚木市障がい福祉課作成

取組方針

- 障害児通所支援事業所が、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど生活の場で、支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加を推進します。
- 発達に心配を感じた段階から、本人やその家族に対する継続的な相談支援を行うため、療育相談センターまめの木や地域の障がい者相談支援センター等による療育相談や地域の障害児相談事業所による障害児相談支援の利用促進を図ります。
- どのようなライフステージにおいても、子どもの発達に不安を抱える保護者が円滑に相談先に繋がる支援体制の構築を図ります。
- 障がい児の就園・就学時や卒業時において、支援が円滑に引き継がれる縦の連携と併行で支援を行う事業所同士や事業所と学校などの横の連携が図られるよう、生まれてからの成長や教育、支援を記録するマイサポートブックの更なる利用促進を目指します。
- 児童発達支援センターひよこ園は、障がいの重度化や重複化に対応する専門的な障害児通所拠点施設としての位置付けだけではなく、発達支援における相談機能や地域の障害児通所支援事業所に対する専門的指導等、地域の障がい児の健全な発達を図る中核的な機関として位置付け、重層的な障がい児支援体制の構築を促進します。
- 医療的ケア児や重症心身障がい児が、安心して地域で暮らせるための支援体制の構築を図ります。

達成された姿

地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。

障がいがあっても、身近な地域で安心して学校生活を送られています。マイサポートブックや幼児期から関わりのある相談支援専門員が、学校と事業所等をつなぐ役割を担っています。将来の目標に向かって、段階的に進捗状況を確認しながら、本人に合った療育支援が受けられています。

主な取組

1 発達に心配を感じた段階からの支援

- 乳幼児健康診査（4か月児、8～9か月児、1歳6か月児、3歳6か月児、乳幼児経過検診）、5歳児健康調査の実施
- 療育相談センターまめの木、児童発達支援センターひよこ園、児童相談所や障がい者基幹相談支援センターゆいはあと等における相互連携
- 発達に心配のある児童の療育相談や専門職による保育所等への巡回相談等の実施
- 生まれてからの成長や教育、支援を記録するマイサポートブックの更なる活用
- 段階に応じた相談先や支援先を明記したサービスマップの作成
- 発達障がいの課題を抱える家族に対する相談支援やペアレント・トレーニング等支援の実施と協力者の養成
- 児童福祉法に基づく障害児支援の充実（第6章参照）

2 学校生活期における支援の充実

- すべての子どもができるだけ同じ場でともに学び、ともに育つことを目指す、インクルーシブ教育の推進
- 個々の教育的ニーズを考慮して適切な就学の場を検討する就学相談の実施
- 特別支援学級における個々のニーズに応じたきめ細かな指導・支援の実施
- 特別に支援が必要な児童・生徒の介助を行う特別支援教育介助員や看護師介助員の配置
- 通常学級における障がいの状態に応じた指導・支援の工夫に関する教職員研修会の実施
- 個別に教育的配慮が必要な児童に対する指導・支援を目的とした通級指導教室の利用の促進やリソースルームの設置の推進
- 放課後等デイサービス等のサービス提供終了後における居場所の確保
- 教育機関と障害児通所支援事業所等の関係機関と連携した支援体制の充実

3 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援

- 重度障害児メディカルショートステイ事業、重度障害者訪問看護支援事業や学校等訪問看護支援事業を活用した医療的ケア児やその家族等の支援
- 医療的ケア児の地域での生活の場の確保やその家族のレスパイト等を目的とした医療型短期入所事業所等の開設の促進
- 障害者協議会等を活用した協議の場の促進及び当事者の支援ニーズの把握

4 障害児通所支援の適正利用及びサービスの質の向上

- 障害児相談支援の利用促進を通じたサービスの適正利用と本人に合った療育支援の構築
- 障害者協議会を通じた障害児通所支援における地域課題の抽出と解決に向けた支援の実施
- 療育相談センターまめの木による障害児通所支援事業所に対する研修及び現場指導の実施
- 児童発達支援センターひよこ園による障害児通所支援事業所に対する助言及び支援の質の向上

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
療育相談センター主催の出張講座及び各種研修の延べ参加者数		1,437人	1,486人	1,750人	1,810人	1,860人
指定障害児相談支援を通じた障害児支援利用計画を作成している障がい児の割合		13.5%	17.6%	20.0%	30.0%	32.0%

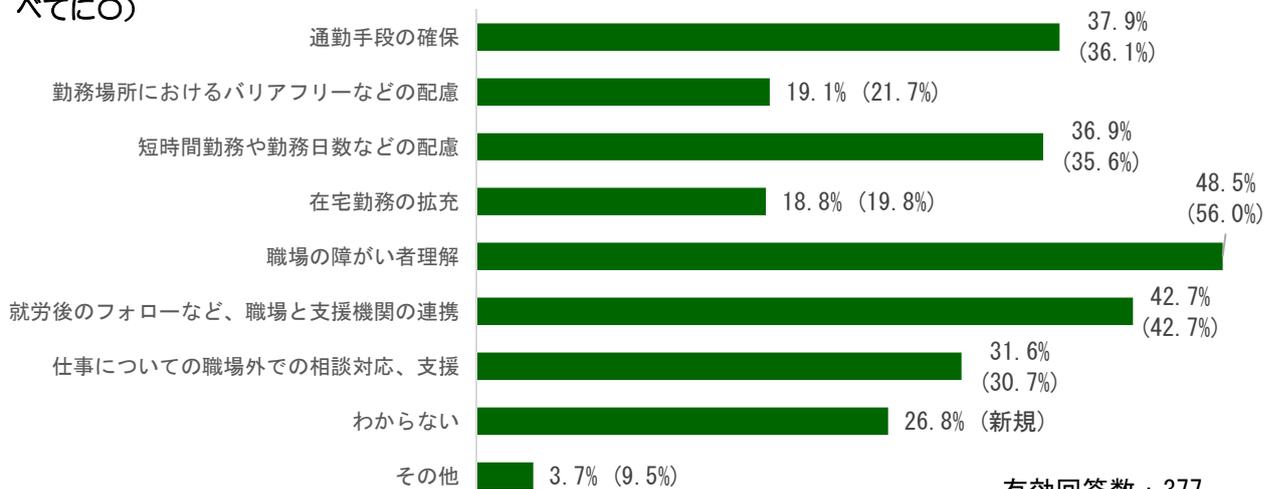
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向 5 就労支援の充実

現状と課題

- 障がい者が地域で、自分らしく自立した社会生活を送るために、就労は重要な要素です。健康状態に合わせた働き方、障がいの特性に適した仕事内容、職場での理解や勤務形態などその人の状況に合わせた多様な就労の場を確保することが必要です。
- 障害者雇用促進法の規定に基づく障害者雇用率は、令和5（2023）年度から段階的に引き上げられ、令和8（2026）年度には民間企業で2.7%と定められています。全国と比較して県内の雇用率は低い状況にあり、障がい者の雇用を推進するための取組は一層必要です。
- 障害者雇用促進法の改正に伴い、精神障がい者等における短時間雇用についても、障害者雇用率の算定に含まれることから、障がい者雇用に係るニーズの拡大が見込まれます。
- 一般就労した後の環境の変化等に伴う職場定着が課題となっています。障がい者の就労定着は、就業面及び生活面での一体的な支援とともに、職場における障がいに対する理解及び配慮が必要です。
- 就労継続支援事業所等の福祉的就労の場では、安定的な仕事の確保と工賃の底上げが課題です。
- 障害者雇用促進センター等の専門的機関を有効活用するためには、気軽に相談できる環境を整備するとともに、教育、雇用、福祉などの関係機関の連携による就労支援体制の構築が必要です。

■ あなたは、障がい者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

取組方針

- 障がい者本人の特性や就労ニーズを勘案した就労相談を行います。福祉的就労、職業訓練、一般就労など様々な選択肢を視野に入れて、生活面での課題をフォローしながら支援に当たります。
- 障がい者基幹相談支援センターゆいはあと、ハローワーク、障害者雇用促進センター、障害者就業・生活支援センターぽむ、就労移行支援事業所など関係機関との連携を図り、障がい者に対する就労から定着までの支援を実施します。
- 障がい者理解の促進を図るため、企業に対して障がい特性の説明や支援方法の助言などを実施し、継続的な支援体制の構築を図ります。
- 障がい者が自分らしい豊かな生活を送るため、工賃アップに向けて、障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等の製品等の優先調達を推進します。

達成された姿

一人一人に合った就労支援により、多様な働き方ができている。

職場における、障がい特性に応じた接し方や指導方法について、上司や同僚に助言を行うことのできる支援者がいるので、障がい者の職務遂行力がアップし、職場内コミュニケーションがスムーズになっています。

また、就労開始時や復職時等の様々な場面における支援体制が構築されていることで障がい者の職場での定着が促進されます。

加えて、一般就労が困難な場合でも、個々の能力に応じた仕事や活動を続けることができます。

主な取組

1 地域の就労支援体制の構築

- 障がい者基幹相談支援センターゆいはあとにおける就労相談の支援体制の充実と専門的機関との連携強化
- 企業及び関係機関等による就労支援ネットワークの構築
- 就労中の障がい者の職場での課題の共有やその負担感を和らげるための当事者参加型セミナー等の開催

- 職場の定着や一般就労への移行だけでなく、休職からの復職等、様々な障がい者の就労ニーズに対応した障害福祉サービスの推進
- 就労継続支援A型事業所の確保や就労選択支援事業所の開拓を始めとした就労系サービスの充実

2 行政内における障がい者雇用の推進及び定着に関する取組

- 障がい者雇用職場（しごとサポート室「すまいる」）の活用促進
- 厚木市障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画に基づく環境の整備と定着支援の実施

3 民間企業における障がい者の職場定着に関する支援

- 障がい者雇用に対する助言等
- 障害者雇用奨励交付金の活用による民間企業の障害者雇用率達成の促進

4 就労継続支援事業所等の工賃等アップに向けた取組

- 新たな製品の企画・開発のためのニーズ調査
- 障がい者就労施設等の手づくり製品の展示即売会の開催
- 障がい者就労施設等からの製品等の調達方針に基づく取組み
- 民間企業等からの障がい者就労施設等の製品や業務請負の受発注をコーディネートする障がい者就労施設共同受注窓口（てとて）の利用促進
- 農業分野における新たな担い手の確保と障がい者の就労の場の創出を図る農福連携促進事業の推進

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける就労に関する相談件数		1,120 件	2,259 件	2,910 件	3,380 件	4,410 件
市内就労継続支援事業所に通所する1人当たりの平均工賃・賃金額	上段：A型事業所	76,693 円	99,808 円	106,500 円	107,500 円	108,500 円
	下段：B型事業所	16,018 円	15,492 円	16,000 円	16,500 円	17,250 円

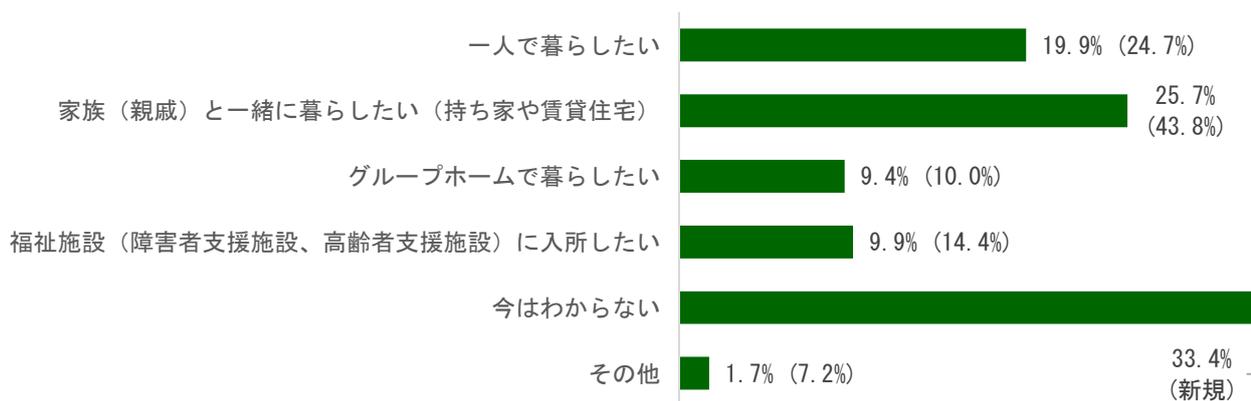
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向6 居住支援の充実

現状と課題

- 地域で生活を希望する障がい者が賃貸物件を借りる際に、障がいを理由に断られたり、条件付きでの賃貸契約となってしまうケースがあります。
- 現在、地域で生活する障がい者の障がいの重度化や高齢化、介助者の高齢化に伴う施設へ入所等の要因により、安心して地域生活を送ることができない状況があります。
- 8050問題に直面する中、障がい者本人の日常生活の支えが親のみで、関係機関等との関わりがない等、地域で暮らす障がい者の中には、親亡き後に生活が困難になることが想定されることから、親が健全なうちでの将来に向けた支援が重要となります。
- 休日や夜間等における、介助者の突発的な不在や、障がい特性を起因とする緊急事態における受入体制の更なる構築が必要です。
- 施設入所等から地域生活への移行に当たり、本人が希望する暮らしを体験ができる場と重度の障がい者の受入体制が不足しています。
- 精神障がい者が長期の入院から地域生活に移行するため、移行前後の地域資源の整理や課題を抽出し、その課題解決に向けた医療、福祉、居住、就労等の包括的な連携が求められています。

■ あなたは将来どのように暮らしたいですか。（1つに〇）

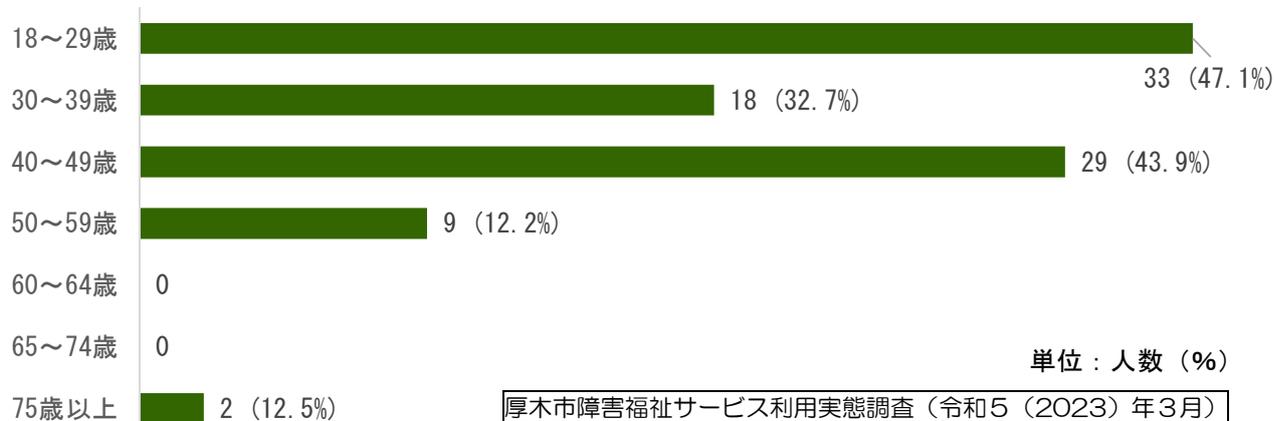


有効回答数：413

厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

■ 問「あなたの日常生活の主な支援者はどなたですか。（あてはまるものすべてに○）」において、「父・母」のみを回答した年齢層別の回答者数及び年齢層に占めるその割合



取組方針

- 地域で生活を希望する障がい者が住居を確保し、安心した地域生活を送るため、不動産業者や関係機関と連携した居住支援体制を構築します。
- 定期的に地域生活支援拠点機能を点検し、課題が生じた際は、市内障害福祉サービス等事業所等と緊密に連携した上で、改善・強化を図ります。
- 地域の障がい者相談支援センターを中心として、親亡き後の地域における生活の継続について、障がい者本人の意思を尊重しながら、家族、支援者が一体となって、事前に準備する体制を確保します。
- 地域生活支援拠点等を活用し、地域における親亡き後に不安のある障がい者や施設入所者の地域での生活の体験の場の創出を図ります。
- 精神障がい者が入院から地域での生活に移行し、安心した地域生活を継続するために、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて関係機関と協議及び連携し、より効果的な支援体制の構築を図ります。

達成された姿

住居を確保し、安心して地域で暮らし続けることができている。

地域で暮らす障がい者に緊急的な事態が起きても、関係機関の連携によりスムーズに支援できています。

また、親亡き後の地域での暮らしについて、親が元気なうちから障がい者本人と家族、関係機関が十分に話し合っているため、将来の生活に不安なく、安心して生活ができています。

主な取組

1 地域生活支援拠点の機能強化

- 地域の相談体制の更なる推進と親亡き後を見据えた相談支援の推進
- 緊急時対応体制の更なる強化と緊急事態に備えた支援体制の構築
- 地域移行や親亡き後を見据えた地域での生活の体験の場の創設
- 市内障害福祉サービス等事業所の地域生活支援拠点への登録の推進
- 地域生活支援拠点機能の定期的な点検及び機能強化の検討
- 地域生活支援拠点の周知、普及活動

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 障害者協議会等における課題抽出及び課題解決に向けた支援方法の検討
- 市、保健所、医療機関及び障害福祉サービス事業所による支援体制の構築

3 地域における居住等支援

- 居住支援協議会を通じた市内不動産業者及び支援機関との連携
- 入院入所等から地域移行した後の地域での生活の継続のための課題抽出及び支援方法の検討
- 障害福祉サービスや医療を利用していない単身世帯や後期高齢者のみの世帯の重度障がい者に対する個別訪問の実施
- 障がい者相談支援センター等における要ケア相談者等に対するアウトリーチ支援の促進
- 入院入所等からの地域移行先や緊急時の受入れ先としての日中サービス支援型共同生活援助等の開設促進
- 入院入所等から地域移行した者や単身で支援が見込まれない障がい者等の地域生活を支える地域定着支援事業所及び自立生活援助事業所の開拓

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
市内障害福祉サービス事業所の 地域生活支援拠点の登録数		5か所	42か所	50か所	53か所	54か所

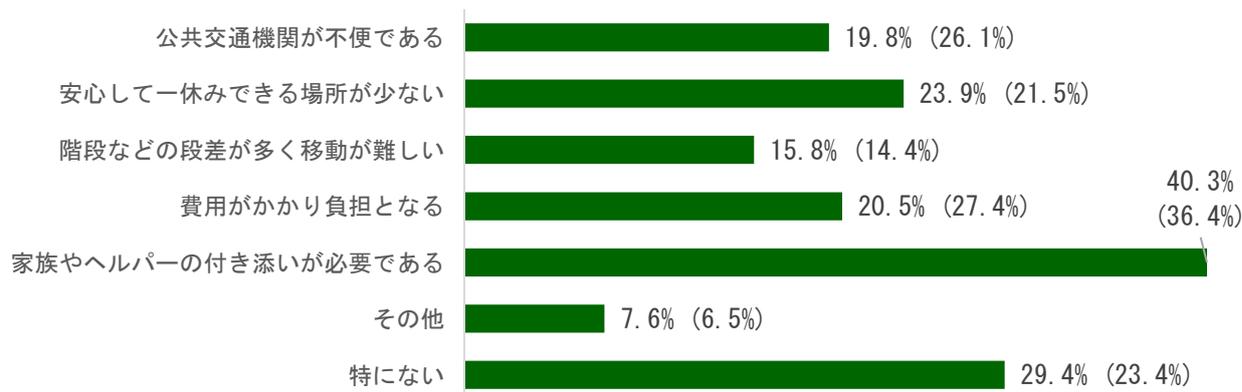
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向 7 社会参加の促進

現状と課題

- 移動に制約のある障がい者が地域において自立した生活を営み、社会活動に参加するためには、外出支援が必要です。そのため、障がい者が気軽に外出できるような環境整備が求められています。
- 外出時に家族やヘルパーの付添いを必要としている方が多いことから、ヘルパーが付き添う移動支援事業の充実を図る必要があります。
- 移動支援を始めとした、移動介助を伴うサービスについては、居宅介護等のホームヘルパーと兼務していることが多く、障がい者が移動支援等を利用したい時に必ず利用できる状況ではありません。特に、同行援護におけるガイドヘルパー（移動介護従事者）の資格保持者が地域に不足しています。

■ あなたが外出するときに困っていることはありますか。（あてはまるものすべてに○）



有効回答数：427

厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

取組方針

- 外出支援は、公的な障害福祉サービスのほか、民間やボランティアも含めたインフォーマルなサービスの整理を行い、地域資源を有効的に活用し、より利用しやすい環境の整備を目指した検討を行います。
- ガイドヘルパーの不足を解消するため、人材確保に向けた取組を行います。
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣要請に応えられるよう人材育成を図ります。

- 障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、障がい者の文化芸術活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ります。
- 快適な外出環境の整備を図るため、道路や公共施設、公共交通機関における環境整備を促進します。
- 就労支援や芸術、スポーツ活動の促進を通じた障がい者の社会参加の促進を図ります。

達成された姿

地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。

障がいに配慮した環境が整っているため、外出先でも快適な時間を過ごせるようになっていました。ガイドヘルパーの充足やボランティアの活用などにより、希望する時間に買い物や通院などがスムーズにできています。スポーツ観戦やイベント参加なども促進され、充実した日常生活が送れるようになっていました。

また、仕事の充実や文化芸術活動への参加が促され、障がい者が活躍できる社会が実現されています。

主な取組

1 外出支援の充実

- 福祉タクシー利用券の交付等
- 公共交通機関の運賃、有料道路通行料金の割引など各種割引制度の周知
- 移送サービスや福祉有償運送の実施
- 人材確保を含めた移動支援の充実に向けた取組の促進
- 外出時や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の派遣
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実（第6章参照）

2 手話通訳者及び要約筆記者の養成

- 手話通訳及び要約筆記活動の周知
- 神奈川県手話通訳者及び要約筆記者認定試験合格のための講習会の実施
- 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員養成講習会の実施

3 障がい者が活躍する社会の推進

- 就労支援の充実（同章内、「施策の方向5」参照）
- 文化・芸術活動及びスポーツ活動の促進
- 障がい者の学習ニーズに応える図書館サービスの充実

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
外出するときに困っていることが特にないと思う人の割合		23.4%	29.4%	—	33.4%	—
移動支援の延べ利用時間数及び 実利用者数（年間）	上段：延べ利用時間数	—	15008時間	16833時間	17,100時間	17,502時間
	下段：実利用者数	—	203人	212人	217人	227人
手話通訳者・要約筆記者の登録者数		33人	28人	29人	31人	33人

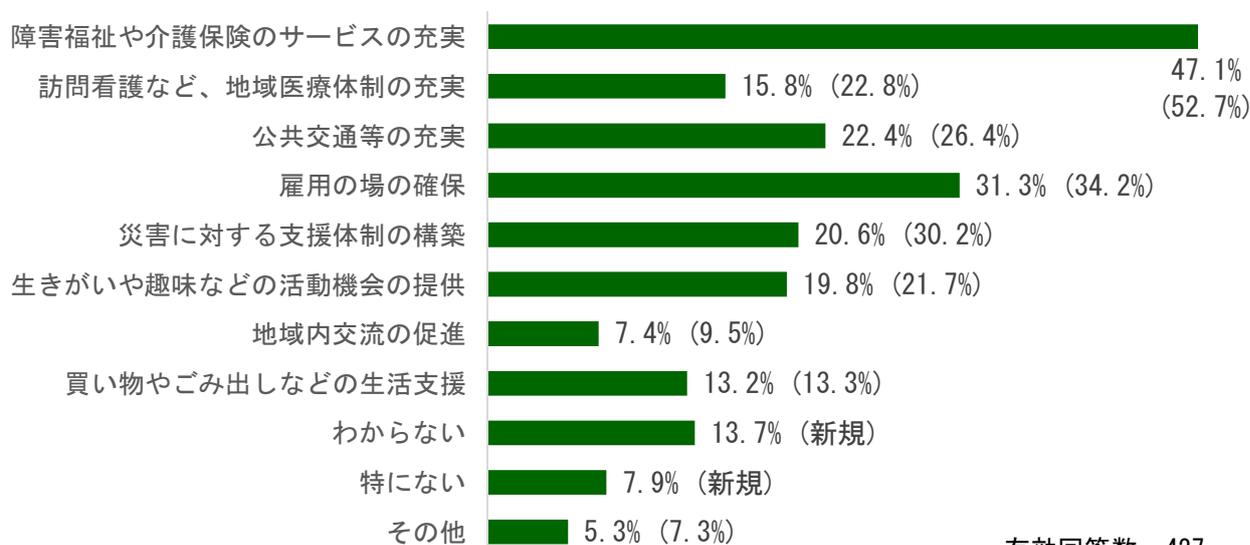
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

現状と課題

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むため、多様なライフスタイルに対応できる支援など、障がいの特性に応じ、必要な支援を必要なときに受けられるよう、障害福祉サービス等の提供が求められています。
- 重症心身障がい、強度行動障がいや重度の自閉症、医療的ケアなどの、専門的な支援を必要とする方にサービスを提供できる事業所や人材が不足しています。
- 市内の障害福祉サービス等事業所は一部を除き全体的に不足しておりますが、厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5(2023)年3月）（以下、「利用実態調査」という。）では、訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、日中活動系サービスは、短期入所、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、児童発達支援、放課後等デイサービスが不足している傾向がみられました。
- サービス提供の担い手である支援員が地域で不足していることから、継続的なサービス提供体制の構築を図るためにも、更なる人材確保が課題となります。

■ 障がい者が地域で安心して暮らしていけるようにするために、どのような取組を厚木市に求めますか。（3つにまで○）



有効回答数：427

厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

取組方針

- 必要なサービス量の確保やサービスの質の向上など、地域生活を送るために利用しやすいサービスの充実を図ります。
- 障がい者の高齢化や施設入所者の地域移行に伴い、ホームヘルプサービスの利用が増加すると見込まれるため、介護保険の適正利用を図ります。
- 重度の自閉症、重症心身障がい、強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケア等、専門的な支援を必要とする障がい者に対する支援体制の充実を推進します。
- 介護職人材確保支援事業を活用して、各事業所に新たな職員の採用を促すとともに、既存の職員も含めた、積極的な研修の受講と地域の新たな担い手の養成を図ります。
- 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、関係機関で協力し、研修の実施、他職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を推進します。

達成された姿

住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。

サービスの提供体制が整っていることから、重度の障がいがあっても、住み慣れた自宅ですることができるかぎり長く安心して暮らせるための障害福祉サービス等が受けられます。

また、在宅での生活が困難になったときは、グループホーム等での生活も選択できます。

主な取組

1 地域生活支援の充実

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実（第6章参照）
- 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施（第6章参照）
- 重度の障がいを抱えても地域で安心した生活を送るための重度訪問介護や行動援護を始めとした訪問系サービス事業所の確保

- 障がい者の居場所など、地域の実情に合わせた地域生活支援事業の充実に
向けた見直し
- 高齢者年齢の到達に伴う障がい特性に応じた円滑な介護サービスへの移行
- 障がい者とその家族等が利用できる障害福祉サービス等を紹介する「障害
福祉制度のあらまし～ふれあいをもとめて」の配布等による障がい福祉に
関する情報提供の促進
- 障害者協議会を活用した個別事例の検討及び地域サービス基盤の開発と改
善等

2 障害福祉サービス等の質の向上

- 支援者の質の向上に資する研修講座の開催
- 研修や個別事例の検討等を通じた相談支援専門員の専門性と質の向上
- 障害福祉サービス等事業所に対する指導、監査体制の充実
- 障害介護給付費等審査事務を通じた適正なサービス提供の促進

3 介護職の人材確保支援

- 就職相談会の開催
- 市内障害福祉サービス等事業所に対する就労定着支援の実施
- 資格取得等の研修費用の助成による専門性の確保
- 関係機関との協力による障がい福祉の現場の周知・広報
- 介護職等の人材確保のための助成金の補助対象の拡大

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
障害福祉サービス等の満足度 上段：訪問系サービス 下段：日中活動系サービス		80.6%	81.5%	—	83.5%	—
		82.5%	85.6%	—	87.0%	—
介護職の人材確保支援を受けて 市内障害福祉サービス等事業所 に就労した人数		12人	9人	12人	15人	20人
職員が不足していると思う市内障 害福祉サービス等事業所の割合		—	79.7%	—	60.0%	—

基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向 9 健康・医療の充実

現状と課題

- 障がいの原因となる疾病や重度化を予防する観点から、保健・医療・福祉の連携による健康管理のための相談や指導、障がい者が受診しやすい医療体制の充実が求められています。
- 障がいの特性によっては、生活の乱れから生活習慣病を発症する場合があります。ため、衣食住といった基本的な生活習慣を維持できるような支援が必要です。

■ 自立支援医療受給者数

単位：人



※各年度4月1日時点の受給者数

資料 厚木市障がい者数統計

取組方針

- 障がいの原因となる疾病や障がいの重度化を予防するため、健康診査の促進を図るとともに、受診後のフォローアップ体制の強化を図ります。
- 保健師や栄養士などによる健康相談、健康教育及び訪問指導の充実を図ります。
- 精神障がい者だけでなく、精神保健に課題を抱える者に対する相談体制の充実を図ります。
- 新型コロナウイルスを始めとする生命や健康を脅かす感染症に対し、厚木市新型コロナウイルス等対策行動計画に基づき、予防や感染のまん延防止のための普及啓発に努めます。

達成された姿

障がいの原因となる疾病や重度化の予防が図られている。

健康診査の受診徹底とその後のフォローアップ体制が整っているため、必要となる指導や治療が速やかに受けられています。

主な取組

1 障がいの原因となる疾病や重度化の予防と健康増進に向けた取組の充実

- 障がいの要因の1つである生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療につなげるための健康診査（がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診など）の促進
- 未病の改善や健康維持のための運動講座の実施
- 健康全般に関する総合健康相談の実施
- 糖尿病などの生活習慣病に焦点を当てた重点健康相談の実施
- 感染症の予防やまん延防止のための普及啓発
- 精神保健に課題を抱える者等に対する相談体制の整備

2 医療制度の充実

- 身体機能を回復するための自立支援医療費の給付（育成医療・更生医療）
- 通院により精神疾患を治療するための自立支援医療費の給付（精神通院医療）
- 心身障害者医療費助成による自己負担額の助成と障がい者の健康の保持と増進
- 障がい者歯科診療への支援

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
健康相談利用件数		537 件	103 件	200 件	250 件	300 件
自立支援医療受給者数		3,771 人	4,207 人	4,400 人	4,500 人	4,600 人

※ 自立支援医療受給者数は、更生医療、育成医療及び精神通院医療の合計

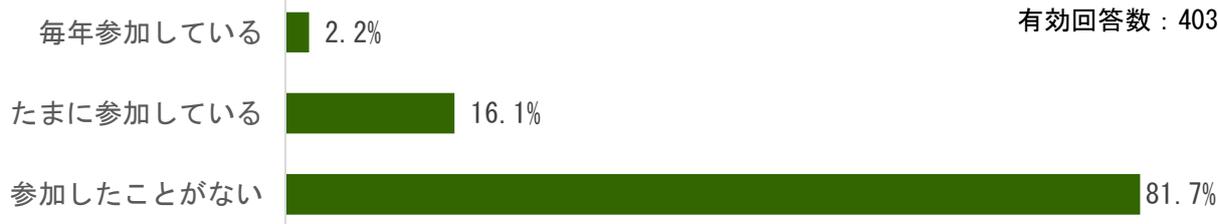
基本目標3 地域で支え合う共生のまち

施策の方向 10 災害時支援体制の強化

現状と課題

- 障がい者は、自力で避難することや障がい特性次第では避難所で過ごすことが困難な場合があります。災害時の安否確認や避難時の近隣での助け合い活動が円滑に行われるよう、地域組織との日常的な関係づくりが大切です。
- 障がい者の災害時の避難行動等は、一律的な対応では円滑に進まない場合があります。障がい者の生活状況や特性等を勘案し、災害時を想定した個々の避難行動を地域の支援者と検討する必要があります。

■ あなたは、自治会等が主催する防災訓練に参加したことがありますか。（1つに○）



厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

取組方針

- 厚木市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、地域における避難支援体制づくりに取り組みます。
- 避難所生活が困難な障がい者について、災害時における緊急受入施設での受入体制の整備を図ります。
- 障がい者が自ら防災に備え、災害時に適切に避難できるよう、自助の取組を支援します。
- 地域の障がいを抱える避難行動要支援者を事前に把握し、災害時には、安否確認等の必要な対応を行います。

達成された姿

災害時に必要な避難等の支援が受けられている。

災害時に自力で避難できない障がい者も、地域住民で声を掛け合って一緒に避難できています。避難所生活が困難な場合は、施設の受入体制が整っているため、必要な支援が受けられています。

主な取組

1 地域の防災ネットワークづくり

- 自主防災隊、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの関係者が連携して、災害時に避難支援を行う体制の推進
- 障がい者が参加しやすい防災訓練等の実施
- 障がい者にも配慮した避難所運営の推進
- 災害時における医療機関の開設状況に係る情報提供

2 「自助」のための事前対策の促進

- 地震や台風の発生や災害発生時における聴覚障がい者へのメール、ファクシミリ等による情報伝達サービスの実施
- 公民館における各自が所有する蓄便袋・蓄尿袋の保管
- 災害時における必要な支援等を記したヘルプカードや緊急医療情報セットの活用
- 「自助」の意識を高めることを目的とした防災対策チェックリストの活用
- 避難行動要支援者名簿やハザードマップ等を活用した危険な地域に住む障がい者の事前把握

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
避難行動要支援者の同意者の割合		57.3%	59.7%	60.0%	61.0%	62.0%
自主防災隊が実施した防災訓練のうち、障がい者が参加した訓練の割合		9.7%	6.9%	12.0%	16.0%	20.0%

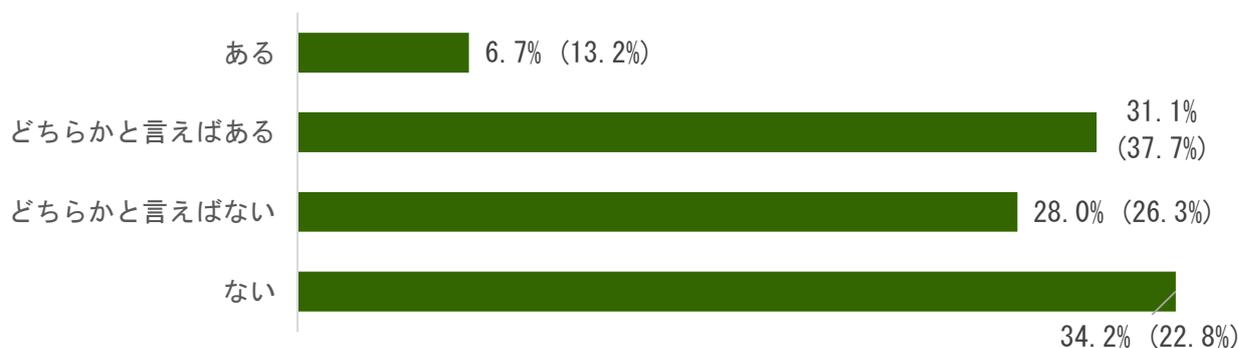
基本目標3 地域で支え合う共生のまち

施策の方向 11 地域をつなぐネットワークの構築

現状と課題

- 身近に支え合える知り合いがないなど、地域の間人間関係が希薄な人が増えています。自治会等の地域活動、ボランティアなどの市民活動を通して、地域における関係づくりや地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

■ あなたがお住まいの地域で、住民同士の支え合いはありますか。（1つに○）



有効回答数：389

厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

取組方針

- 市民一人一人がささいな異変など「気づき」を感じることができるよう、地域に、ゆるやかな見守り関係ができるよう働き掛けます。
- 障がい者相談支援センターは、地域包括支援センターと連携を図り、地域からの障がい者の相談にワンストップで対応します。医療、教育、就労、生活支援など地域の障がい者を支えるネットワークを活用し連携を図ります。
- 地域共生社会の実現に向け、地域住民による主体的な地域づくりのための検討を行うとともに、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスを確保し、地域の実状を踏まえながら包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- 相談支援体制を通じた地域との協働を図り、地域のネットワークを構築します。

達成された姿

支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがある。

隣近所の様子に異変があった場合は、お互いに声を掛け合える関係になっているので、ひとり暮らしであっても、迅速に適切な支援へとつなげることができています。

主な取組

1 見守り活動の充実

- 近隣住民での声掛けや、いつもと違うことがないかお互いに様子を気に掛けることから始める、日頃からの適度な距離感を持った、ゆるやかな見守り活動の実施
- 防災活動や地域の交流活動の活性化を通じた、地域からの障がい者の認知に伴う見守りの拡大
- 社会資源や地域の課題を解決するための顔の見える関係性の構築
- 障がいがあっても気軽に参加しやすいイベントや交流スペースの創出

2 障がい者相談支援センターや地域包括支援センター等の関係機関との連携による総合相談支援の充実

- 生活支援体制整備協議体を通じた地域の関係機関等とのネットワークの構築
- 障がい者やその家族の状況等についての実態把握と関係機関との連携
- 相談支援を通じた地域の民生委員、自治会やボランティア等のインフォーマルな地域資源との協働による地域のネットワーク構築の推進

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
住んでいる地域で住民同士の支え合いがあると思う人の割合		47.3%	34.2%	—	53.5%	—
障がい者相談支援センターが行う訪問相談等の件数		1,278 件	4,266 件	6,460 件	6,960 件	7,260 件

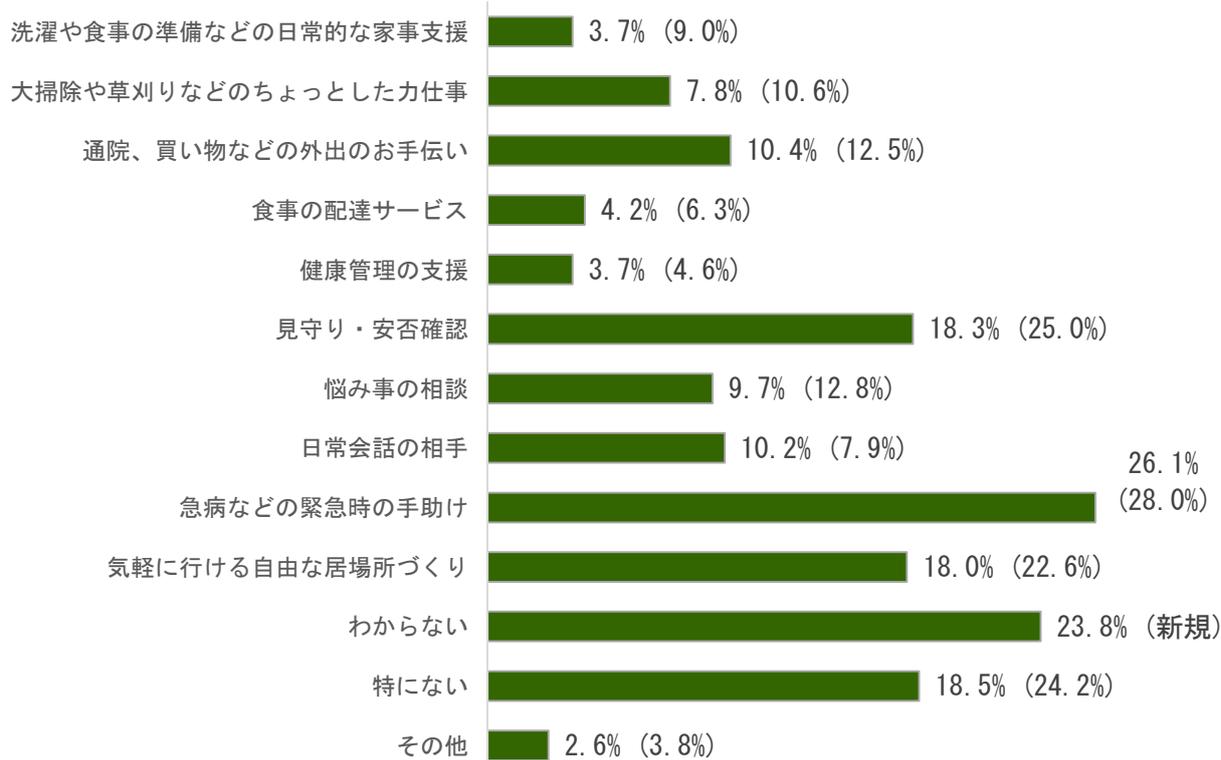
基本目標3 地域で支え合う共生のまち

施策の方向 12 地域における人材等の養成

現状と課題

- 日頃から地域の中で顔の見える関係をつくり、誰もが自分のできる範囲内で協力し合える環境づくりをすることが求められています。
- 地域における自治会、近隣住民、ボランティア、NPO 法人、民間事業者などが行う様々な活動を、地域のニーズに対する支援とつなげることが重要です。

■ あなたがお住まいの地域に、あってほしい住民同士の支え合いは次のうちどれですか。（3つまで）



有効回答数：427

厚木市障害福祉サービス利用実態調査（令和5（2023）年3月）

（ ）内は前回調査時の割合

取組方針

- 身近な地域の中での人とのつながりをつくり、日常生活での困りごとに気づき、手を差し伸べることができる人を増やします。
- ボランティア活動など支援の担い手の養成に取り組みます。
- 障害福祉サービス等の公的制度だけではなく、多様な主体によるインフォーマルな生活支援サービスを活用しながら、地域で支え合う体制を構築します。

達成された姿

地域ぐるみの様々な生活支援が活発に行われ、身近な支援者が増えている。

地域には、徒歩圏内で交流スペースやコミュニティカフェがあるので、気軽に立ち寄ることができています。日常会話だけではなく、悩み事の相談をすることもあります。外出支援や家事援助のサービスは、気心知れた身近な支援者が担ってくれるので、安心して利用することができています。

主な取組

1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援

- 地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進
- ボランティア養成講座の実施や地域のニーズに対応した新たなボランティア活動の創出によるボランティアセンターの充実

2 地域での支え合う仕組みづくりの支援

- 既存の制度だけでは解決できない、制度のはざ間で解決できないなどの困りごとを地域の中で解決に導く「地域福祉コーディネーター」の充実
- 地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する「生活支援コーディネーター」の体制の充実

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ボランティアセンターにおける登録団体数		85 団体	71 団体	72 団体	73 団体	75 団体
地域福祉コーディネーターの活動件数		1,752 件	1,315 件	2,500 件	2,700 件	2,900 件

第5章 指標

施策の進捗を測る指標

施策の進捗を測る指標

本計画で位置付けた12の施策の進捗を測る指標は、次のとおりです。
 なお、㊦印のある指標は、第4章 施策の展開に掲載した主な指標の再掲です。

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
施策の方向1 障がい者理解の促進				
取組1 障がい者理解を広めるための普及啓発活動				
地域の方が障がい者に対する理解があると思う障がい者の割合 ㊦	64.6%	—	73.8%	—
ヘルプカードを見せて、支援を受けたことがある障がい者の割合 ㊦	9.0%	—	25.0%	—
ヘルプカードの配布枚数	554 枚	630 枚	660 枚	700 枚
障がい者の理解を促進するための研修会やイベント等の開催回数	—	2回	3回	4回
市内小・中学校に対する障がい者理解の促進実施校数（累計）	5校	13校	18校	23校
取組2 相互に理解を深めるための交流活動				
障がい者体育大会への参加者数	中止	660人	660人	660人
障害者地域生活サポート事業における地域交流等支援事業実施事業所数	3事業所	6事業所	9事業所	12事業所
取組3 とともに学び、育み合うインクルージョン（包容）の推進				
特別支援学級と通常学級の児童・生徒がともに学習する場を設けている学校の割合	100%	100%	100%	100%
保育所等訪問支援の延べ利用日数及び実利用者数（年間）	216日	316日	372日	451日
上段：延べ利用日数	128人	179人	204人	240人
下段：実利用者数				
施策の方向2 権利擁護の推進				
取組1 権利擁護に関する相談窓口の充実				
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるとした障がい者の割合 ㊦	51.1%	—	44.9%	—
権利擁護に係る相談件数 ㊦	1,298件	1,450件	1,600件	1,700件
取組2 障がい者虐待の防止				
障がい者虐待防止講演会の参加者数	49人	60人	60人	60人

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
取組3 成年後見制度の普及啓発				
法人後見を受任できる社会福祉法人数	2 法人	2 法人	2 法人	3 法人
後見人等報酬に係る助成を受けた人数	8 人	12 人	14 人	16 人
取組4 行政における不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供の推進				
障がい者理解に関する職員研修への参加者数	158 人 (動画配信含)	100 人	100 人	100 人
取組5 民間企業等への合理的配慮の提供の義務化についての普及啓発活動				
民間企業等からの相談件数	—	24 件	48 件	90 件
施策の方向3 相談支援体制の充実				
取組1 地域の相談支援体制の充実				
障がい者相談支援センターの認知度の割合 ㊦	29.0%	—	58.0%	—
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける相談件数 ㊦	55,879 件	70,600 件	77,000 件	82,400 件
施策の方向4 一貫した療育支援体制の確立				
取組1 発達に心配を感じた段階からの支援				
療育相談センター主催の出張講座及び各種研修の延べ参加者数 ㊦	1,486 人	1,750 人	1,810 人	1,860 人
取組2 学校生活期における支援の充実				
特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育介助員等の配置の割合	100%	100%	100%	100%
通常学級における指導・支援に関する職員研修会の実施回数	39 回	40 回	40 回	40 回
支援を必要としている児童・生徒に個別指導を行うための教室、いわゆる「リソースルーム」の設置校数	—	23 校	25 校	27 校
取組3 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援				
医療的ケアに関する事業利用日数等 上段：重度障害児メディカルショートステイ事業 下段：学校等訪問看護支援事業	5 日 4 人	16 日 5 人	20 日 6 人	24 日 7 人
市内医療型短期入所の事業所数	3 事業所	4 事業所	4 事業所	5 事業所
取組4 障害児通所支援の適正利用及びサービスの質の向上				
指定障害児相談支援を通じた障害児支援利用計画を作成している障がい児の割合 ㊦	17.6%	20.0%	30.0%	32.0%
相談支援専門員に対する研修及び現場指導の実施回数	162 回	175 回	190 回	200 回

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
施策の方向5 就労支援の充実				
取組1 地域の就労支援体制の構築				
取組3 民間企業における障がい者の職場定着に関する支援				
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける就労に関する相談件数 ㊦	2,259件	2,910件	3,380件	4,410件
取組2 行政内における障がい者雇用の推進及び定着に関する取組				
障がい者雇用職場（しごとサポート室「すまいる」）の活用件数	341件	375件	412件	453件
取組4 就労継続支援事業所等の工賃等アップに向けた取組				
市内就労継続支援事業所に通所する1人当たりの平均工賃・賃金額 ㊦	99,808円	106,500円	107,500円	108,500円
上段：A型事業所	15,492円	16,000円	16,500円	17,250円
下段：B型事業所				
障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達実績	9,019千円	9,100千円	9,150千円	9,200千円
障がい者就労施設共同受注窓口（てとて）の契約件数（累計）	29件	60件	70件	80件
農福連携促進事業における福祉事業所の契約件数	—	5件	6件	6件
施策の方向6 居住支援の充実				
取組1 地域生活支援拠点の機能強化				
市内障害福祉サービス等事業所の地域生活支援拠点の登録数 ㊦	42か所	50か所	53か所	54か所
市内事業所職員における本市地域生活支援拠点に関する理解・認知の割合	15.4%	—	50.0%	—
取組2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における本市援護者の情報共有や協議等実施回数	2回	2回	2回	3回
取組3 地域における居住等支援				
市内協力不動産店件数	18店	22店	24店	26店
障がい者相談支援センターにおけるアウトリーチ支援実施件数	—	41件	60件	81件

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
施策の方向7 社会参加の促進				
取組1 外出支援の充実				
外出するときに困っていることが特にないと思う人の割合 ㊦	29.4%	—	33.4%	—
移動支援の延べ利用時間数及び実利用者数(年間) ㊦	15,008 時間	16,833 時間	17,100 時間	17,502 時間
上段：延べ利用時間数	203 人	212 人	217 人	227 人
下段：実利用者数				
タクシー券・ガソリン券及びバス割引証等の交付件数	4,494 件	4,700 件	4,800 件	4,900 件
取組2 手話通訳者及び要約筆記者の養成				
手話通訳者・要約筆記者の登録者数 ㊦	28 人	29 人	31 人	33 人
市で実施する手話通訳者等の養成に関する講習会の受講者数	21 人	25 人	27 人	30 人
施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実				
取組1 地域生活支援の充実				
障害福祉サービスの満足度 ㊦	81.5%	—	83.5%	—
上段：訪問系サービス	85.6%	—	87.0%	—
下段：日中活動系サービス				
障害者協議会における個別事例の検討件数	—	2 件	4 件	5 件
障がい福祉の制度について情報が取得しやすい環境が整っていると思う人の割合	—	—	70.0%	—
取組2 障害福祉サービス等の質の向上				
障がい児・者支援実務者研修講座の参加者の人数	141 人 (動画配信)	60 人	70 人	75 人
介護職の人材確保支援を通じての研修等受講件数	164 件	175 件	185 件	200 件
取組3 介護職の人材確保支援				
介護職の人材確保支援を受けて市内障害福祉サービス等事業所に就労した人数 ㊦	9 人	12 人	15 人	20 人
職員が不足していると思う市内障害福祉サービス等事業所の割合 ㊦	79.7%	—	60.0%	—

進捗管理項目	R4 (2022) 年度	計画目標値		
		R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
施策の方向9 健康・医療の充実				
取組1 障がいの原因となる疾病や重度化の予防と健康増進に向けた取組の充実				
健康相談利用件数 ㊦	103件	200件	250件	300件
取組2 医療制度の充実				
自立支援医療受給者数 ㊦	4,207人	4,400人	4,500人	4,600人
施策の方向10 災害時支援体制の強化				
取組1 地域の防災ネットワークづくり				
避難行動要支援者の同意者の割合 ㊦	59.7%	60.0%	61.0%	62.0%
自主防災隊が実施した防災訓練のうち、障がい者が参加した訓練の割合 ㊦	6.9%	12.0%	16.0%	20.0%
取組2 「自助」のための事前対策の促進				
防災対策チェックリストの配布数	155部	200部	200部	200部
施策の方向11 地域をつなぐネットワークの構築				
取組1 見守り活動の充実				
住んでいる地域で住民同士の支え合いがあると思う人の割合 ㊦	34.2%	—	53.5%	—
地域住民が主体となった居場所の箇所数（団体数）	205箇所	350箇所	355箇所	360箇所
取組2 障がい者相談支援センターや地域包括支援センター等の関係機関との連携による総合相談支援の充実				
障がい者相談支援センターが行う訪問相談等の件数 ㊦	4,266件	6,460件	6,960件	7,260件
障がい者相談支援センターと地域包括支援センターとの協議・会議等連携件数	—	216件	324件	432件
施策の方向12 地域における人材等の養成				
取組1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援				
ボランティアセンターにおける登録団体数 ㊦	71団体	72団体	73団体	75団体
取組2 地域での支え合う仕組みづくりの支援				
地域福祉コーディネーターの活動件数 ㊦	1,315件	2,500件	2,700件	2,900件

第6章 障害福祉サービス量等の 見込み (障害福祉計画・障害児福祉計画)

- 1 計画の策定に当たって
- 2 計画の方針
- 3 成果目標及び活動指標
- 4 障害福祉サービス・障害児通所支援の見込量
- 5 障害福祉サービス・障害児通所支援事業所の状況
- 6 専門的支援を要する障がいに関する状況
- 7 地域生活支援事業の見込み

1 計画の策定に当たって

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援などの円滑な実施を確保するための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）に即して定めるものです。

なお、以下「（１）国の基本指針の主な改正ポイント」では、都道府県及び市町村とそれぞれ実施主体がありますので、この内、市町村に求められている方針について、本章における「3 成果目標及び活動指標」において、それぞれの目標・指標を定めます。

(1) 国の基本指針の主な改正ポイント

【令和5（2023）年5月19日一部改正】

ア 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
- 強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実
- 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- グループホームにおけるひとり暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

エ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- 市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- 地域におけるインクルージョンの推進
- 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

オ 発達障がい者等支援の一層の充実

- 市町村におけるペアレント・トレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- 市町村におけるペアレント・トレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- 強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

カ 地域における相談支援体制の充実強化

- 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- 地域づくりに向けた協議会の活性化

キ 障がい者等に対する虐待の防止

- 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

ク 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

ケ 障害福祉サービスの質の確保

- 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- 都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

- コ 障がい福祉人材の確保・定着
 - ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

- サ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
 - 障害福祉DB(データベース)の活用等による計画策定の推進
 - よりきめ細かな地域単位での重度障がい者等のニーズの把握

- シ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進

- ス 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

- セ その他：地方分権提案に対する対応
 - 計画期間の柔軟化
 - サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に定める事項

- ア サービスの提供体制を確保していくための目標 **《成果目標》**

- イ 各年度における障害福祉サービス、障害児通所支援などの必要量の見込み **《活動目標》**

- ウ 障害福祉サービス、障害児通所支援などの必要量を確保するための方策

2 計画の方針

本計画の将来像である「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を目指していくためには、障害福祉サービス等を必要とされる方に適正なサービスが提供できるようサービスの基盤整備を図る必要があります。

- (1) 第4章「施策の展開」の取組方針を踏まえたサービスの基盤整備を行います。
- (2) 重症心身障がい、強度行動障がいや重度の自閉症、医療的ケア等の専門的な支援を必要とする方が生活に必要なサービスの利用ができるよう体制の構築を推進します。
- (3) 相談支援事業や地域生活支援拠点等を中心とした、切れ目のない相談支援体制と、緊急時の対応や将来を見据えたサービスの体験的な利用等の機能を強化し、障がいがあっても地域で安心した生活を送れるよう体制の整備を推進します。
- (4) 障がい者が活躍する社会を実現するため、福祉施設からの一般就労へ移行の促進を図り、障がいの理解を含めた職場定着に係る支援体制の構築を推進します。
- (5) 障がいのある子どもやその家族に対する継続的な相談支援を行うため、障がい児相談支援体制の構築を推進します。
- (6) 安定したサービスを提供するために、障害福祉サービス等事業所において、新たな職員の確保・育成の促進を図るとともに、支援の質の向上に関する取組を推進します。
- (7) 第6期計画の実績に基づき、本計画に向けた課題の整理を行い、一人あたりのサービス量、利用者数の推移を総合的に勘案しながら、成果目標及びサービス量などを見込みます。

3 成果目標及び活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 国の基本目標で示された考え方

- 地域移行者数：令和4（2022）年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和4（2022）年度末の5%以上削減

イ これまでの状況

- 第6期計画において、令和元（2019）年度末の施設入所者 163 人のうち、令和3（2021）年度2人、令和4（2022）年度4人と令和4（2022）年度末時点で合計6人が居宅やグループホームなどの地域生活へ移行し、成果目標である地域生活移行者数5人を既に達成しています。
- 令和4（2022）年度末での施設入所者数は 166 人であり、令和元（2019）年度末は同 163 人と、3人増加しました。

ウ 本市の考え方

- 国の基本方針、施設入所の利用状況や入所者の地域移行の二ーズ等を踏まえるとともに、地域ぐるみでの意思決定支援の体制や地域資源の整理・開発等、地域における支援体制の状況を総合的に勘案し、地域生活への移行に係る成果目標を設定します。
- 施設入所からの地域移行者だけではなく、地域で生活する障がい者の重度化・高齢化に対応した専門的支援体制の確保を併せて図ります。

施設入所者の地域生活の移行目標

項目	数値	備考
【基準】 施設入所者数（A）	166 人	令和4（2022）年度末現在
【成果目標】 地域生活移行者数（B）	10 人 （6%）	Aのうち令和8（2026）年度末までに移行するものの目標値
新たな施設入所者（C）	10 人	令和8（2026）年度末までに新たに施設入所が必要な者の見込数
施設入所者（D） ※ $D = A - B + C$	166 人	令和8（2026）年度末の利用見込数
【成果目標】 施設入所者の削減数（E） ※ $E = A - D$	0 人	令和8（2026）年度末目標数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 国の基本目標で示された考え方

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数
- 精神病床における早期退院率
：(3か月後)68.9%以上、(6か月後)84.5%以上、(1年後)91.0%以上
なお、これらの考え方に基づく具体的な成果目標については、神奈川県
の障害福祉計画内で設定されます。

イ これまでの状況

- ReMHRAD(地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース)では、各6月30日時点の厚木市民の地域移行(退院)した者の数は、令和元(2019)年度は7人、令和2(2020)年度は11人、令和3(2021)年度は2人となっており、長期入院患者は、令和元(2019)年度は225人、令和2(2020)年度は237人、令和3(2021)年度は231人となっていることから長期入院患者の地域移行に課題があります。
- 本市では、医療上、退院可能な精神障がい者が地域生活を希望する場合は、医療機関、保健福祉事務所、相談支援事業所等と連携を図りながら、退院に向けた支援及び地域生活への定着支援を行ってきました。

ウ 本市の考え方

- 精神障がい者が安心して地域生活を送るために、地域における医療・福祉の一体的な取組の推進を検討する地域包括ケア推進会議を活用するとともに、地域課題の解消及び支援体制の構築について、障害者協議会において検討していきます。
- 地域移行等に係る障害福祉サービスを充実し、利用を促進することで精神障がい者の地域移行を支援します。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催等の活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
開催回数	2回	2回	2回
目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
保健、医療・福祉関係者による 協議の場への関係者等の参加者数	11人	11人	11人

精神障がい者の地域移行等に係る障害福祉サービスの利用者数見込み

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域移行支援の利用者数	2人	4人	8人
地域定着支援の利用者数	1人	3人	7人
自立訓練（生活訓練）の利用者数	3人	3人	3人
共同生活援助の利用者数	92人	104人	114人
自立生活援助の利用者数	2人	4人	6人

(3) 地域生活支援の充実

ア 国の基本目標で示された考え方

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運営状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障がいをもつ者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

イ これまでの状況

- 平成28(2016)年度の障害者協議会において、夜間、休日等の緊急時の受入れや体験の機会を中心に拠点機能について検討を行い、面的整備として整備済みとしています。
- しかしながら、緊急時の対応に係る「安心生活支援プラン」が在宅の障がい者やその家族に浸透しておらず、また、短期入所施設等への送迎などの役割分担や障害福祉サービス等を利用していない障がい者の緊急時対応などの課題があり、拠点機能が十分に果たされているとはいえない状況です。

ウ 本市の考え方

- 介護者の高齢化や「親亡き後」であっても安心して地域で生活するために、障害者協議会等において、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討を実施します。
- 市内障害福祉サービス等事業所及び関係機関と連携し、地域生活拠点等の登録事業所数を増やすことで実効性のある拠点機能の確立を図ります。

地域生活支援拠点に係る活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	1か所（面的整備）		
地域生活支援拠点コーディネーターの配置	1人		
拠点機能に係る検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回

強度行動障がいに係る活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
支援ニーズ等の把握及び支援体制の整備	未整備	一部整備済み	整備済み

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 国の基本目標で示された考え方

- 一般就労への移行者数：令和3（2021）年度実績の 1.28 倍以上
- 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3（2021）年度末実績の 1.41 倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の終了定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

イ これまでの状況

- 第6期計画において、就労移行支援事業所等の福祉施設から一般就労移行者数は、令和3（2021）年度は52人、令和4（2022）年度は48人であり、令和4（2022）年度末時点で合計100人が民間企業や就労継続支援A型事業所等に移行しています。
第6期計画では、令和5（2023）年度の成果目標として32人と見込んでいますが、これまでの動向から目標達成は可能と予測します。
- 令和4（2022）年度における就労移行支援事業所等の福祉施設から一般就労移行者30人のうち、就労定着支援の利用者数は9人であり、利用割合は30.0%となっています。

ウ 本市の考え方

- 障がい者が就労しやすい環境づくりに向け、民間企業、ハローワーク、就労支援機関等と連携し、雇用促進に向けた取組を実施します。
- 障がい者が一般就労した後も長く働き続けることができるよう、就労定着支援や障がい者基幹相談支援センターゆいはあとの利用の促進をするとともに、職場における障がいの理解及び就労支援の促進に向け取組を強化します。
- 一般就労後の働き始めや休職後の復職を目指す障がい者に対する支援を図ることから、一般就労中の障害福祉サービスの利用を促進します。
- 障がい者の就労に関する多様なニーズに対する支援を促進するために、就労選択支援の資源開発を図ります。

障がい者の一般就労に係る活動指標及び成果目標

項目		令和3 (2021)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
		【基準】	【活動指標】		【目標】
一般就労移行者数計		52人	57人	63人	70人 (128倍以上)
内 訳	就労移行支援	33人	36人	40人	45人
	就労継続支援A型	6人	7人	8人	9人
	就労継続支援B型	8人	9人	10人	11人
	その他サービス	5人	5人	5人	5人
「一般就労移行者数計」のうち就労定着支援を利用者数		4人	10人	11人	13人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 国の基本指針で示された考え方

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- 各市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
- 各都道府県及び政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

イ これまでの状況

- 平成29（2017）年4月1日に児童発達支援センターひよこ園を設置しました。
- 令和5（2023）年10月1日時点で、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、市内に1か所あります。
なお、同放課後等デイサービス事業所は、市内に1か所あります。

ウ 本市の考え方

- 児童発達支援センターひよこ園は、障がいの重度化や重複化に対応する専門的な障がい児通所拠点施設としての位置だけではなく、障がい児の発達支援の相談機能や地域の障害児通所支援事業所に対する専門的指導等、地域の障がい児の健全な発達を図る中核的な機関として位置付けとして、重層的な障がい児支援体制の構築を促進します。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所は、市内にそれぞれ1か所と成果目標に達していますが、市援護児童における医療的ケア児の利用状況、支援ニーズを勘案し、更なる支援体制の構築を図ります。
- 障害児相談支援の利用を促進し、療育（サービス）を経て、障がい児の発達等の状態を専門的視点から定期的に確認し、障がい児の将来を見据えた療育（サービス）の提供が受けられるよう支援体制の構築を図ります。

障害児支援に係る提供体制の整備に係る活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援センター	設置済み（1か所）		
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	確保済み (1か所)	2か所	2か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	確保済み (1か所)	2か所	3か所
医療的ケア児支援のための協議の場	設置済み		
医療的ケア児等に関するコーディネーター	1人	1人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

ア 国の基本指針で示された考え方

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

イ これまでの状況

- 平成 27 (2015) 年度に、障がい者基幹相談支援センターゆいはあとに加え、地域の障がい者相談支援センターを3か所設置しました。
また、平成 28 (2016) 年度、平成 29 (2017) 年度、令和元 (2019) 年度に各1か所、そして、令和4 (2022) 年度に2か所増設し、計8か所の地域の障がい者相談支援センターを設置しました。
- 障がい者基幹相談支援センターゆいはあと及び地域の障がい者相談支援センター間において、個別事例の共有及び検討等を目的としたセンター担当者会議を原則毎月実施しています。
- 障害者協議会において、地域の相談支援事業所等における個別課題を共有、課題解決に向けた検討を行うグループスーパービジョンを定期的を実施しています。
- 市内計 10 か所の地域包括支援センターと連携を図り、総合的な相談支援体制を構築しています。
- 発達障がい児者及びその家族からの相談支援体制を確保するとともに、保護者が子供の障がい特性の理解し、必要な知識や適切な関わり方を身に付けることができるよう、ペアレント・トレーニングを実施しています。

ウ 本市の考え方

- 専門的な相談支援の実施に向け、相談支援専門員向けの研修会の実施や障がい者基幹相談支援センターゆいはあとや地域の障がい者相談支援センターによる相談支援専門員に対する同行・訪問支援等を実施し、地域における専門的な相談支援体制の構築を図ります。
- グループスーパービジョンを継続するとともに、障害者協議会において、実効性のある地域資源の開発・改善に努めます。
- ペアレント・トレーニングを普及するとともに、ペアレント・トレーニングに関わる協力者の養成やペアレント・トレーニング等のプログラム実施者の養成を図ります。

相談支援体制の充実・強化のための取組に係る活動指標
(基幹相談支援センター)

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施		
地域の相談支援事業者への専門的 指導・助言件数	160件	160件	160件
地域の相談支援事業者への人材育 成支援件数	36件	38件	40件
地域の相談機関との連携強化取組 実施回数	15回	18回	21回
個別事例の支援内容の検証の実施 回数	12回	18回	24回
主任相談支援専門員の配置数	2人	2人	3人

相談支援体制の充実・強化のための取組に係る活動指標
(障害者協議会)

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
相談支援事業所が参加する事例検 討実施回数	5回	7回	10回
上記の事例検討における参加者数	60人	60人	80人
協議会の専門部会（プロジェクト）の設置数	6	6	7
上記プロジェクト実施回数	12回	12回	14回

発達障がい者への支援に関する取組に係る活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
ペアレント・トレーニング等支援 プログラムの受講人数	40人	40人	40人
ペアレント・トレーニング協力者 の登録人数	3人	4人	6人
ペアレント・メンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポート活動への参加人数	2人	3人	4人

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア 国の基本指針で示された考え方

- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

イ これまでの状況

- 障がい者基幹相談支援センターゆいはあとにおいて、市内相談支援事業所を適宜巡回し、事業所における課題や相談支援専門員の資質向上に関するヒアリングを実施し、研修等の企画及び実施しています。
- 療育相談センターまめの木において、市内児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を巡回し、支援員の資質向上や事業所における課題等に対し助言を行っています。
- 定期的に、市内障害福祉サービス等事業所に対し、支援員の質の向上に資する研修会を開催しています。

ウ 本市の考え方

- これまでの取組を継続するとともに、障害福祉サービス等の質の向上に関する取組について、障害者協議会において検討します。
- セルフプランから相談支援事業所等が作成するサービス等（障害児支援）利用計画への切り替えを促進し、様々な障害福祉サービス等を利用している障がい者に対し、事業所間での様子や障がい特性等を共有し、その都度、サービスの利用状況を見直すことで、質の高い障害福祉サービス等の提供を図ります。
- 障がい者支援に関わる市職員が障害者総合支援法その他国が定める障害福祉関係法令の理解を深めることで、障がい者が真に必要としている障害福祉サービス等の提供について実効性のある検証を行います。

神奈川県等が実施する障害福祉サービス等の研修参加に係る活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
神奈川県等が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の市職員の延べ参加人数	5人	6人	7人

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用に係る活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無	有り		
実施回数	1回	1回	1回

4 障害福祉サービス・障害児通所支援の見込量

(1) 障害福祉サービス等の充実

本計画の策定に当たり、利用実態調査では、「障がい者が地域で安心して暮らしていけるようにするために、どのような取組を厚木市に求めますか。」という設問に対して、11の選択肢の中から「障害福祉や介護保険のサービスの充実」を選択した方が47.1%と前回の調査に引続き、最も多くなっています。

このことから、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らして生活を続けるためには、障がい者のライフスタイルや障がい特性に応じ、個々のニーズに適したサービスの提供が必要となります。

そのためにも、障がい者のライフステージに沿った、福祉・介護・医療・教育等の機関が連携し、住み慣れた地域での生活を続けられるようサービスの提供体制の構築を促進します。

なお、障がい者が利用できるサービスの種類は、大きく次の2つに区分されます。

ア 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に定められており、居宅介護を始めた訪問系サービスや短期入所などの介護給付、就労系サービスや共同生活援助などの訓練等給付等の全国統一の基準に基づき実施するものです。

また、同法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、これら障害福祉サービスの将来的に必要なサービス量を見込むこととしています。

今後も障がい者の増加が見込まれる中で、これに伴って、必要なサービス量の増加が見込まれていることから、障がい者が地域で安心した生活を送れるよう必要なサービス量の確保に努めます。

イ 障害児通所支援

障害児通所支援は、児童福祉法に定められた障がい児を対象としたサービスで、全国統一の基準に基づき実施するものです。

また、同法に基づき、市町村が定める障害児福祉計画において、障害児通所支援に係るサービスの将来的に必要なサービス量を見込むこととされています。

今後も障がい児の増加が見込まれる中で、これに伴って、必要なサービス量の増加が見込まれていることから、障がい児が適切な療育等が受けられるよう必要なサービス量の確保に努めます。

(2) 第6期障害福祉計画の実績

障害福祉サービスの利用実績①

サービス種類	単位	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度				
		目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	実績の前年 度比(%)	
日中活動系	生活介護	日/月	6,656	7,037	105.7%	6,647	7,454	112.1%	105.9%
		人/月	374	378	101.1%	375	391	104.3%	103.4%
	自立訓練 (機能訓練)	日/月	132	59	44.7%	147	97	66.0%	164.4%
		人/月	9	5	55.6%	9	8	88.9%	160.0%
	自立訓練 (生活訓練)	日/月	44	122	277.3%	44	159	361.4%	130.3%
		人/月	6	6	100.0%	6	9	150.0%	150.0%
	就労移行支援	日/月	1,192	970	81.4%	1,294	799	61.7%	82.4%
		人/月	61	59	96.7%	63	46	73.0%	78.0%
	就労継続支援 A型	日/月	1,352	1,436	106.2%	1,342	1,301	96.9%	90.6%
		人/月	71	69	97.2%	69	63	91.3%	91.3%
	就労継続支援 B型	日/月	6,918	7,027	101.6%	7,316	8,274	113.1%	117.7%
		人/月	433	429	99.1%	455	509	111.9%	118.6%
	就労定着支援	人/月	53	34	64.2%	60	37	61.7%	108.8%
	療養介護	人/月	13	17	130.8%	12	17	141.7%	100.0%
	短期入所 (福祉型)	日/月	685	417	60.9%	720	415	57.6%	99.5%
		人/月	111	31	27.9%	120	55	45.8%	177.4%
短期入所 (医療型)	日/月	39	27	69.2%	41	51	124.4%	188.9%	
	人/月	5	5	100.0%	5	8	160.0%	160.0%	

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じています。

※ 日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分

障害福祉サービスの利用実績②

サービス種類	単位	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度				
		目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	実績の前年 度比(%)	
訪問系	居宅介護	時間/月	5,497	5,577	101.5%	5,625	5,682	101.0%	101.9%
		人/月	236	228	96.6%	235	228	97.0%	100.0%
	重度訪問介護	時間/月	4,666	3,307	70.9%	5,023	4,013	79.9%	121.3%
		人/月	17	14	82.4%	17	17	100.0%	121.4%
	同行援護	時間/月	704	828	117.6%	734	968	131.9%	116.9%
		人/月	41	37	90.2%	45	40	88.9%	108.1%
	行動援護	時間/月	1,206	922	76.5%	1,297	1,087	83.8%	117.9%
		人/月	35	31	88.6%	37	42	113.5%	135.5%
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	—	0	0	—	—	
	人/月	0	0	—	0	0	—	—	
居住系	共同生活援助	人/月	163	182	111.7%	171	208	121.6%	114.3%
	施設入所支援	人/月	163	165	101.2%	162	166	102.5%	100.6%
	自立生活援助	人/月	3	0	0.0%	6	0	0.0%	—
相談支援	計画相談支援	人/月	218	200	91.7%	254	257	101.2%	128.5%
	地域移行支援	人/年	2	0	0.0%	2	0	0.0%	—
	地域定着支援	人/年	2	0	0.0%	2	0	0.0%	—

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じています。

※ 日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分（地域移行支援及び地域定着支援を除く。）

※ 地域移行支援及び地域定着支援の実績は、年間の実利用者数

障害児通所支援の利用実績

サービス種類	単位	令和3（2021）年度			令和4（2022）年度				
		目標値	実績	達成率 （%）	目標値	実績	達成率 （%）	実績の前年 度比（%）	
障害児通所支援	児童発達支援	日/月	2,335	2,387	102.2%	2,577	2,809	109.0%	117.7%
		人/月	254	287	113.0%	270	340	125.9%	118.5%
	居宅訪問型	日/月	0	0	—	0	6	—	—
	児童発達支援	人/月	0	0	—	0	2	—	—
	医療型	日/月	0	0	—	0	0	—	—
	児童発達支援	人/月	0	0	—	0	0	—	—
	放課後等	日/月	4,600	5,455	118.6%	4,648	6,293	135.4%	115.4%
	デイサービス	人/月	499	546	109.4%	519	617	118.9%	113.0%
	保育所等	日/月	3	9	300.0%	4	12	300.0%	133.3%
	訪問支援	人/月	4	10	250.0%	5	14	280.0%	140.0%
障害児 相談支援	人/月	23	19	82.6%	19	38	200.0%	200.0%	

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じています。

※ 日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分

(3) 障害福祉サービス

ア 日中活動系サービス

施策の方向5 就労支援の充実

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
生活介護（19事業所）	常時介護を必要とする障がい者に、日中の入浴、排せつ及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 ・機能訓練（1事業所） ・生活訓練（2事業所）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、必要な身体機能又は生活能力を高めるための訓練を行います。
就労移行支援（6事業所）	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。
就労継続支援 ・A型（1事業所） ・B型（25事業所）	一般企業等への就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。雇用型であるA型と非雇用型であるB型があります。
就労定着支援（5事業所）	就労移行支援等の利用を経て一般企業等に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、就労に伴う日常生活上の問題等に対応するための相談、企業訪問、関係機関との連絡調整等を行います。
就労選択支援 ※令和7（2025）年10月1日施行予定）	障がい者が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、能力や適性を評価し、就労時の必要な配慮を整理することで、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。
療養介護（1事業所）	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 ・福祉型（14事業所） ・医療型（3事業所）	居宅で障がい者を介護する人が疾病等の理由で介護できない場合に、短期間の入所をすることにより、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

※（ ）内の事業所数は、令和5（2023）年10月1日現在の数値です。

日中活動系サービスに係る見込量等

サービス種類	単位	第6期（実績）			第7期（見込・目標）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
		生活介護	日/月	7,037	7,454	7,692	7,755
	人/月	378	391	398	403	404	404
自立訓練 (機能訓練)	日/月	59	97	95	93	103	104
	人/月	5	8	9	9	10	10
自立訓練 (生活訓練)	日/月	122	159	158	147	136	130
	人/月	6	9	9	8	7	7
就労移行支援	日/月	970	799	784	783	781	787
	人/月	59	46	44	44	44	45
就労継続支援 A型	日/月	1,436	1,301	1,340	1,380	1,444	1,499
	人/月	69	63	69	69	70	71
就労継続支援 B型	日/月	7,027	8,274	9,145	9,794	10,350	10,878
	人/月	429	509	558	596	636	666
就労定着支援	人/月	34	37	36	39	41	43
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	52	96
療養介護	人/月	17	17	17	17	18	18
短期入所 (福祉型)	日/月	417	415	486	579	598	611
	人/月	31	55	64	83	86	88
短期入所 (医療型)	日/月	27	51	60	80	85	87
	人/月	5	8	10	15	17	18

※ 日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分（令和5（2023）年度は見込み）

イ 訪問系サービス

施策の方向7 社会参加の促進

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
居宅介護（38事業所）	居宅において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事及び通院に伴う介助などを行います。
重度訪問介護 （33事業所）	常時介護を必要とする重度の障がい者に対し、自宅で行う介護や家事、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。
同行援護（8事業所）	視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報の提供（代読、代筆を含む。）や移動の援護を行います。
行動援護（5事業所）	行動上の困難があり、常時介護を必要とする障がい者に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援 （県内事業所なし）	常時介護を必要とする障がい者に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

※（ ）内の事業所数は、令和5（2023）年10月1日現在の数値です。

訪問系サービスに係る見込量等

サービス種類	単位	第6期（実績）			第7期（見込・目標）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅介護	時間/月	5,577	5,682	5,719	5,757	5,795	5,833
	人/月	228	228	229	227	229	230
重度訪問介護	時間/月	3,307	4,013	4,243	4,338	4,436	4,535
	人/月	14	17	17	18	19	20
同行援護	時間/月	828	968	997	1,028	1,060	1,093
	人/月	37	40	43	45	48	51
行動援護	時間/月	922	1,087	1,167	1,191	1,297	1,376
	人/月	31	42	46	50	54	59
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※ 時間は、月間の延べ利用時間、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分（令和5（2023）年度は見込み）

ウ 居住系サービス

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
共同生活援助 (25事業所/住居数71)	共同生活の住居に居住する障がい者に対し、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援 (9事業所)	施設に入所している障がい者に対し、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
自立生活援助 (市内なし)	居宅においてひとり暮らし等をしている障がい者に対し、定期的な訪問等により利用者の状況を把握し、必要な情報提供や助言等の支援を行います。

※ () 内の事業所数は、令和5(2023)年10月1日現在の数値です。

居住系サービスに係る見込量等

サービス種類	単位	第6期(実績)			第7期(見込・目標)		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
共同生活援助	人/月	182	208	235	257	277	300
施設入所支援	人/月	165	166	165	166	167	166
自立生活援助	人/月	0	0	0	3	6	9

※ 人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分(令和5(2023)年度は見込み)

工 相談支援サービス

施策の方向3 相談支援体制の充実

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
計画相談支援 (18事業所)	障害福祉サービス等を利用する場合に、障がい者の心身の状況や環境、サービス利用についての意向等を基にサービス等利用計画を作成します。また、障害福祉サービス等の利用状況の検証等を行います。
地域移行支援(4事業所)	施設や病院に入所等している障がい者を対象に、地域移行支援計画を作成するとともに、外出の同行支援や住居確保などの新生活の準備等の支援を行います。
地域定着支援(4事業所)	自宅において単身で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因する緊急の事態等には必要な支援を行います。

※ ()内の事業所数は、令和5(2023)年10月1日現在の数値です。

相談支援サービスに係る見込量等

サービス種類	単位	第6期(実績)			第7期(見込・目標)		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
		計画相談支援	人/月	200	257	271	280
地域移行支援	人/年	0	0	0	3	6	12
地域定着支援	人/年	0	0	0	2	5	9

※ 人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分(令和5(2023)年度は見込み)

(4) 障害児通所支援

- 施策の方向3 相談支援体制の充実
 施策の方向4 一貫した療育支援体制の確立
 施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
児童発達支援 (30 事業所)	未就学児を対象として事業所に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
居宅訪問型児童発達支援 (1 事業所)	重症心身障がい児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援 (市内なし)	上肢、下肢又は体幹に機能障害のある児童を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス (39 事業所)	授業の終了後又は学校の休業日に事業所に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援 (5 事業所)	保育所など障がい児が集団生活を営む場を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
障害児相談支援 (15 事業所)	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に、障害児支援利用計画を作成します。また、障害児通所支援の利用状況の検証等を行います。

※ () 内の事業所数は、令和5(2023)年10月1日現在の数値です。

障害児通所支援に係る見込量等

サービス種類	単位	第6期（実績）			第7期（見込・目標）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
		児童発達支援	日/月	2,387	2,809	3,222	3,573
	人/月	287	340	394	457	523	598
居宅訪問型 児童発達支援	日/月	0	6	4	3	2	2
	人/月	0	2	2	2	1	1
医療型 児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	日/月	5,455	6,293	7,178	7,921	8,740	9,644
	人/月	546	617	689	772	867	971
保育所等 訪問支援	日/月	9	12	14	16	19	23
	人/月	10	14	17	20	25	30
障害児 相談支援	人/月	19	38	50	64	106	124

※ 日数は、月間の延べ利用日数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分（令和5（2023）年度は見込み）

5 障害福祉サービス・障害児通所支援事業所の状況

(1) 市内障害福祉サービス等事業所数の推移

ア 日中活動系サービス

サービスの種類	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活介護	15	15	17	18	19	19
自立訓練（機能訓練）	1	1	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	1	1	1	1	1	2
就労移行支援	4	5	4	4	6	6
就労継続支援A型	3	3	3	2	1	1
就労継続支援B型	17	18	18	21	24	25
就労定着支援	4	4	4	5	5	5
療養介護	1	1	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	10	12	12	13	14	14
短期入所（医療型）	2	2	2	2	3	3

※ 各事業所数は厚木市障がい福祉課が計上したもの

※ 数値の単位は、事業所数

※ 数字は各年度の3月末時点（令和5（2023）年度は10月末時点）

イ 訪問系サービス

サービスの種類	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護	35	37	38	37	38	38
重度訪問介護	34	33	33	32	33	33
同行援護	8	6	8	8	8	8
行動援護	3	4	5	5	5	5
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

※ 各事業所数は厚木市障がい福祉課が計上したもの

※ 数値の単位は、事業所数

※ 数字は各年度の3月末時点（令和5（2023）年度は10月末時点）

ウ 居住系サービス

サービスの種類	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
共同生活援助	16	18	19	23	25	25
(GH建屋数)	47	48	55	63	71	71
施設入所支援	9	9	9	9	9	9
自立生活援助	0	0	0	0	0	0

※ 各事業所数は厚木市障がい福祉課が計上したもの

※ 数値の単位は、事業所数

※ 数字は各年度の3月末時点（令和5（2023）年度は10月末時点）

エ 相談支援サービス

サービスの種類	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画相談支援	11	12	14	15	18	18
地域移行支援	3	3	3	4	4	4
地域定着支援	3	3	3	4	4	4

※ 各事業所数は厚木市障がい福祉課が計上したもの

※ 数値の単位は、事業所数

※ 数字は各年度の3月末時点（令和5（2023）年度は10月末時点）

オ 障害児通所支援

サービスの種類	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童発達支援	16	21	22	24	26	30
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	1	1	1
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	25	28	30	34	36	39
保育所等訪問支援	3	3	4	5	5	5
障害児相談支援	4	5	7	8	15	15

※ 各事業所数は厚木市障がい福祉課が計上したもの

※ 数値の単位は、事業所数

※ 数字は各年度の3月末時点（令和5（2023）年度は10月末時点）

(2) 市内障害福祉サービス等事業所における利用実績

ア 日中活動系サービス

サービス種類	単位	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活介護	日/月	4,466	4,594	5,333	4,893	5,331	4,966
自立訓練 (機能訓練)	日/月	86	80	62	59	97	61
自立訓練 (生活訓練)	日/月	20	23	46	33	30	115
就労移行支援	日/月	628	631	648	533	465	701
就労継続支援 A型	日/月	822	765	787	659	448	433
就労継続支援 B型	日/月	4,336	4,800	5,719	5,712	6,340	5,651
就労定着支援	人/月	18	30	21	25	21	20
療養介護	人/月	5	4	5	5	5	5
短期入所 (福祉型)	日/月	460	332	283	281	292	216
短期入所 (医療型)	日/月	19	0	5	11	22	47

※ 日数は、延べ利用日数、人数は、実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分（令和5（2023）年度は8月提供分）

イ 訪問系サービス

サービス種類	単位	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護	時間/月	4,566	4,646	4,792	4,731	4,801	4,377
重度訪問介護	時間/月	1,962	2,389	2,174	1,699	1,800	1,912
同行援護	時間/月	748	607	699	782	835	708
行動援護	時間/月	531	697	882	707	876	736
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0

※ 時間数は、延べ利用時間

※ 実績は、各年度の3月提供分（令和5（2023）年度は8月提供分）

ウ 居住系サービス

サービス種類	単位	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
共同生活援助	人/月	86	94	108	122	138	148
施設入所支援	人/月	99	98	101	107	107	104
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

※ 人数は、実利用人数

※ 実績は、各年度の3月提供分（令和5（2023）年度は8月提供分）

エ 相談支援サービス

サービス種類	単位	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画相談支援	人/年	492	553	668	725	814	691
地域移行支援	人/年	0	1	0	0	0	0
地域定着支援	人/年	0	0	0	0	0	0

※ 人数は、年間の実利用人数

※ 令和5（2023）年度は4月提供分から8月提供分までの実利用人数

オ 障害児通所支援

サービス種類	単位	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童発達支援	日/月	1,473	1,701	2,207	2,221	2,660	2,617
居宅訪問型 児童発達支援	日/月	0	0	0	0	6	2
医療型 児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	日/月	3,821	3,616	4,572	4,759	5,529	5,234
保育所等 訪問支援	日/月	4	2	8	6	7	5
障害児 相談支援	人/年	51	58	92	117	162	158

※ 日数は、延べ利用日数、人数は、年間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月提供分（令和5（2023）年度は8月提供分）

※ 障害児相談支援の令和5（2023）年度は4月提供分から8月提供分までの実利用人数

(3) 市内障害福祉サービス等事業所と利用実績からみる本市の状況

※ 本項の令和5（2023）年度の事業所数は8月1日時点の数

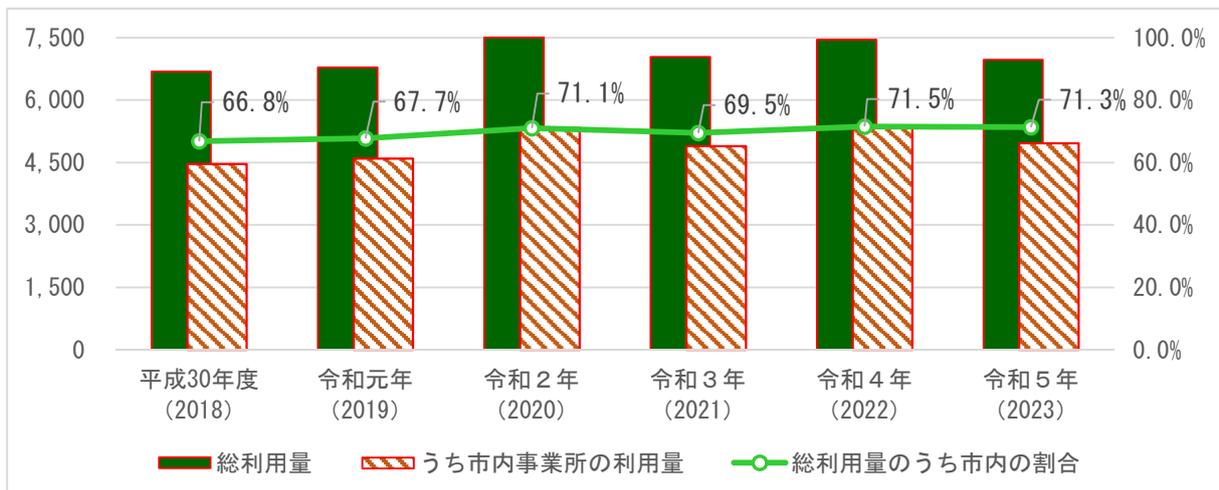
ア 日中活動系サービス

○ 生活介護

令和2（2020）年度以降、総利用量の70%程度が市内生活介護事業所と安定して提供されています。

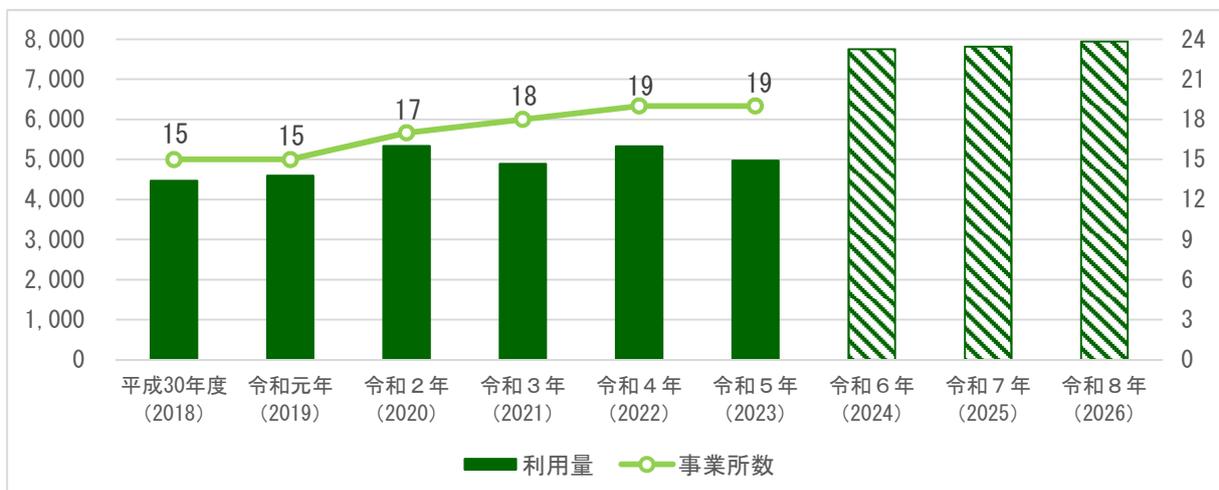
しかしながら、強度行動障がいを抱える障がい者や医療的ケア児者等のより専門的な支援が提供できる事業所が不足しており、また、高齢化に伴う障がいの重度化や障害者支援施設及び共同生活援助が市内に比較的多いことから、充足している状況とはいえません。

利用実績に対する市内生活介護事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の生活介護事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

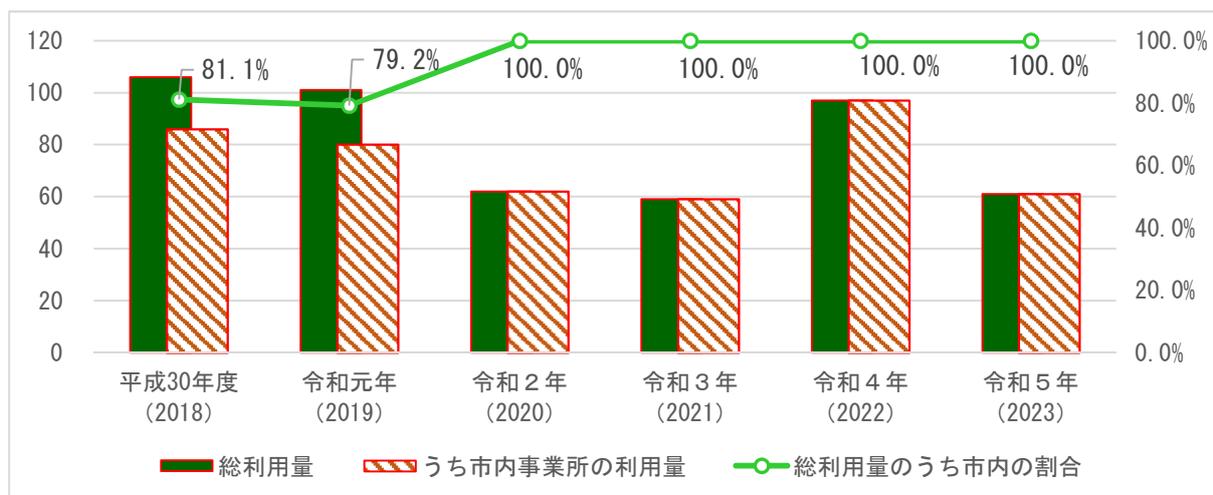
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 自立訓練（機能訓練）

市内の事業所で提供される割合が高く、令和2（2020）年度以降はその割合が100%となっています。

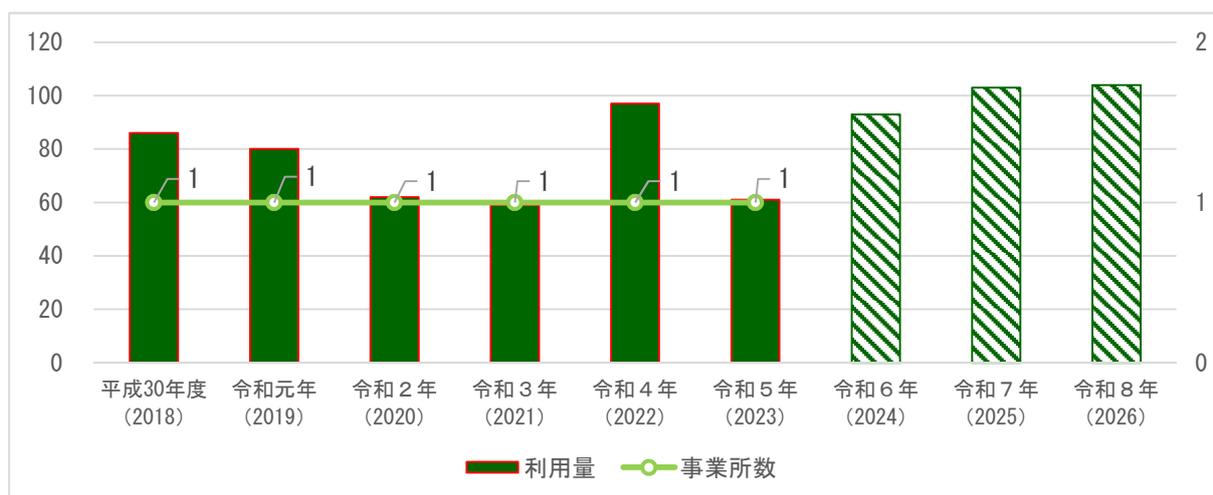
しかしながら、県央地区における自立訓練（機能訓練）事業所は1事業所のみであり、通所の利便性やサービスの選択の拡大等を考慮すると、更なるサービス提供事業所の拡大が必要と考えます。

利用実績に対する市内自立訓練（機能訓練）事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の自立訓練（機能訓練）事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

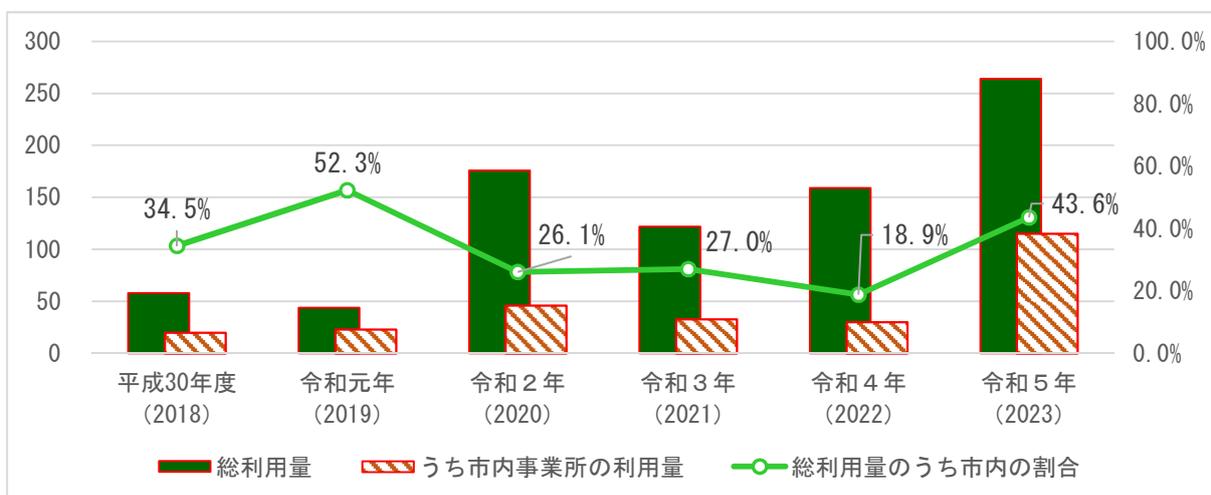
○ 自立訓練（生活訓練）

各年度、利用量に波があり、令和元（2019）年度を除き、市内の事業所で提供される割合が半分を下回っています。

令和5（2023）年度、新たに1事業所が増加したことに伴い、利用量の増加しています。

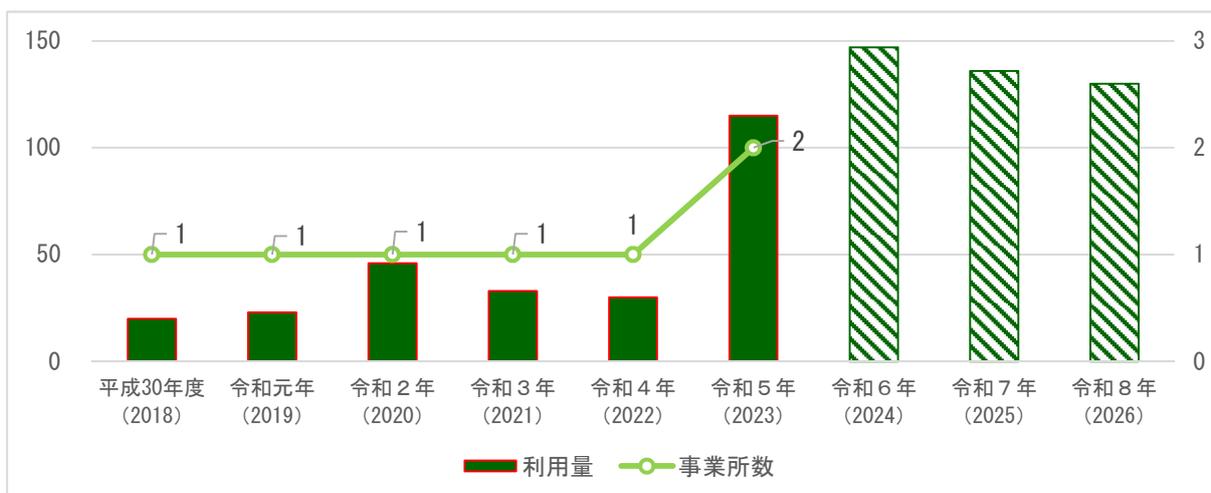
しかしながら、県央地区における自立訓練（生活訓練）事業所は複数あるものの、隣接する自治体では自立訓練（生活訓練）事業所がなく、通所の利便性やサービスの選択の拡大等を考慮すると、地区内における更なるサービス提供事業所の拡大が必要と考えます。

利用実績に対する自立訓練（生活訓練）事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の自立訓練（生活訓練）事業所数と市援護者の利用量



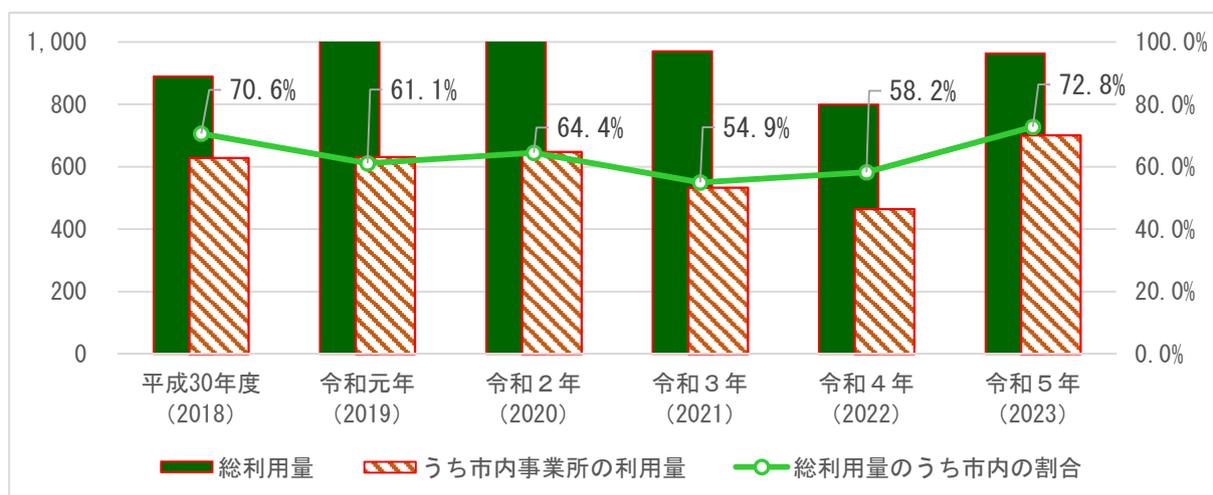
※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 就労移行支援

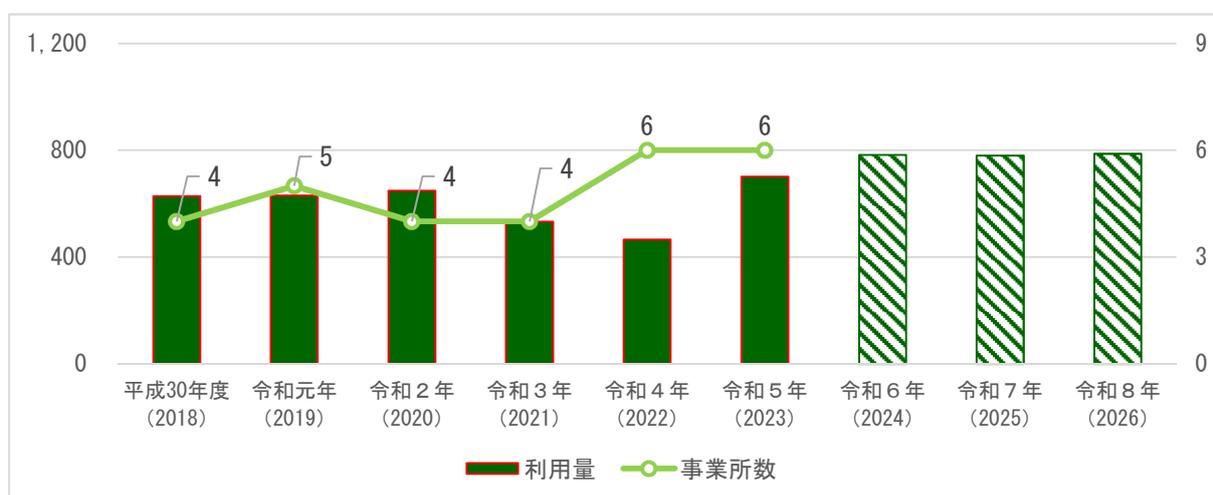
令和2（2022）年度以降、各利用量が減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が弱まり、就職活動等の再開や、事業所の増加に伴い、利用量の増加、総利用量の70%以上が市内の事業所となっています。

利用実績に対する就労移行支援事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の就労移行支援事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

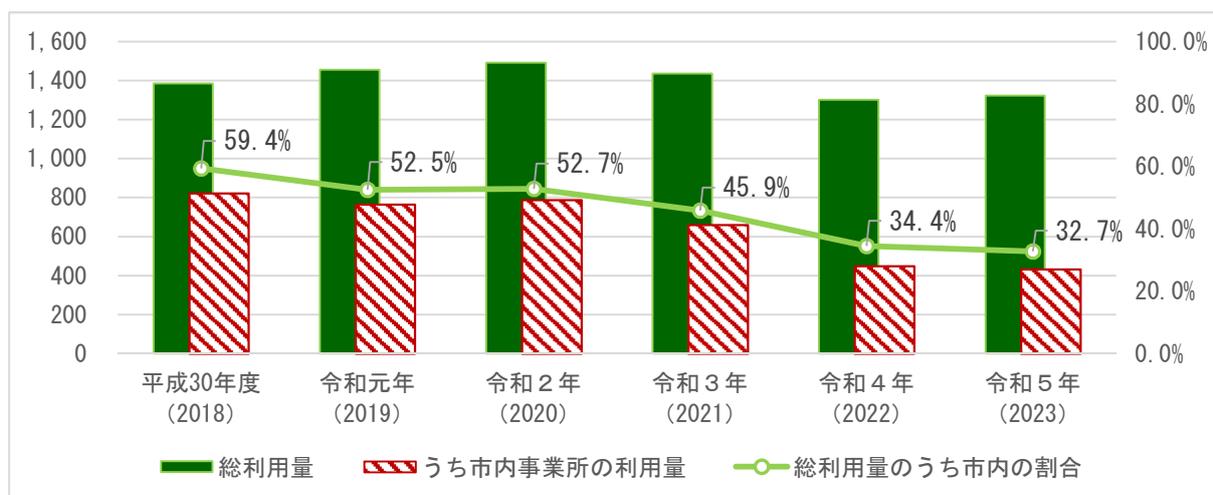
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 就労継続支援A型

平成30(2018)年度には5事業所ありましたが。令和5年度には1事業所となりました。これに伴い、市援護者の市内事業所の利用量は令和5(2023)年度には平成30(2018)年度の約半分まで減少しています。

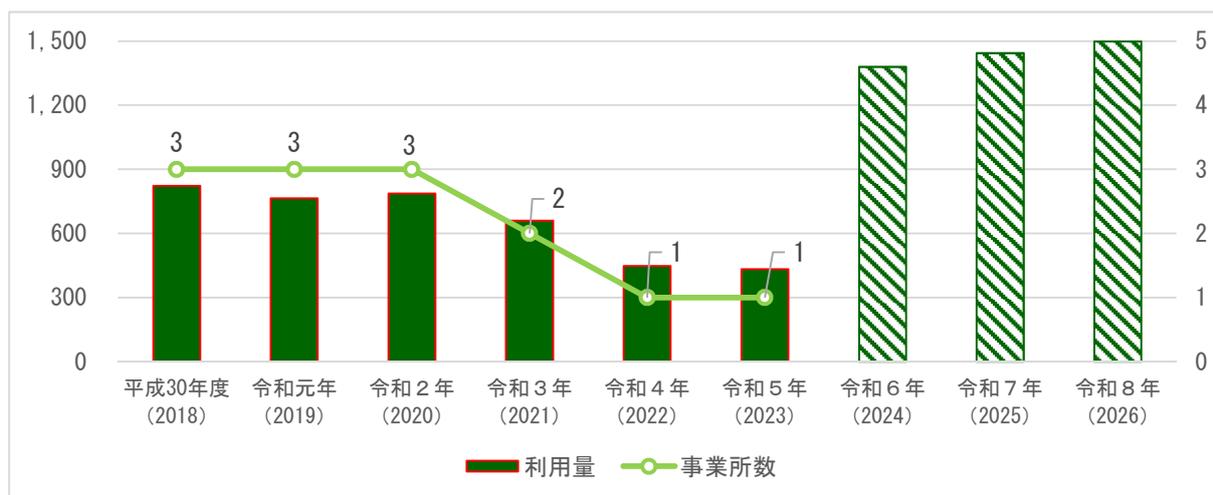
総利用量は平成30(2018)年度程度まで回復していないことから、住み慣れた地域で働くという潜在的な需要があると考えるとともに、サービスの選択肢の拡大からもサービス提供体制の確保が必要です。

利用実績に対する就労継続支援A型事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の就労継続支援A型事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

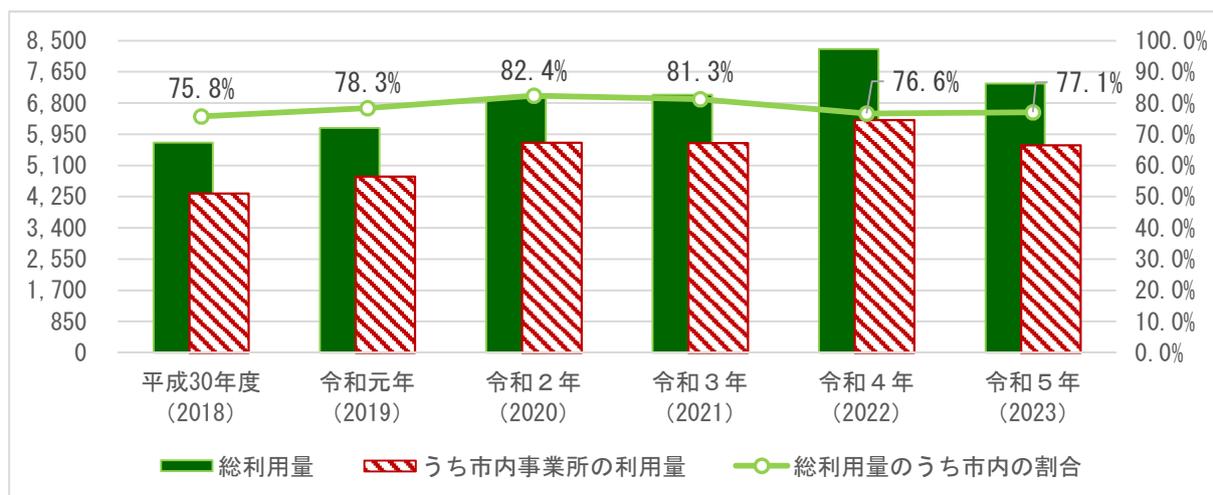
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込み）

○ 就労継続支援B型

平成31（2019）年度から令和4（2022）年度間で、総利用量が増加している中、総利用量の75%以上が市内就労継続支援B型事業所と安定して提供されています。

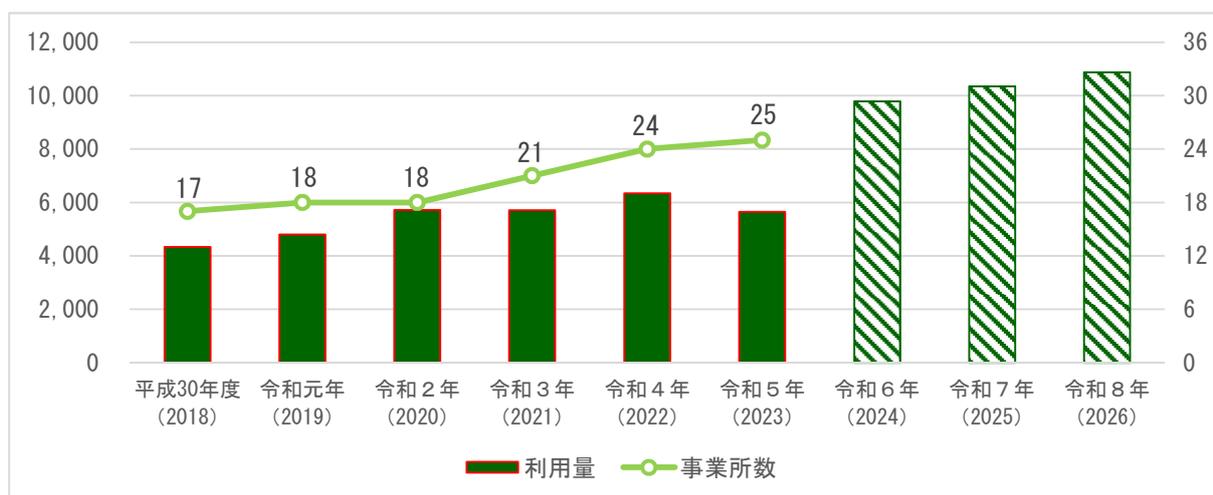
また、近年では、動画作成やWEBデザイン等のクリエイティブな作業を提供する事業所が増えており、利用者の選択肢の幅も広がっています。

利用実績に対する就労継続支援B型事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の就労継続支援B型事業所と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

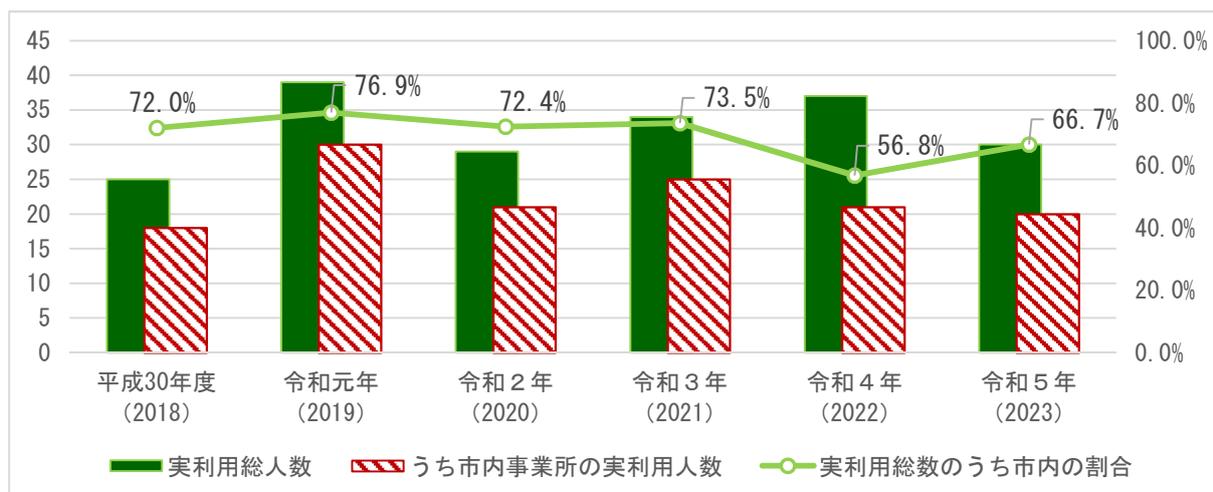
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 就労定着支援

平成30(2018)年度から令和3(2021)年度においては、総利用量の70%以上が市内就労定着支援事業所と安定して提供されていました。

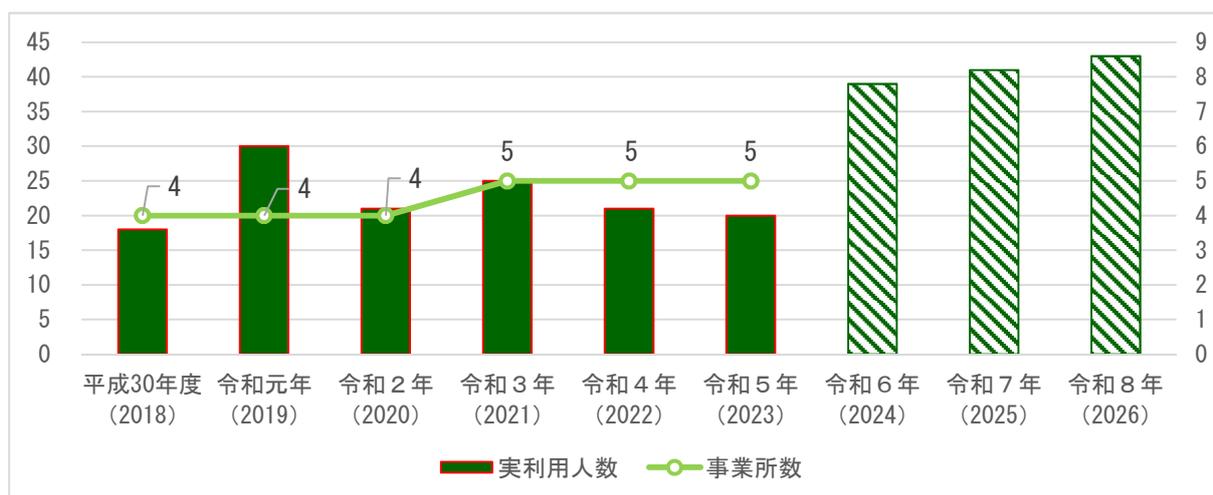
利用量に波のあるサービスですが、障害者雇用促進法の改正等により、障がい者の更なる雇用が生まれることにより、利用者数が伸びることが見込まれます。今後の動向次第では市内事業所数が不足することも想定されます。

利用実績に対する市内就労定着支援事業所における実利用人数の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績(令和5(2023)年度は8月提供分の実績)

市内の就労定着支援事業所数と市援護者の実利用人数



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績(令和5(2023)年度は8月提供分の実績)

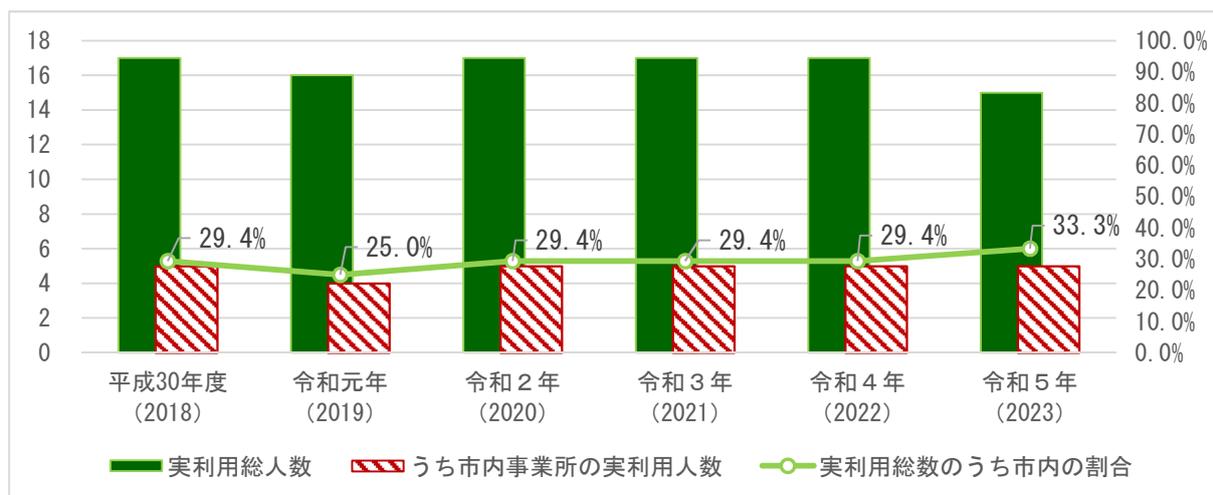
※ 利用量における令和6(2024)年度以降の斜線部分は総利用量の推計値(見込量)

○ 療養介護

各年度において、県央地区に1事業所のみであることから、総利用量の70%程度を市外の療養介護事業所が提供しています。

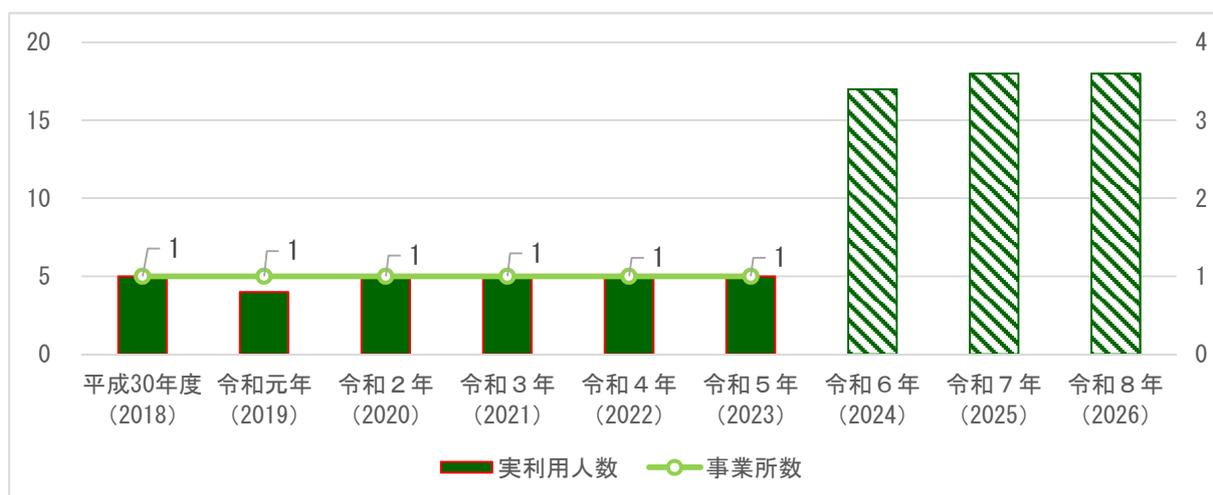
また、「厚木市障害福祉サービス提供実態調査（令和5（2023）年3月）」（以下、「提供実態調査」という。）において、受入状況を「受入不可能」としていることから、入所可能な療養介護事業所の開拓が必須です。

利用実績に対する市内療養介護事業所における実利用人数の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の療養介護事業所数と市援護者の実利用人数



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 短期入所（福祉型）

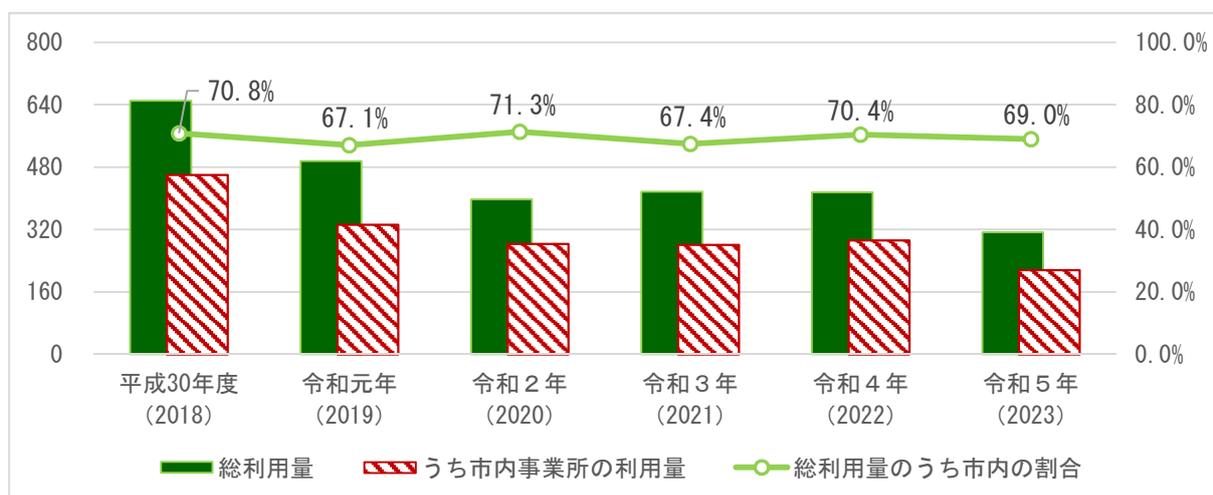
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染拡大防止の観点から、受け入れ制限の影響を大きく受け、平成30（2018）年度以降は総利用量は減少し、現在も停滞している状況です。

事業所数は増加していますが、日中サービス支援型共同生活援助の増加に伴うもので、市内の短期入所床数が大きく増加するものではありません。

利用実態調査では、不足していると感じるサービスとして、短期入所をあげる回答者が最も多い状況です。

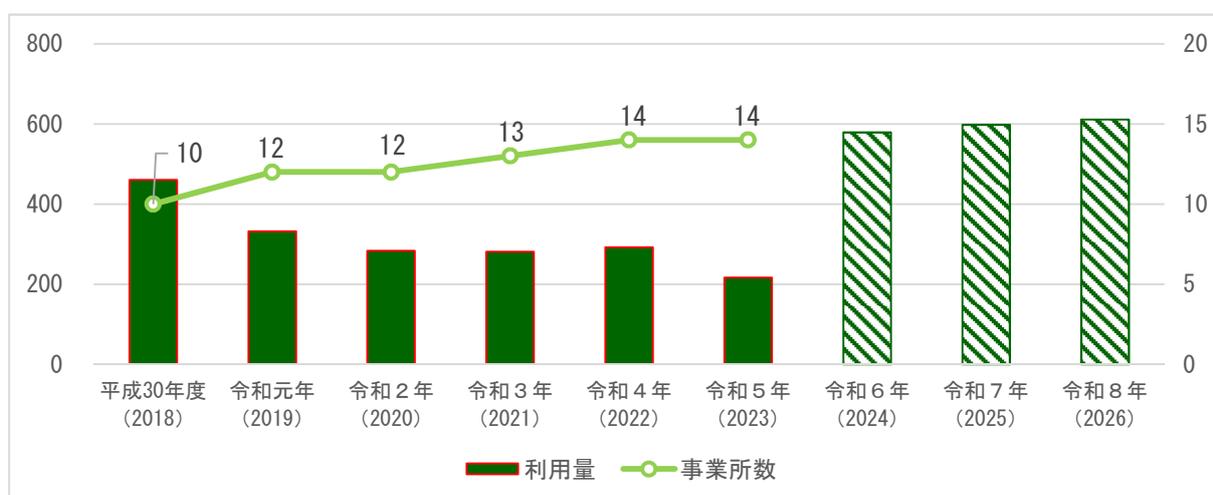
今後は、平成30（2018）年度程度の水準を目指すとともに、介助者のレスパイトや緊急時の受入れ等、短期入所の提供体制の確保が求められます。

利用実績に対する市内短期入所（福祉型）事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の短期入所（福祉型）事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

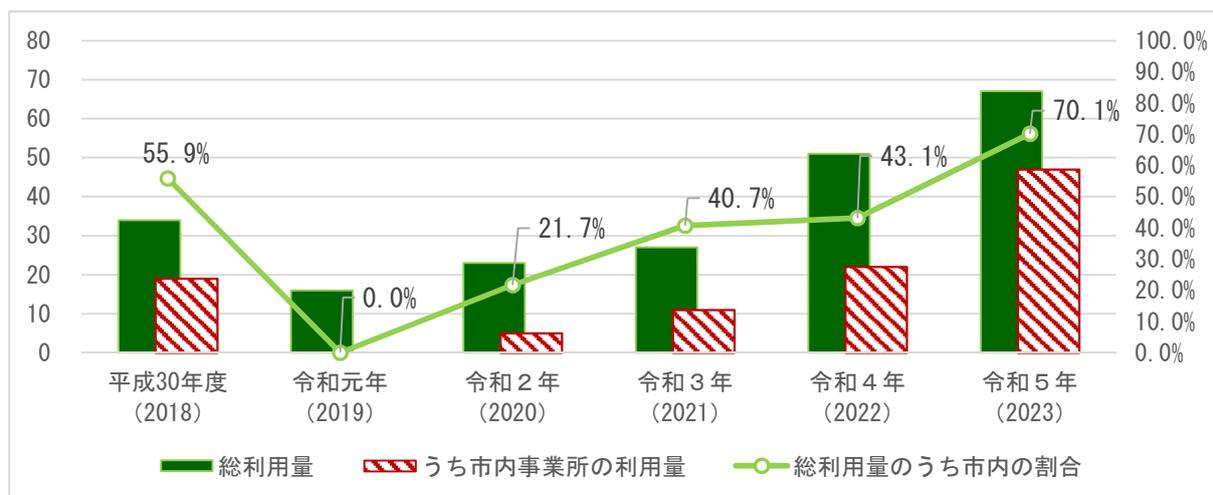
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 短期入所（医療型）

短期入所（福祉型）とは異なり令和元（2019）年度から各利用料は増加傾向にあります。

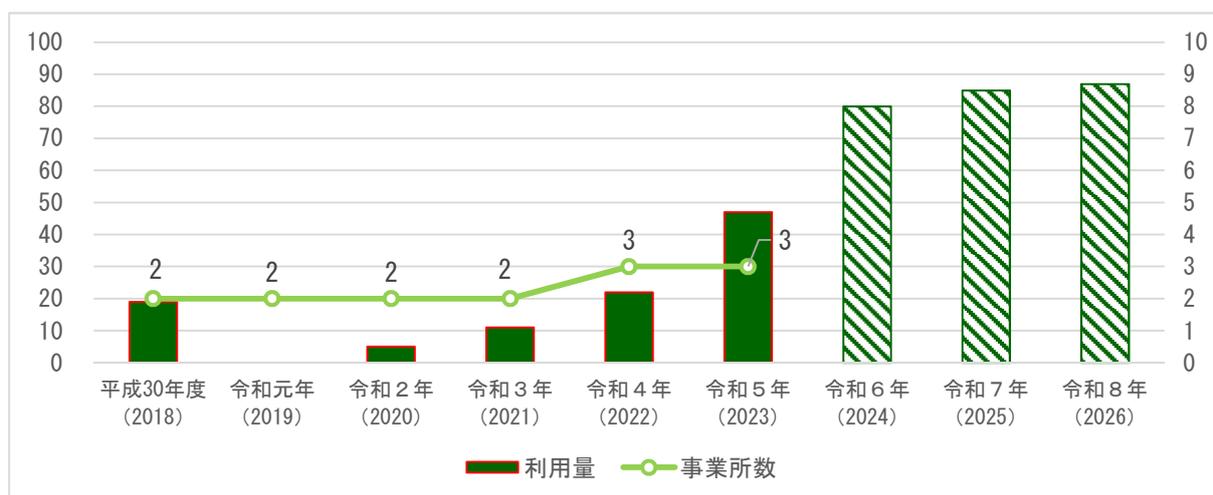
令和5（2023）年度は、総利用量の約70%が市内事業所が提供していますが、令和6（2024）年度以降の推計や医療的ケア児者に対する支援ニーズを考慮すると更なる提供事業所の確保が必要となります。

利用実績に対する市内短期入所（医療型）事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の短期入所（医療型）事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

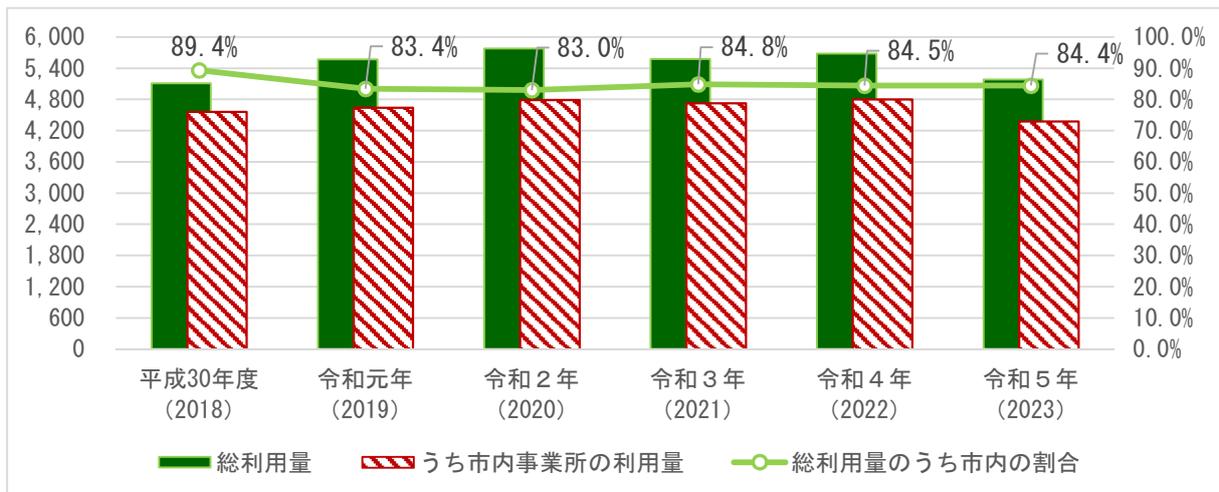
イ 訪問系サービス

○ 居宅介護

各年度、約 85%以上と市内の事業所で提供される割合が高くなっています。

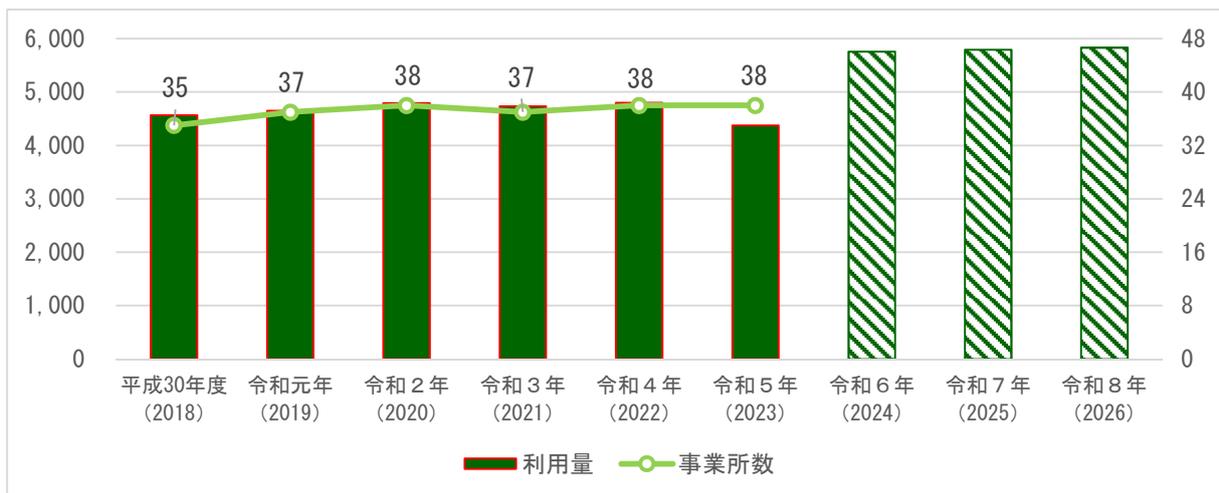
しかし、事業所数は増加しているものの、総利用量の約 15%程度の利用量を市外の事業所で賄う必要がある状況であり、住み慣れた地域で安心した生活を送る上で更なるサービス提供体制の確保が必要です。

利用実績に対する市内居宅介護事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の居宅介護事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 重度訪問介護

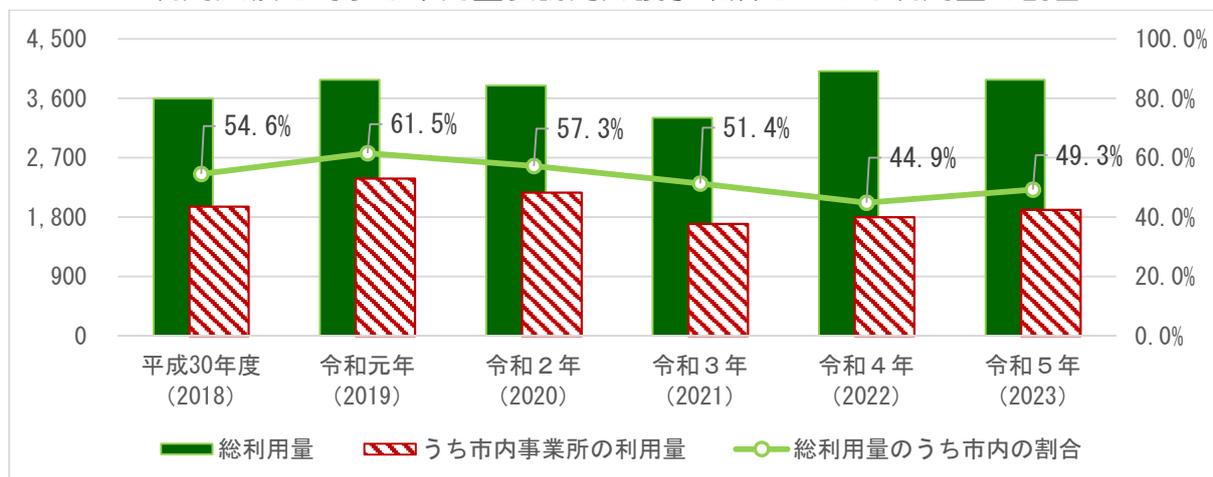
令和4（2022）年度以降、総利用量は高い水準にありますが、総利用量に対する市内事業所の利用量の割合は半分以下と市外の事業所が多くを担っている状況となっています。

また、提供実態調査では、「受入可」と回答している事業所はなく、半分以上の事業所が「受入れ不可」としています。

重度訪問介護事業所は居宅介護事業所との指定を兼ねることがほとんどであり、一度の提供時間が長い傾向にある重度訪問介護の提供は支援員の不足等で市内の事業所のみではサービス提供が極めて困難な状況と考えます。

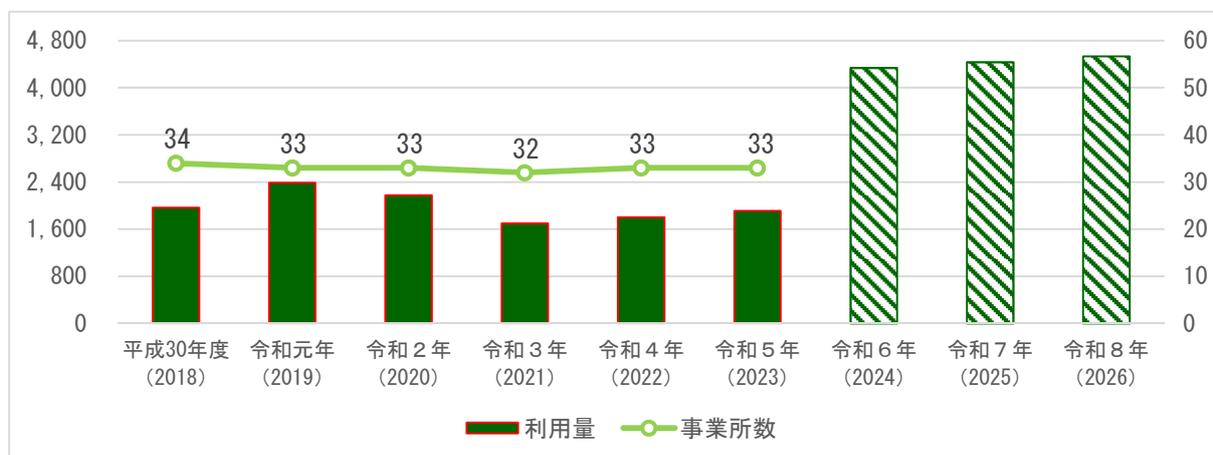
今後、障がいの重度化や施設入所からの地域移行等を考慮するとサービス提供の確保のはもちろんのこと、福祉人材の確保やインフォーマルなサービスの整理によるサービス提供体制の確保が必要となります。

利用実績に対する市内重度訪問介護事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の重度訪問介護事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

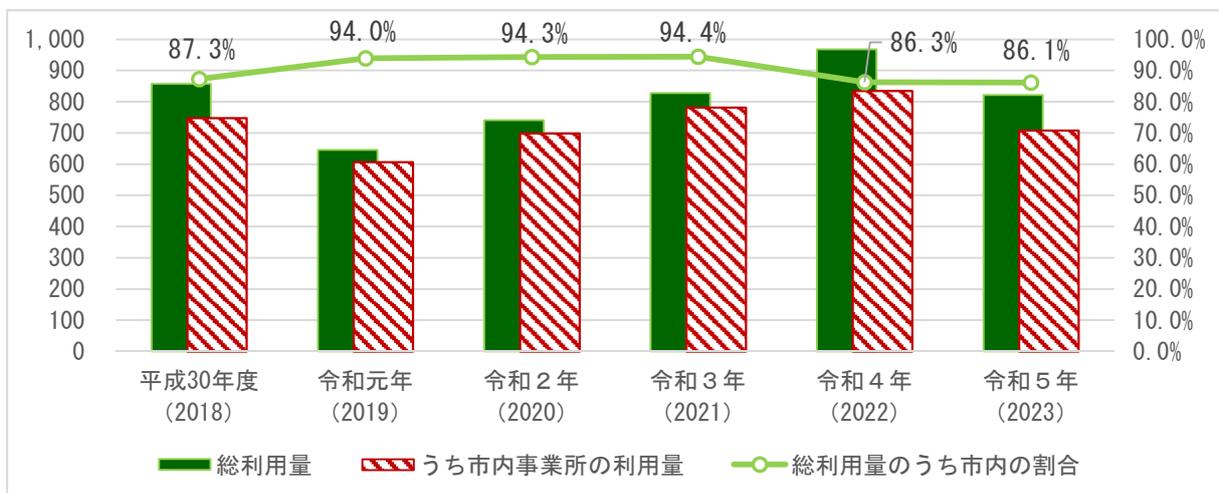
○ 同行援護

各年度、総利用量の約85%以上と市内の事業所で提供される割合が高くなっています。

総利用量や市内事業所の利用量が令和元（2019）年度から回復し、増加傾向にあり、令和4（2022）年度に各利用量が最大となっていますが、市内事業所での利用量の割合が最低となっていることから他市利用者からの需要が多くなっていると考えます。

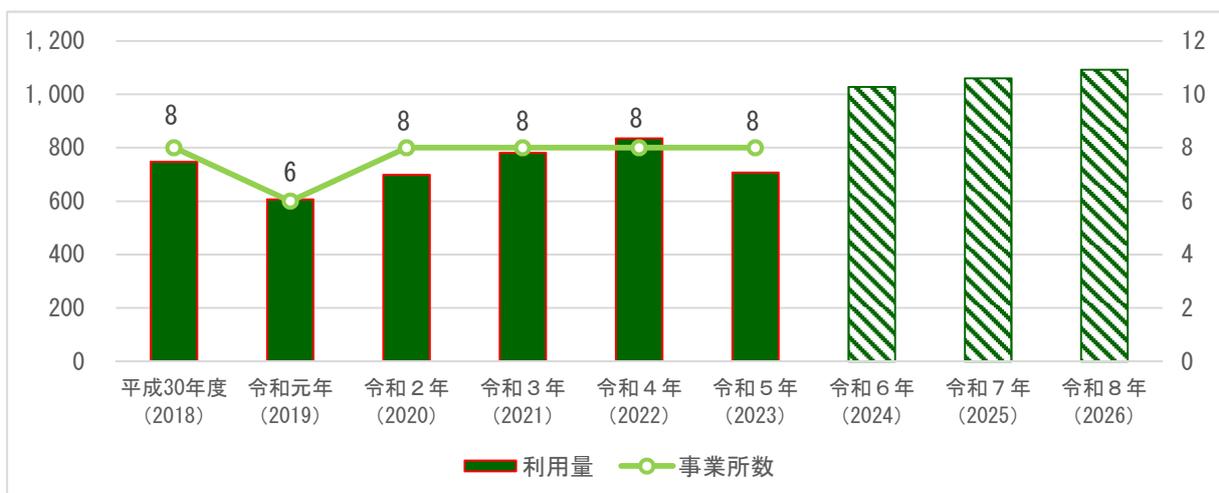
市内利用者の利用量も緩やかに伸びてはいますが、視覚障がい者の社会参加を促進するためにも、更なるサービス提供体制の確保が必要です。

利用実績に対する市内同行援護事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の同行援護事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

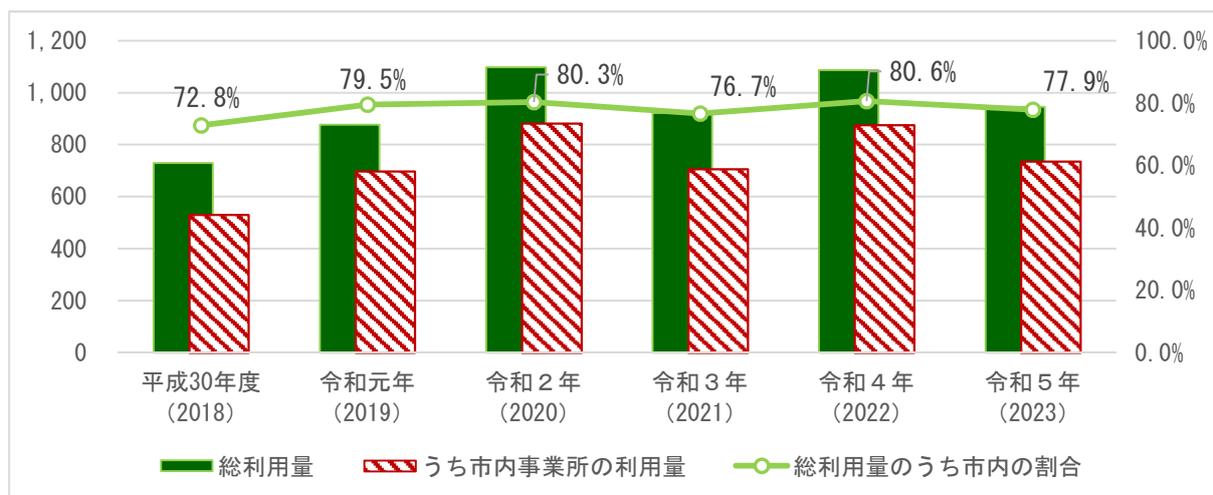
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 行動援護

近年、総利用量や市内事業所の利用量に波がある状況ですが、約20%が市外事業所が担っており、重度訪問介護を除く訪問系サービスの中では高い割合となっています。

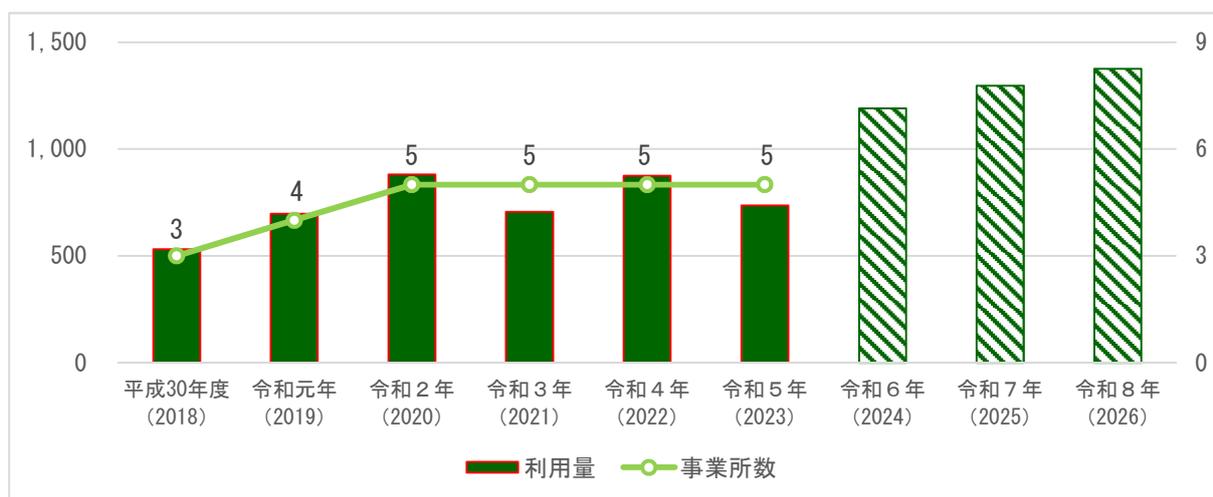
強度行動障がいを抱える障がいの余暇活動や社会参加の促進の促進を図るために更なるサービス提供体制の確保が必要です。

利用実績に対する市内行動援護事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の行動援護事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 重度障害者等包括支援

利用実績はありません。（市内指定事業所なし）

ウ 居住系サービス

○ 共同生活援助

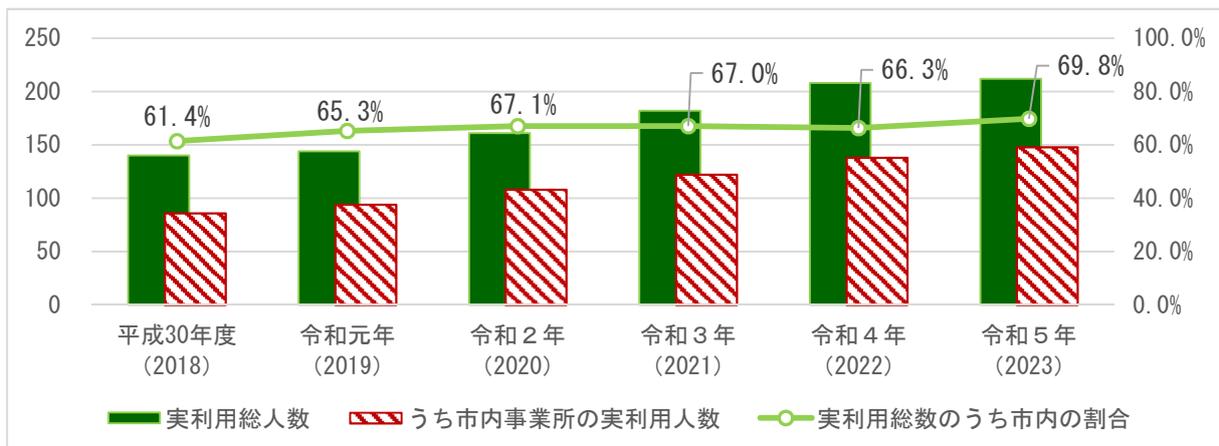
総利用量や市内事業所の利用量が増加傾向にあり、各年度 60%台で推移しています。また、約 30%の利用者が市外での生活を選択しています。

近年、グループホームの設置数が増加傾向にあります。多くは軽度知的障がい者や精神障がい者を対象としており、空床がある事業所もある状況です。

また、身体障がい者、重度の障がい者や施設入所からの移行者の受入れ先の調整が困難な状況であり、地域の受入れ先は不足している状況となっていることから、日中サービス支援型共同生活援助を中心としたサービスの提供が可能な事業所の促進が必要となります。

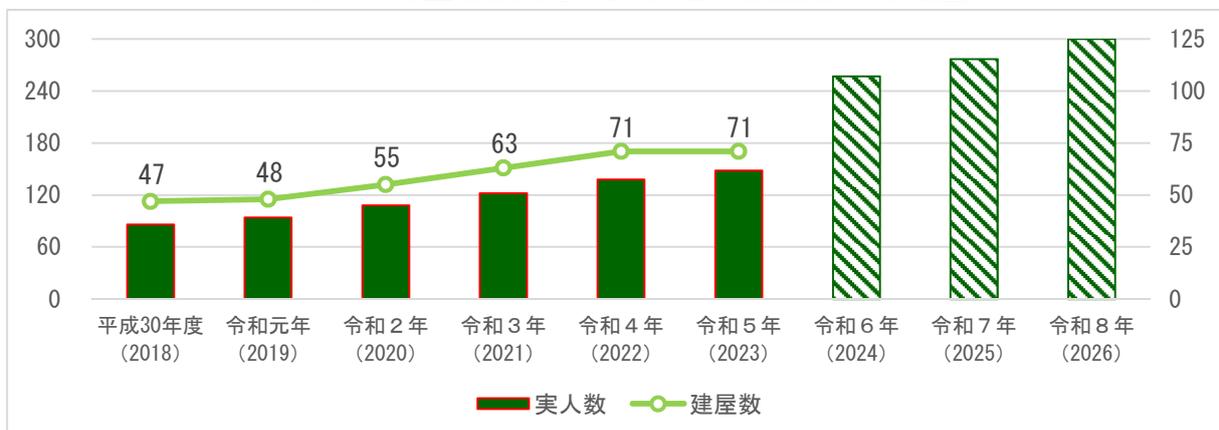
なお、グループホームが増加する一方で、支援の質の課題があげられます。グループホームの職員の多くは非常勤職員で占めており、一部基準は設けられていますが、専門的資格の担保が不足していることから、利用者の生活の質の向上のためにも、支援の質の確保が重要と考えます。

利用実績に対する市内共同生活援助事業所における利用量の割合



※ 実利用人数の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の共同生活援助事業所数と市援護者の利用量



※ 実人数の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

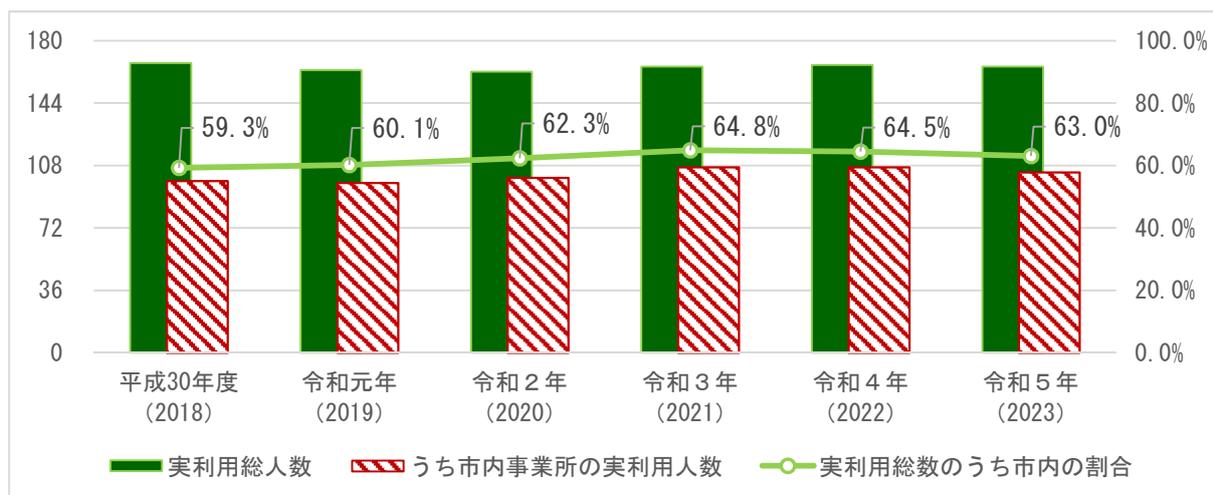
※ 実人数における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込み）

○ 施設入所支援

市内に障害者支援施設が比較的多くあることから、総利用量約 60%の利用者が市内の施設に入所している状況です。

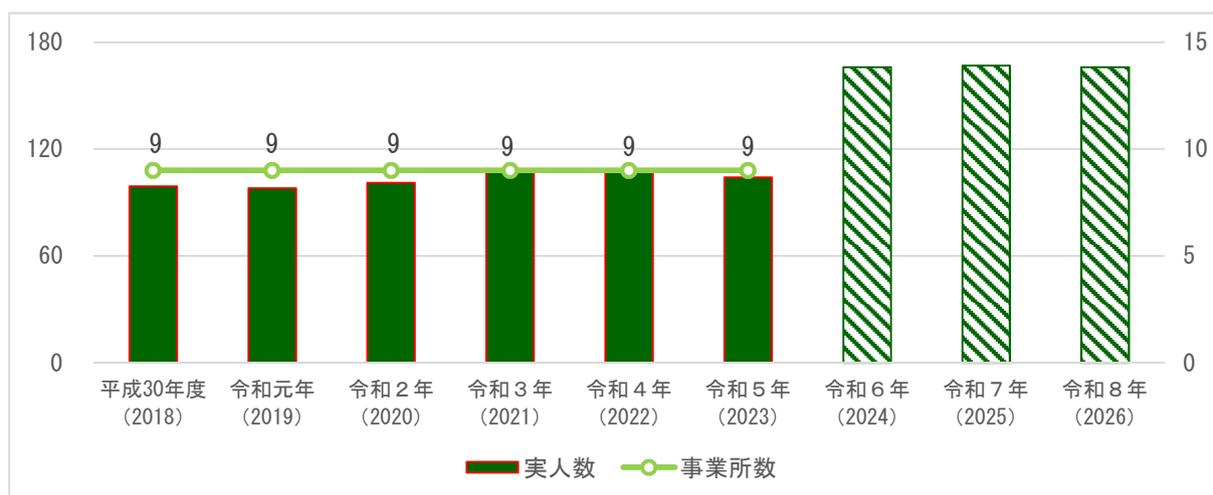
今後は利用者が望む生活を目指し、本人を中心とした支援の展開を促すとともに、その中で地域生活を希望する利用者に対して体験等を通じた可能性を見出す事が重要と考えます。

利用実績に対する市内施設入所支援事業所における利用量の割合



※ 実利用人数の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の施設入所支援事業所数と市援護者の利用量



※ 実人数の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

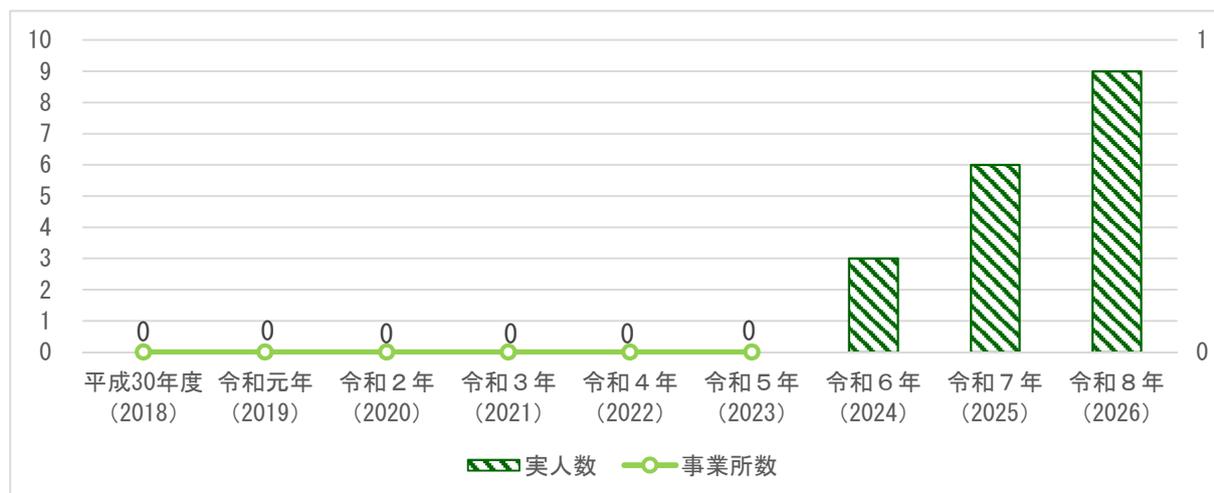
※ 実人数における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 自立生活援助

市内に事業者はなく、利用実績はありません。

施設入所や精神科病院等の長期入院からの地域移行者が安心した地域生活を送る上で必要なサービスであることから、サービス提供事業所の開拓が必要と考えます。

市内の自立生活援助事業所数と市援護者の利用量



※ 実人数における令和6（2024）年度以降の斜線部分は年間の総利用量の推計値（見込量）

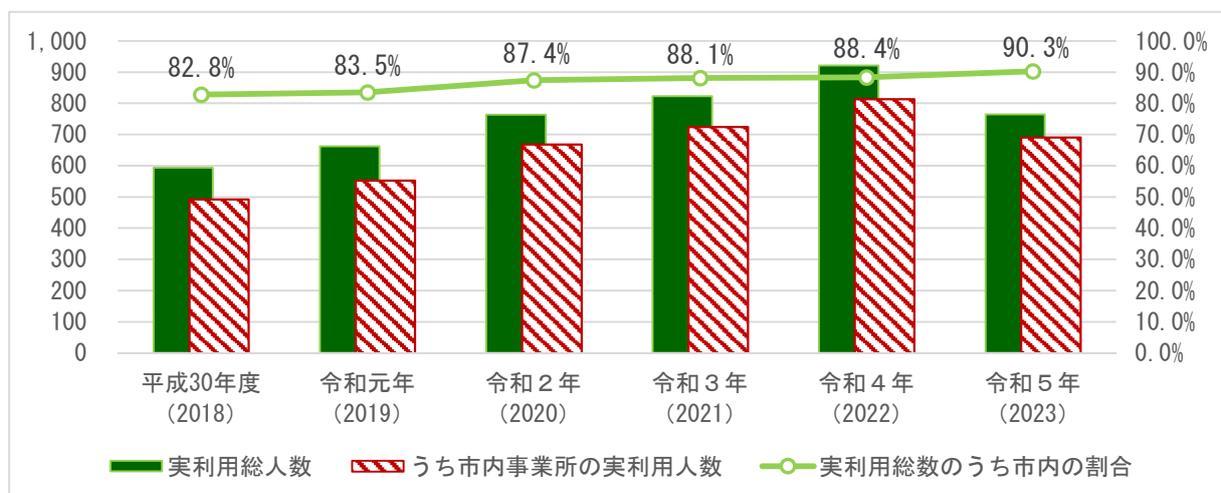
エ 相談支援サービス

○ 計画相談支援

障がい者相談支援センターの人員等の拡充や指定相談支援事業所の資質向上により、実人数の増加及び市内事業所の利用割合も増加しています。

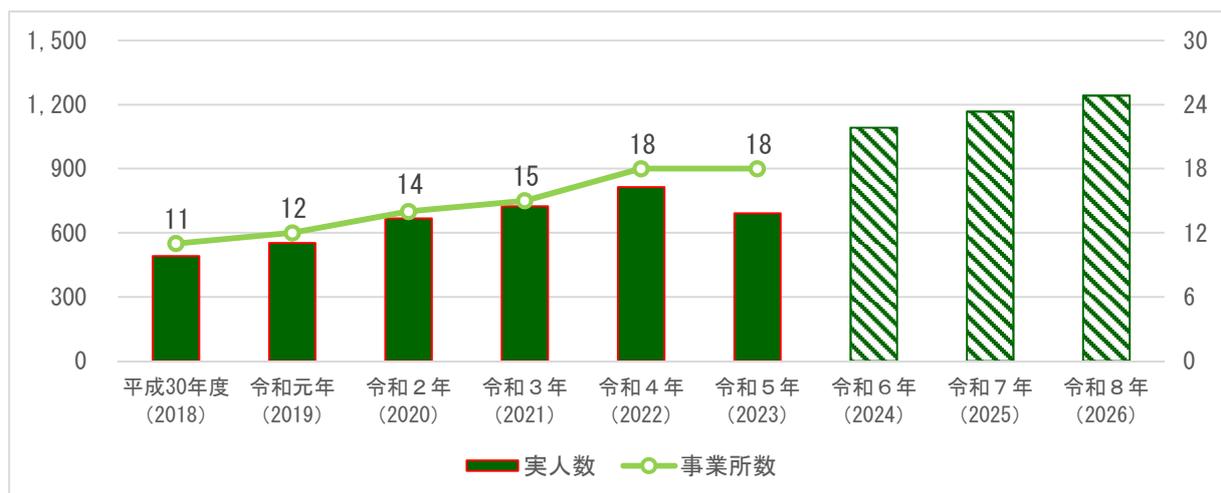
しかしながら、増加傾向にある市内事業所の実利用人数や計画相談支援の利用促進を図るためにも、事業所数の増進だけでなく相談支援専門員の更なる確保が必要です。

利用実績に対する市内相談支援事業所における利用量の割合



※ 実利用人数の数値は、各年度年間の実績（令和5（2023）年度は8月提供までの実績）

市内の相談支援事業所数と市援護者の利用量



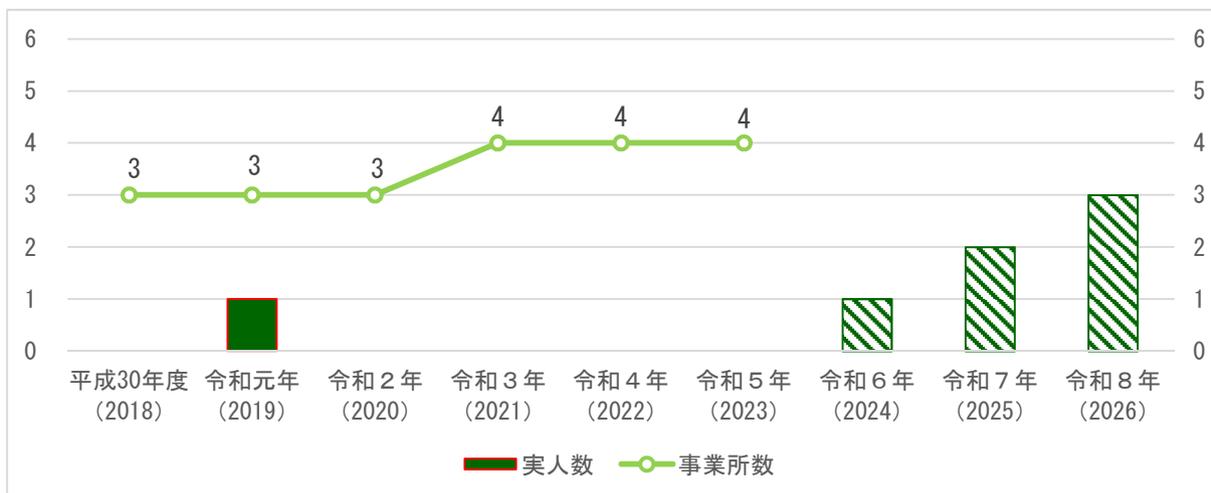
※ 実人数の数値は、各年度年間の実績（令和5（2023）年度は8月提供までの実績）

※ 実人数における令和6（2024）年度以降の斜線部分は各年度年間の総利用量の推計値（見込量）

○ 地域移行支援

施設入所や精神科病院等からの地域移行を促進するためにも重要なサービスであることから、市内事業所の利用促進を図ります。

市内の地域移行支援事業所数と市援護者の利用量



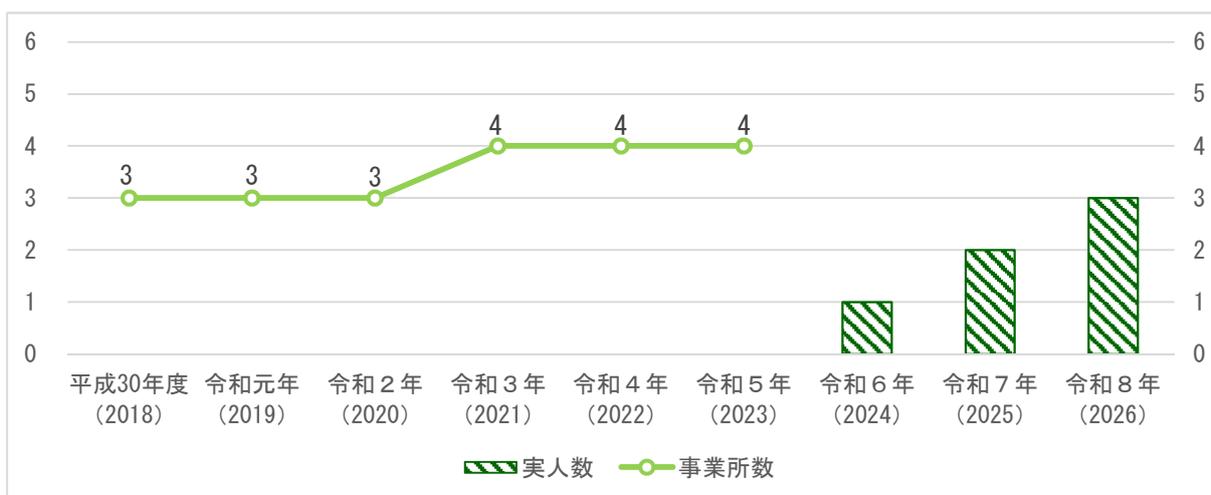
※ 実人数の数値は、各年度年間の実績

※ 実人数における令和6（2024）年度以降の斜線部分は各年度年間の総利用量の推計値（見込量）

○ 地域定着支援

単身で地域で生活する重度の障がい者等に対し、緊急時に対する体制拡充を目的として、市内事業所の利用促進を図ります。

市内の地域定着支援事業所数と市援護者の利用量



※ 実人数は各年度年間の総利用量の推計値（見込量）

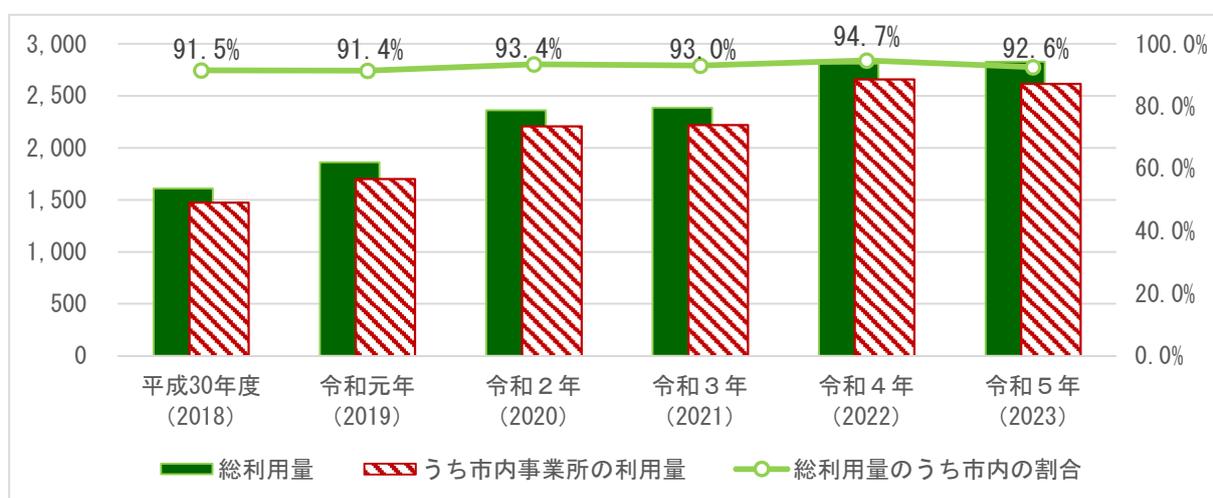
才 障害児通所支援

○ 児童発達支援

令和5（2023）年の事業所数が平成30（2018）年から約2倍に増加している状況からも、平成30（2018）年から令和4（2022）年において、総利用量及び市内事業所の利用量共に増加し、各年度で90%以上が市内の事業所が占めている状況です。

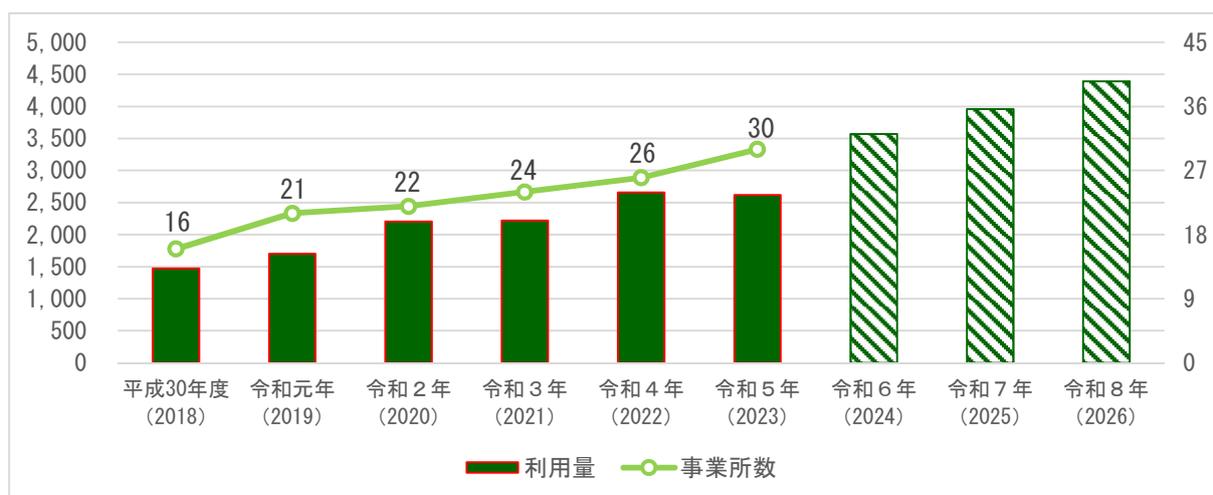
しかし、増加傾向にある障がい児の状況や令和8（2026）年度の見込量を考慮すると、今後の動向の注視が必要です。

利用実績に対する市内児童発達支援事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の児童発達支援事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

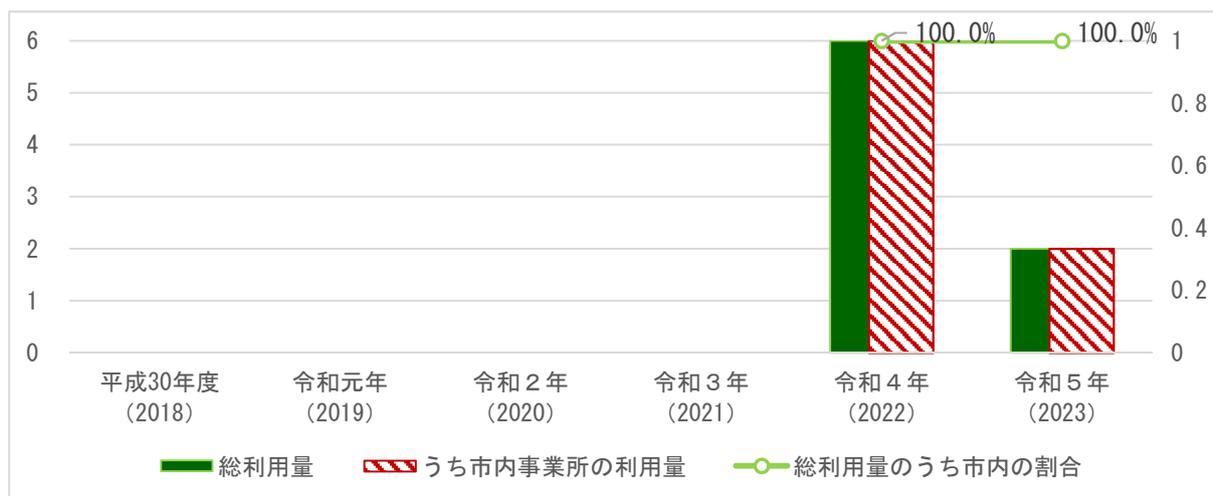
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 居宅訪問型児童発達支援

令和3（2021）年度に初めて市内に事業所が開設され、令和4（2022）年度以降、利用を開始している児童がいます。

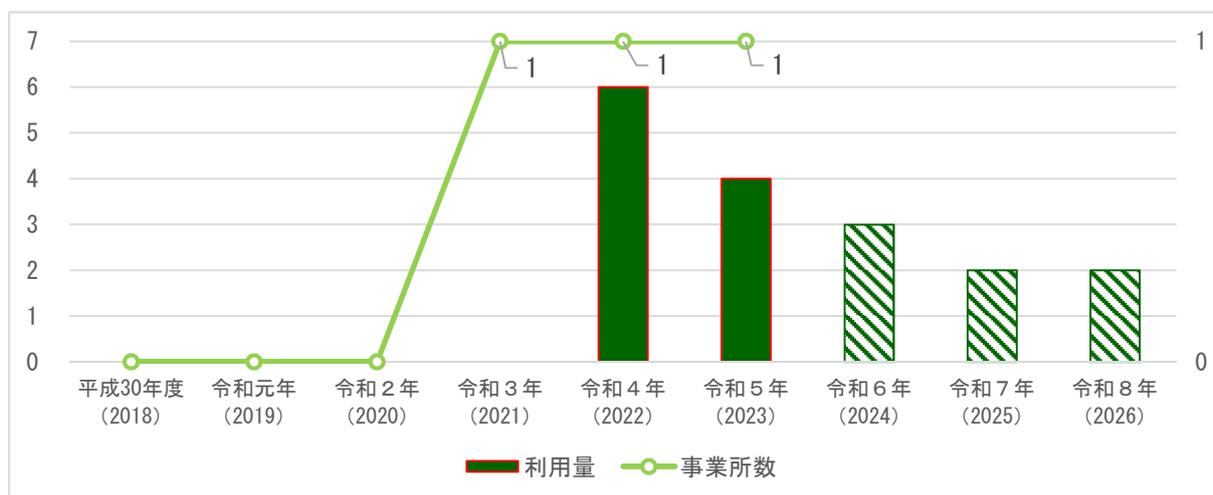
集団生活が著しく困難である障がい児や医療を要する状態にある児童等、利用できる児童が限られていることから、急な利用量の増加は見込まれません。

利用実績に対する市内居宅訪問型児童発達支援事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の居宅訪問型児童発達支援事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 医療型児童発達支援

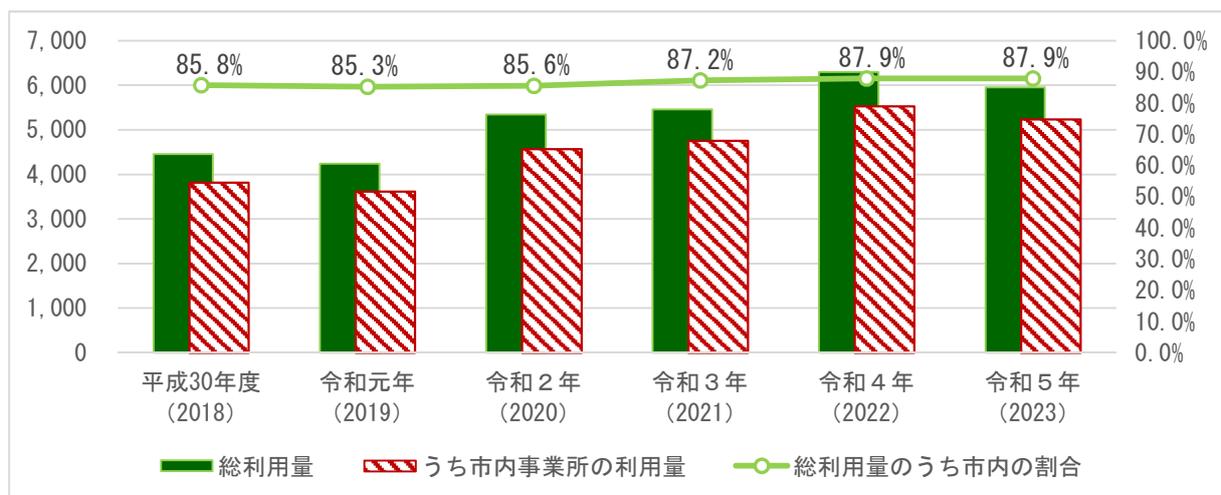
利用実績はありません。（市内指定事業所なし）

○ 放課後等デイサービス

毎年新たに開設事業所する事業所があり、令和2（2020）年度以降、総利用量及び市内事業所の利用量共に大きく増加し、各年度で85%以上で市内の事業所が占めている状況です。

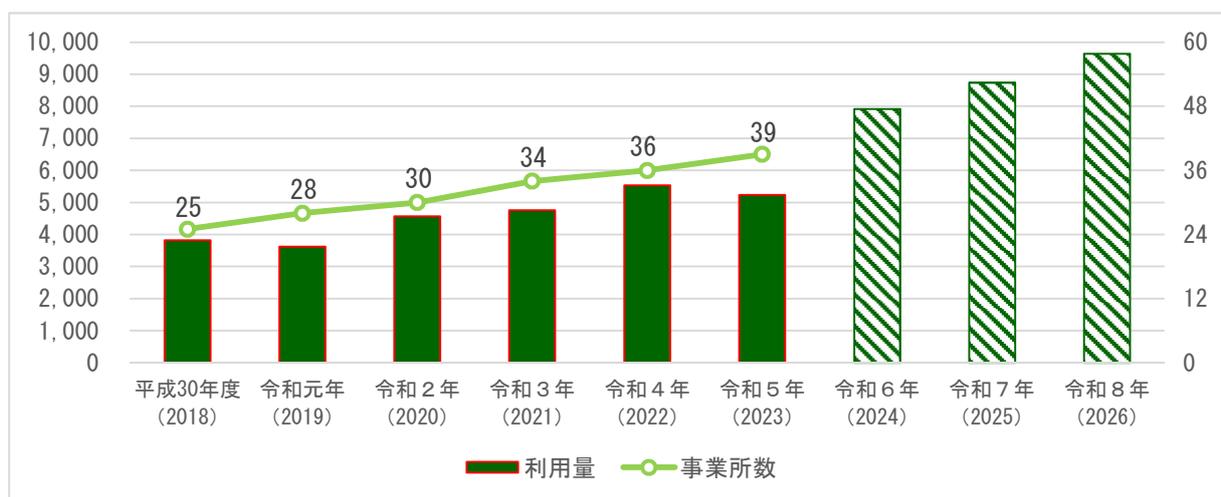
しかし、増加傾向にある障がい児の状況や令和6（2024）年度以降の見込量を考慮すると、今後の動向の注視が必要です。

利用実績に対する市内放課後等デイサービス事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の放課後等デイサービス事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

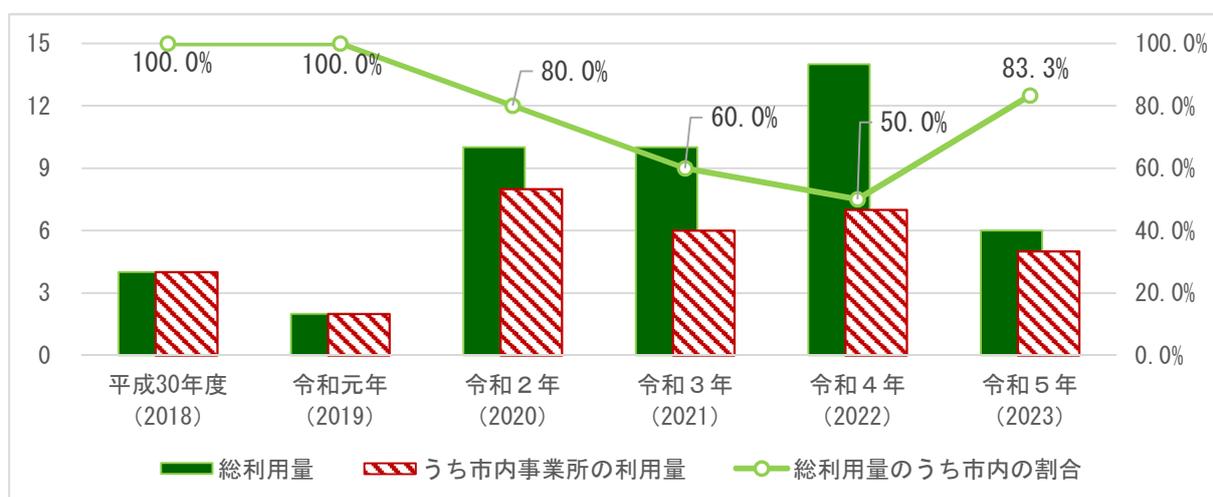
※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

○ 保育所等訪問支援

数値は3月提供分となることから、学校が長期休暇に入る影響もあることから、各年度の利用量が伸びません。

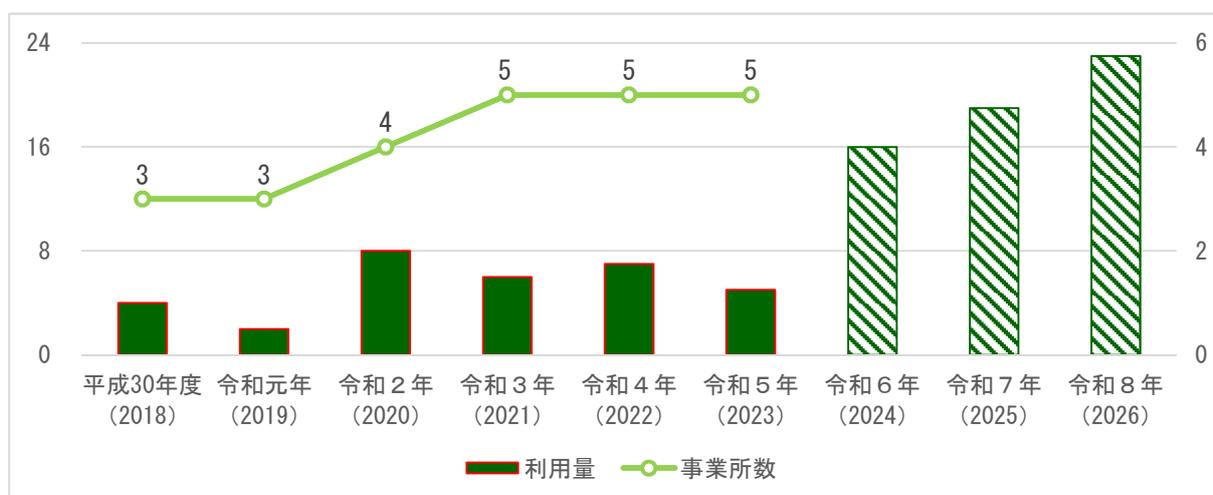
しかし、年間の総利用量でみると、令和2（2020）年度は101日、令和3（2021）年度は209日、令和4（2022）年度は216日と右肩上がりに増加しており、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度にかけ2倍以上増加しています。今後、幼少期からのインクルーシブを推進するためにも、サービスの利用を促進するとともに、ニーズに応じて事業所の開設の促進が必要と考えます。

利用実績に対する市内保育所等訪問支援事業所における利用量の割合



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

市内の保育所等訪問支援事業所数と市援護者の利用量



※ 利用量の数値は、各年度3月提供分の実績（令和5（2023）年度は8月提供分の実績）

※ 利用量における令和6（2024）年度以降の斜線部分は総利用量の推計値（見込量）

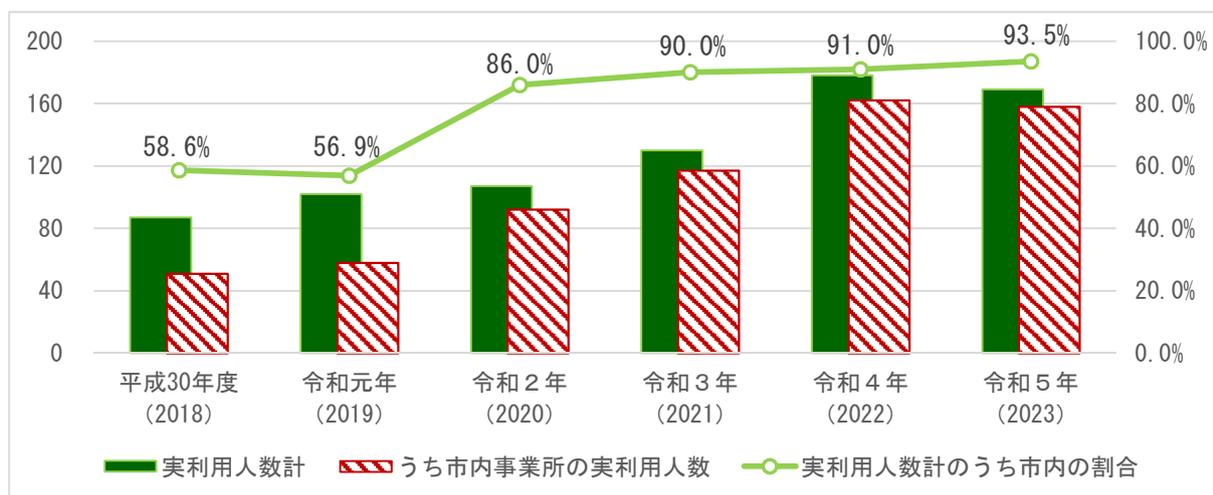
○ 障害児相談支援

障がい者相談支援センターの充実等の影響もあり、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度にかけて、実利用人数計は2倍以上、うち市内事業所の実利用人数は3倍以上増加しています。

しかし、指定障害児相談支援を通じた障害児支援利用計画を作成している障がい児の割合は、令和4（2022）年度は17.6%と低く、今後、第3者の視点からの本人に対する療育の評価等、児童本人の将来を見据えた支援を実施するためにも指定障害児相談支援の促進が必要と考えます。

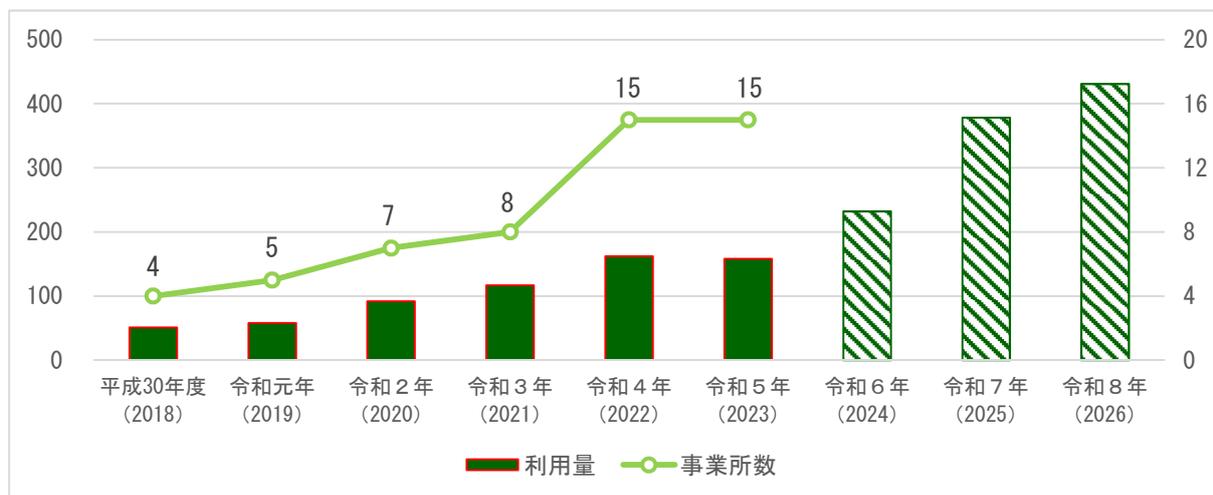
そのために、障がい児が増加傾向にある現在、より多くの児童にサービスの提供ができるよう、事業所の更なる開設促進や相談支援専門員の確保が必要となります。

利用実績に対する市内障害児相談支援事業所における利用量の割合



※ 実利用人数の数値は、各年度年間の実績（令和5（2023）年度は8月提供までの実績）

市内の障害児相談支援事業所数と市援護者の利用量



※ 実人数の数値は、各年度年間の実績（令和5（2023）年度は8月提供までの実績）

※ 実人数における令和6（2024）年度以降の斜線部分は各年度年間の総利用量の推計値（見込量）

6 専門的支援を要する障がいに関する状況

(1) 強度行動障がいに関する状況

強度行動障がいとは、自傷・他害行為、多動、異食、睡眠の乱れ等著しく高い頻度で出現する状態をいいます。

自傷・他害等これらの行為は、本人が困っていたり、何かを主張したりするサインであり、周りの人たちが障がい者の特性や周囲の環境等を把握・整理することで、行動の原因を探っていくことが重要となります。

しかしながら、強度行動障がいを有する者の多くは特別に配慮された支援が必要な状態であり、障害福祉サービス等の各種制度が生活の大きな支えでもあるため、将来安心した生活を送れるよう支援体制の構築が求められています。

なお、ここでいう強度行動障がい者とは、障害福祉サービスの利用に際し、必要に応じて実施する障害支援区分の調査において、コミュニケーション、大声・奇声を出すや他人を傷つける行為等といった理解や頻度の度合いをスコア化した行動関連項目が10点以上となる者としています。

ア 強度行動障がい者の状況について

統計作成を始めた令和元（2019）年度から令和4（2022）年度について着目すると、強度行動障がい者の人数は毎年度増加しています。

また、行動関連項目点数では、令和2（2020）年度から施設入所者の平均は下降傾向にあり、在宅の者は上昇傾向にあります。加えて、最も人数が多い分布を示す最頻値についても、施設入所者は令和4（2023）年に14点が最も多く、在宅の者は12点が最も多くなっています。

このことから、施設入所者ではわずかではありますが行動面の減少・改善等がみられ、在宅の者では障がいの重度化や訪問系サービスや共同生活援助での生活を送るものが増加していると考えられます。

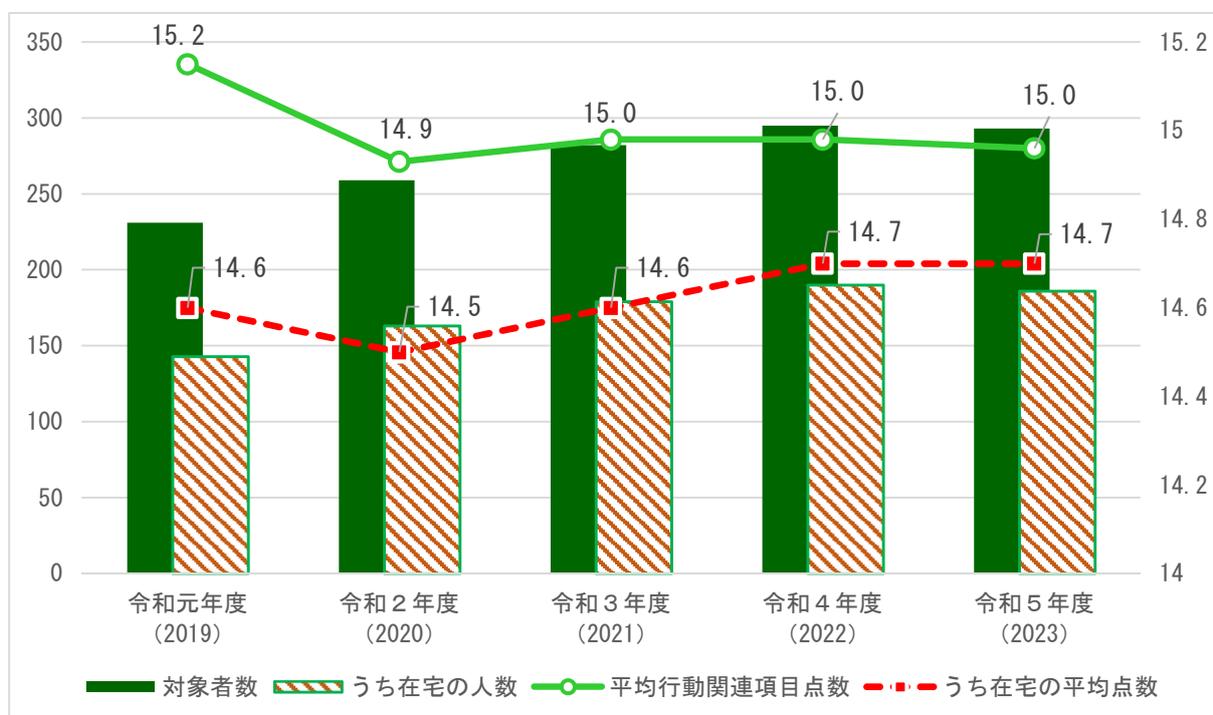
なお、令和5（2023）年度にきましては、8月1日時点の数値であることから、今後の推移を注視する必要があります。

強度行動障がい者の状況

年度	項目 対象者数 (人)	行動関連項目点数 (点)					
		平均値			最頻値		
		全体	施設入所	在宅の者	全体	施設入所	在宅の者
令和元年度 (2019)	231 (143)	15.2	16.1	14.6	10	19	10
令和2年度 (2020)	259 (163)	14.9	15.6	14.5	11	17	11
令和3年度 (2021)	282 (179)	15.0	15.6	14.6	12	17	12
令和4年度 (2022)	295 (190)	15.0	15.5	14.7	12	14	12
令和5年度 (2023)	293 (186)	15.0	15.5	14.7	12	19	10

- ※ 支給決定者のうち、行動関連項目 10 点以上の決定者が対象
- ※ 対象者数における () 内の数字は在宅の者の人数
- ※ 各年度3月末時点(令和5(2023)年度は8月末時点)
- ※ 令和元(2019)年度については、年度途中からの集計

強度行動障がい有する者の人数と行動関連項目点数(平均)の推移



- ※ 各年度3月末時点(令和5(2023)年度は8月末時点)
- ※ 令和元(2019)年度については、年度途中からの集計

イ 強度行動障がい者の支給決定及びサービス利用状況について

支給決定やサービス利用状況からみると、「生活介護」、「就労継続支援B型」、「短期入所」、「行動援護」、「施設入所支援」及び「共同生活援助」において日数や時間数が多く、強度行動障がい者が生活を送る上で重要なサービスとなっています。

しかしながら、1人あたりの月の平均支給量及び利用量等をみると、各サービスの隔たりが大きく前述したすべてのサービスについて更なる事業所の増加が必要と考えられます。

特に、「短期入所」は、緊急時の受入れや日々介助をしている保護者等のレスパイトを目的として重要ではありますが、緊急時の際に事業所が受入れる関係性の構築や本人に適した環境が事業所が提供できるよう体制の整備が必要となります。

また、「共同生活援助」については、施設入所からの地域移行を進めるうえでの居住の場として重要な役割の一部を担っています。親亡き後を見据えた在宅からの意向を含めて、強度行動障がい者に対する支援体制の提供が重要となります。

強度行動障がい者の支給決定状況

サービス種類		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		決定 者数	支給量								
日中活動系	生活介護(日)	96	23.2	106	23.2	116	23.2	129	23.2	128	22.8
	就労移行支援 (日)	1	23.0	1	23.0	1	23.0	1	23.0	0	0.0
	就労継続支援 A型(日)	0	0.0	0	0.0	1	23.0	1	23.0	1	23.0
	就労継続支援 B型(日)	39	23.1	46	23.1	50	23.0	53	23.1	52	22.5
	就労定着支援	0	—	0	—	0	—	1	—	1	—
	療養介護	3	—	4	—	2	—	2	—	1	—
	短期入所(日)	114	9.5	123	9.5	137	9.9	138	9.5	137	9.2
訪問系	居宅介護 (時間)	25	30.7	22	29.0	29	31.0	30	30.4	28	28.9
	重度訪問介護 (時間)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	28.0
	行動援護 (時間)	25	34.3	33	46.4	36	42.8	47	38.3	47	38.0
居住系	施設入所支援	88	—	96	—	103	—	105	—	107	—
	共同生活援助	39	—	46	—	51	—	59	—	57	—
計画相談支援		104	—	125	—	138	—	160	—	156	—

※ 決定者数の単位は人

※ サービス種類内()は各サービスの支給量の単位

※ 各年度の支給量は年間の1人あたりの月の平均支給量

※ 令和5(2023)年度は、4月から8月提供までの1人あたりの月の平均支給量

強度行動障がい者のサービス利用状況

サービス種類		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実利用者数	利用量								
日中活動系	生活介護(日)	94	17.1	104	17.4	116	16.5	126	17.1	123	17.2
	就労移行支援(日)	1	22.0	1	21.8	1	21.8	1	5.0	0	0.0
	就労継続支援A型(日)	0	0.0	0	0.0	1	20.0	1	18.3	1	19.8
	就労継続支援B型(日)	38	18.1	44	17.8	49	17.9	52	17.5	49	17.1
	就労定着支援	0	—	0	—	0	—	1	—	1	—
	療養介護	3	—	4	—	2	—	2	—	1	—
	短期入所(日)	63	4.7	45	6.8	43	8.2	52	5.0	47	5.3
訪問系	居宅介護(時間)	16	24.9	11	26.6	13	27.9	18	24.2	13	25.0
	重度訪問介護(時間)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	71.8	0	0.0
	行動援護(時間)	20	25.3	23	42.8	24	33.0	28	29.4	27	30.8
居住系	施設入所支援	88	—	96	—	103	—	105	—	107	—
	共同生活援助	32	—	33	—	36	—	42	—	40	—
計画相談支援		104	—	125	—	138	—	160	—	156	—

※ 利用者数の単位は人

※ サービス種類内()は各サービスの利用量の単位

※ 各年度の利用量は年間の1人あたりの月の平均利用量

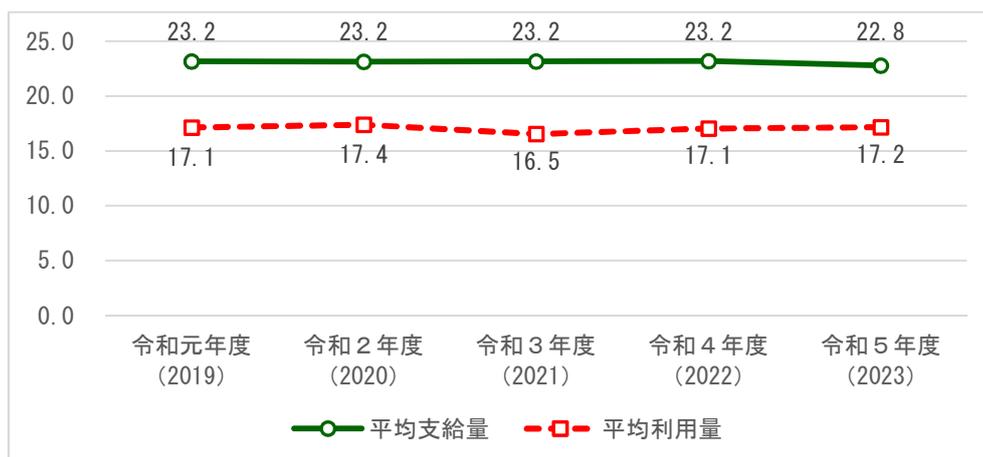
※ 令和5(2023)年度は、4月から8月提供までの1人あたりの月の平均利用量

主なサービスにおける1人あたりの月の平均支給量及び利用量

○ 生活介護

平均支給量は概ね原則の日数（月の日数から8日を除いた日数）での推移に対して、平均利用量は各年度で6日程度の差が生じています。

強度行動障がい者の日中に居場所のひとつとして、利用を希望する決定者に対し、サービスの提供を確保する必要があります。

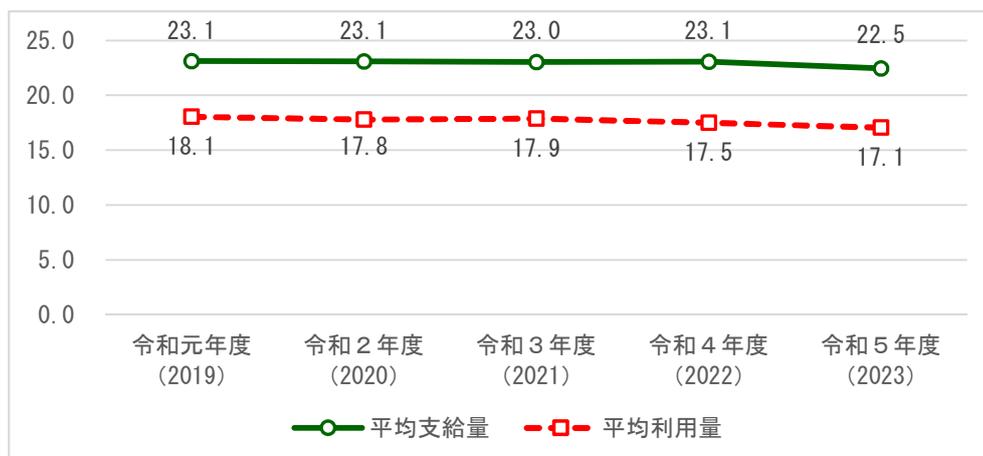


※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量（令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均値）

○ 就労継続支援B型

平均支給量は概ね原則の日数（月の日数から8日を除いた日数）で推移していますが、平均利用量は横ばいであるものの、やや減少傾向にあります。

生活介護と同様に、強度行動障がい者の日中に居場所のひとつとして、利用を希望する決定者に対し、サービスの提供を確保する必要があります。



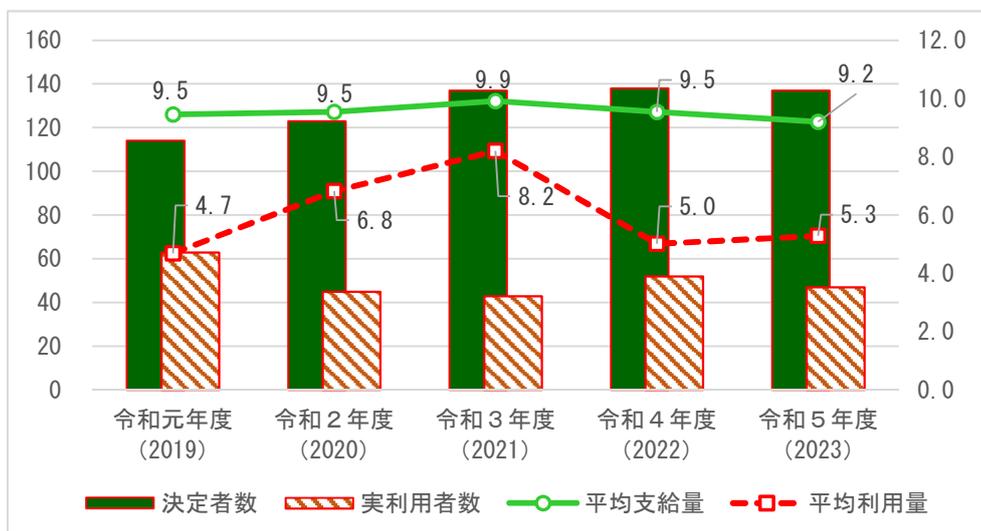
※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量（令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均値）

○ 短期入所

決定者数及び平均支給量はそれぞれ高い水準となっています。

令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度においては、平均支給量と平均利用量の隔たりが小さくなっています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、短期入所を受け入れる障害者支援施設等で、感染拡大防止を目的として、多くの利用者の出入りを無くすことから、必要性や緊急性が高い利用者に絞られた傾向があり、1人あたりの利用量が大きく伸びたと考えられます。

しかし、決定者数と実利用者数の隔たりは大きく、レスパイトを目的とした決定の意向はありますが、在宅の利用者における、障がい起因する突発的な緊急事態が発生した際の落ち着ける場所としての位置づけ決定者と事業所との関係性の構築を進めるためにも、短期入所事業所の受入れ先の確保が重要と考えます。



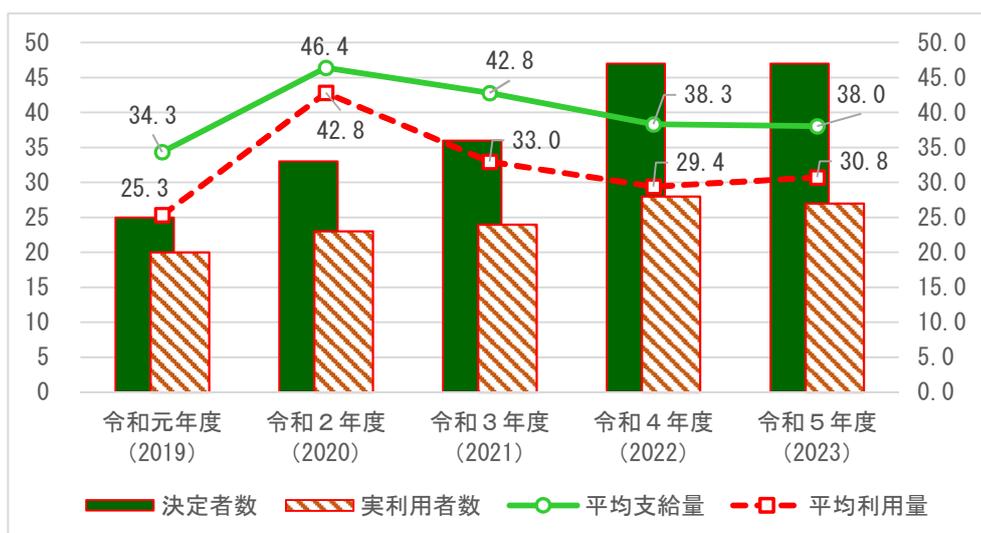
※ 各年度の決定者数及び実利用者数は年間の実人数（令和5（2023）年は、4月から8月末までの実人数）
 ※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量（令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均値）

○ 行動援護

令和2（2020）年度に事業所が1つ増加したことにより、平均支給量と平均利用量の隔たりが最も小さくなりました。

しかし、これ以降は事業所が増加せず、逆に、決定者数は増加していることからこれらの隔たりは再び大きくなっています。

行動援護は強度行動障がい者が社会参加する上で重要なサービスとなります。強度行動障がい者がいつでもどこでも余暇を過ごせるためにも、行動援護事業所が増加が必要と考えます。



※ 各年度の決定者数及び実利用者数は年間の実人数（令和5（2023）年は、4月から8月末までの実人数）

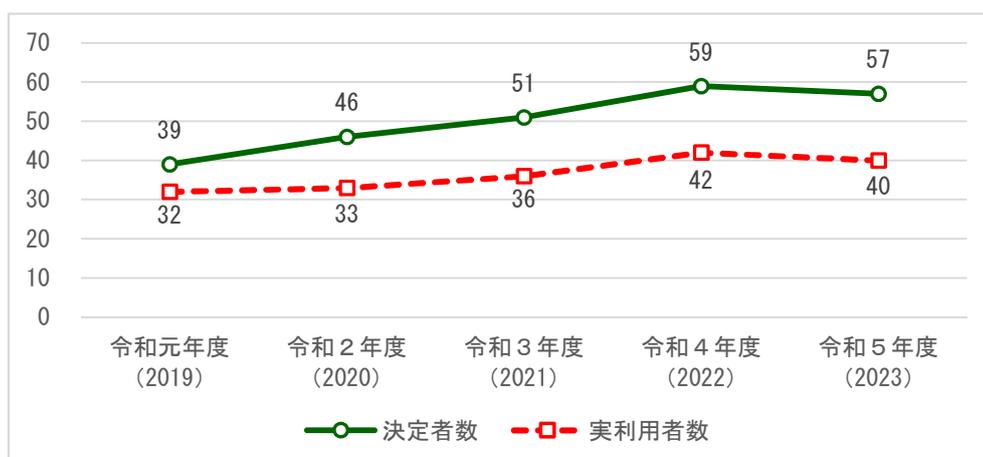
※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量（令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均値）

○ 共同生活援助

令和5（2023）年度を除き、決定者数、実利用者数共に増加傾向にあります。

しかし、近年はその隔たりは大きく、実際に体験的利用や実際にグループホームの移行に至らない者がいます。

親亡き後を見据え、将来、強度行動障がい者が地域で安心して生活するためにも居住。体験の場の確保は重要と考えます。そのためには、日中活動支援型共同生活援助を中心とした強度行動障がい者が入居できるグループホームの増加や強度行動障がいに対する支援技術の取得が必要と考えます。



※ 令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均人数

(2) 医療的ケア児者に関する状況

医療的ケア児者とは、一般的に日常生活を送る上で、自宅や学校といった病院などの医療機関以外の場所で日常的に継続して行われる人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、経管栄養や導尿等の医行為が必要な児童、者を指します。

医療的ケアが必要な障がい児者に対する障害福祉サービス等の提供に際しては、専門的な人員配置のほか必要な環境整備等、提供できる事業所に限りがある状況です。

ア 医療的ケア児者の状況について

障害福祉サービス等を利用している医療的ケア児者につきましては、人数について特段顕著な推移はありません。

しかし、障害福祉サービス等の利用のない医療的ケア児者もいることから、今後本人の状態の変化に伴い人数の増加が見込まれます。

医療的ケア児者の状況

項目 年度	障害福祉サービス等 利用者数	内訳	
		障害福祉サービス 決定者数	障害児通所支援 決定者数
令和3年度 (2021)	38	25	25
令和4年度 (2022)	42	29	27
令和5年度 (2023)	42	29	27

※ 各人数は、厚木市障がい福祉課が計上したもの

※ 数字は各年度3月末日時点の人数

※ 令和5（2023）年度については、6月1日時点の人数

イ 医療的ケア児者の支給決定及びサービス利用状況について

支給決定やサービス利用状況からみると、「生活介護」、「短期入所」、「居宅介護」、「児童発達支援」並びに「放課後等デイサービス」において日数や時間数が多く、医療的ケア児者が地域で生活を送る上で重要なサービスとなっています。

しかしながら、1人あたりの月の平均支給量及び利用量等をみると、各サービスの隔たりが大きく前述したすべてのサービスについて定員の拡大や新たな事業所の増設が必要と考えられます。

特に、「短期入所」は、日々医療的ケアを実施し負担を抱える保護者等のレスパイトを目的として受け入れ態勢の整備が必要となります。

また、医療的ケア児における「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」については、利用者が希望する支給量と利用量の隔たりが大きいだけではなく、看護師等必要な配置をしている事業所が算定できる医療的ケアの支援をすべての利用日数で受けている児童は、極めて少ないことから、安定的にこれらのサービスの提供を受けられたためにも、医療的ケアを実施できる主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の更なる体制の確保が必要です。

医療的ケア児者の支給決定状況

サービス種類		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		決定 者数	1人あたりの 月の平均支給量	決定 者数	1人あたりの 月の平均支給量	決定 者数	1人あたりの 月の平均支給量
日中活動系	生活介護	9	23.0 日	11	23.0 日	11	23.0 日
	療養介護	5	—	6	—	6	—
	短期入所	18	10.2 日	20	10.3 日	20	10.3 日
訪問系	居宅介護	9	53.3 時間	12	65.4 時間	12	65.4 時間
	行動援護	2	60.0 時間	2	50.0 時間	2	50.0 時間
	重度訪問介護	1	220.0 時間	2	385.0 時間	2	385.0 時間
共同生活援助		1	—	1	—	1	—
計画相談支援		9	—	11	—	11	—
障害児通所支援	児童発達支援	10	18.0 日	10	15.8 日	9	18.4 日
	放課後等デイサービス	15	18.3 日	16	16.0 日	16	15.1 日
	保育所等訪問支援	0	0.0 日	1	1.0 日	1	1.0 日
	居宅訪問型児童発達支援	0	0.0 日	1	5.0 日	1	5.0 日
	障害児相談支援	8	—	11	—	10	—

※ 決定者数の単位は人

※ 令和5（2023）年度については、8月提供までの1人あたりの月の平均支給量

医療的ケア児者のサービス利用状況

サービス種類		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実利用者数	1人あたりの 月の平均利用量	実利用者数	1人あたりの 月の平均利用量	実利用者数	1人あたりの 月の平均利用量
日中活動系	生活介護	9	13.2 日	11	15.9 日	11	15.5 日
	療養介護	2	—	3	—	3	—
	短期入所	6	4.0 日	7	5.0 日	6	4.4 日
訪問系	居宅介護	10	24.4 時間	10	36.4 時間	10	44.4 時間
	行動援護	3	24.6 時間	2	28.9 時間	2	29.8 時間
	重度訪問介護	1	214.5 時間	1	186.3 時間	1	179.5 時間
共同生活援助		0	—	0	—	0	—
計画相談支援		9	—	11	—	11	—
障害児通所支援	児童発達支援	11	9.6 日	10	6.8 日	9	10.0 日
	うち基本日数	8	8.6 日	6	4.9 日	5	6.0 日
	うち医ケア日数	5	7.4 日	7	5.5 日	7	8.6 日
	放課後等デイサービス	15	8.4 日	14	8.1 日	15	7.8 日
	うち基本日数	13	7.2 日	14	7.3 日	14	7.7 日
	うち医ケア日数	5	6.4 日	2	5.5 日	3	3.2 日
	保育所等訪問支援	0	0.0 日	1	1.0 日	1	1.0 日
	居宅訪問型児童発達支援	0	0.0 日	2	2.4 日	1	3.4 日
	障害児相談支援	8	—	11	—	10	—

※ 利用者数の単位は人

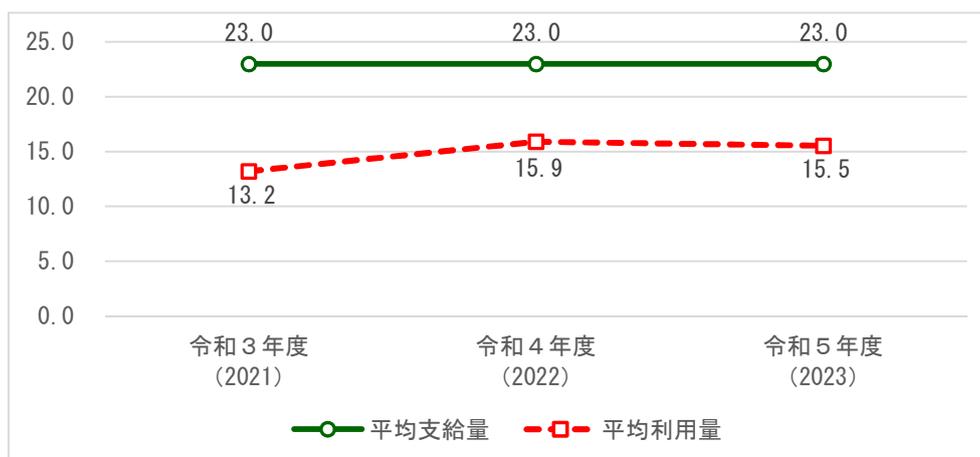
※ 令和5（2023）年度については、8月提供までの1人あたりの月の平均利用量

主なサービスにおける1人あたりの月の平均支給量及び利用量

○ 生活介護

平均支給量は原則の日数（月の日数から8日を除いた日数）での推移に対して、令和3（2021）年度から改善されているものの、平均利用量は各年度で隔たりが依然大きくなっています。

就労系サービス等の決定・利用が無いことから、生活介護は医療的ケアが必要な障がい者の日中に居場所として重要な位置づけであり、利用を希望する決定者に対し、サービスの提供を確保する必要があります。

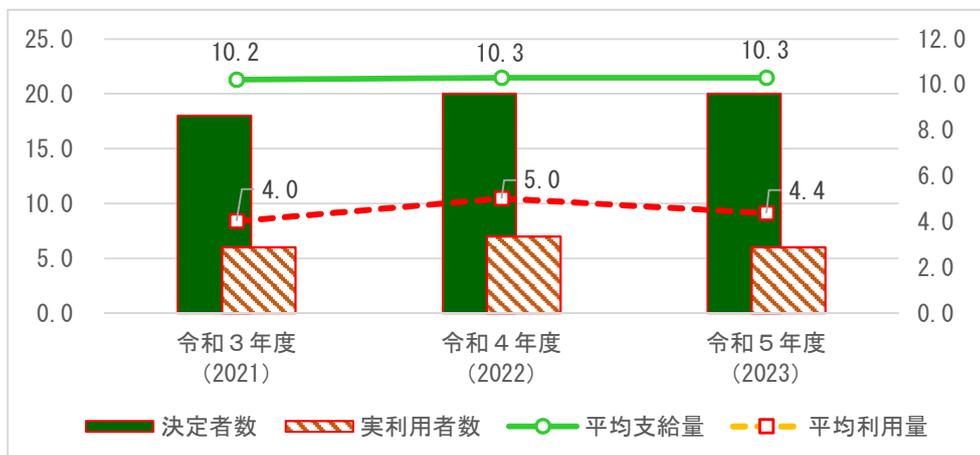


※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量（令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均値）

○ 短期入所

各年度の決定者数に対し、約3分の1の実利用者、平均利用量が平均支給量の半分を満たしていない状況です。

医療的ケア児を抱える家庭では介助者の負担が大きい傾向にありますが、その多くが希望する支給量に対し、サービスの利用に至っていない状況にあると考えられますので、特に医療型短期入所事業所の受入れ先確保が必要と考えます。



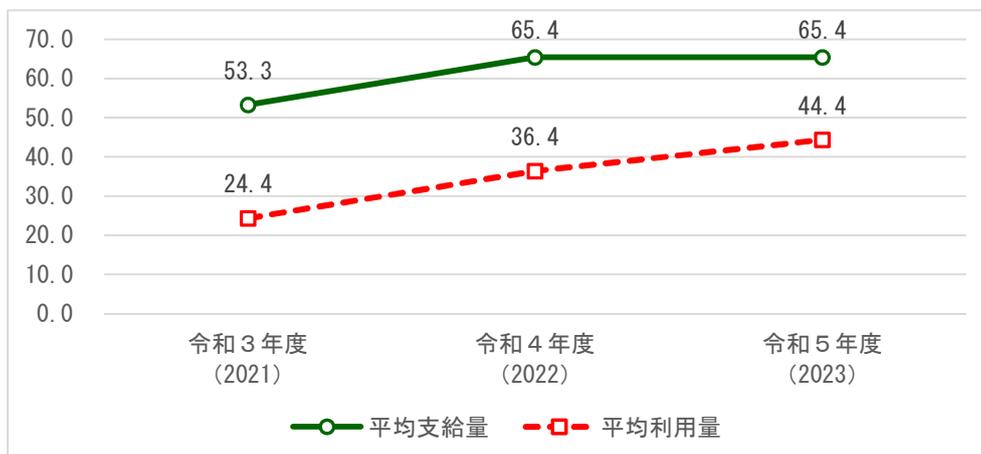
※ 各年度の決定者数及び実利用者数は年間の実人数（令和5（2023）年は、4月から8月末までの実人数）

※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量（令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均値）

○ 居宅介護

平均利用量が右肩上がりに増加しています。

しかし、依然として、平均支給量と平均利用量に隔たりがあることから更なるサービス提供確保を図る必要があります。

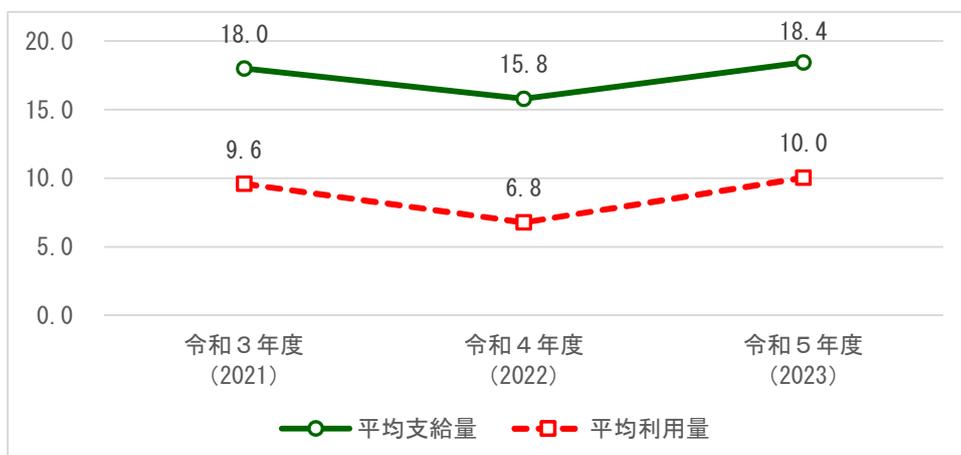


※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量 (令和5 (2023) 年度は、4月から8月末までの平均値)

○ 児童発達支援

各年度において、平均支給量と平均利用量に大きな隔たりがある状況であり、利用者が希望する支給量に対して十分なサービスの提供ができていません。

また、看護師等必要な配置をしている事業所が算定できる医療的ケアの支援をすべての利用日数で受けている児童は、各年度で半分を満たしていない状況であり、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所以外で看護師等が常勤している事業所が少ないことから、医療的ケアを実施できる主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を新たに確保し、安定的に通所利用ができる体制の確保が重要と考えます。

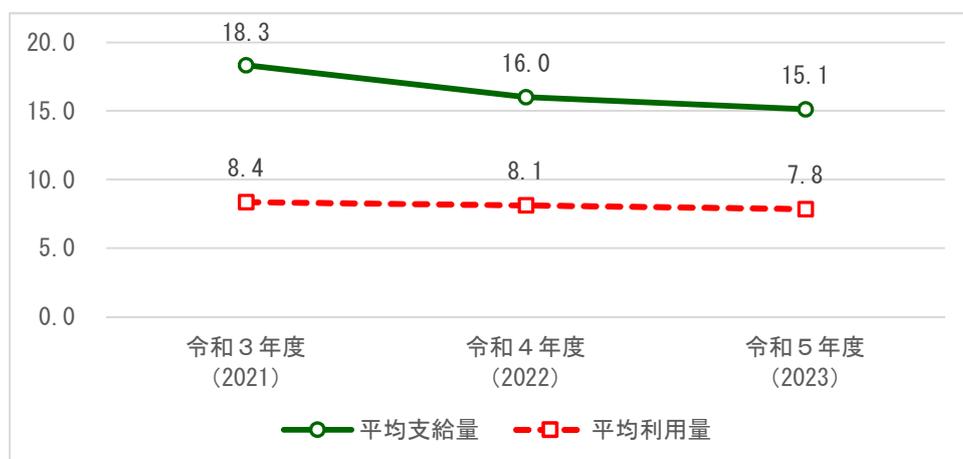


※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量 (令和5 (2023) 年度は、4月から8月末までの平均値)

○ 放課後等デイサービス

利用者が希望する平均支給量は徐々に減っている状況ではありますが、平均利用量は平均支給量の半分程度となっており、依然として利用者が希望するサービスの提供を受けることができていません。

また、看護師等必要な配置をしている事業所が算定できる医療的ケアの支援をすべての利用日数で受けている児童は、令和3（2021）年度に2人、令和4（2022）年に0人、令和5（2023）年度に1人と安定的なサービスの提供体制が整っていないことから、医療的ケアを実施できる主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を新たに確保する必要があります。



※ 各年度、年間の1人あたりの月の平均支給・利用量（令和5（2023）年度は、4月から8月末までの平均値）

7 地域生活支援事業の見込み

(1) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施するものです。

障害者総合支援法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めることになっています。

地域生活支援事業の実施に当たっては、障がい者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう取り組んでいきます。

(2) 地域生活支援事業の種類

- ア 理解促進研修・啓発事業
- イ 自発的活動支援事業
- ウ 相談支援事業
- エ 成年後見制度利用支援事業
- オ 成年後見制度法人後見支援事業
- カ 意思疎通支援事業
- キ 日常生活用具給付等事業
- ク 手話奉仕員養成研修事業
- ケ 移動支援事業
- コ 地域活動支援センター
- サ その他任意事業

(3) 第6期障害福祉計画の実績

地域生活支援事業の利用実績

区 分		単 位	令和3（2021） 年度			令和4（2022） 年度			
			目標値	実績	達成率 （%）	目標値	実績	達成率 （%）	実績の 前年度比 （%）
必 須	移動支援	時間/月	2,200	1,094	49.7	2,230	1,122	50.3	102.6
		人/月	210	212	101.0	215	203	94.4	95.8
任 意	訪問入浴	人/月	21	22	104.8	21	26	123.8	118.2
	日中一時支援	人/月	100	141	141.0	120	141	117.5	100.0

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じています。

※ 時間数は、月間の延べ利用時間数、人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分

(4) 地域生活支援事業

ア 理解促進研修・啓発事業

施策の方向1 障がい者理解の促進

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。

項目	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

※ 国の基本指針に基づき、事業の実施の有無について見込みます。

イ 自発的活動支援事業

施策の方向1 障がい者理解の促進

施策の方向10 災害時支援体制の強化

施策の方向11 地域をつなぐネットワークの構築

施策の方向12 地域における人材等の養成

事業名	事業の内容
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

項目	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

※ 国の基本指針に基づき、事業の実施の有無について見込みます。

ウ 相談支援事業

施策の方向3 相談支援体制の充実

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
相談支援事業	障がい者及び家族等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用や権利擁護など、地域で生活していくために必要な相談を行います。

項目	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
基幹相談支援センター 実施箇所数	1	1	1	1	1	1
障害者相談支援事業 実施箇所数 (基幹相談支援センター を除く。)	6	8	8	8	8	8
市町村相談支援機能強化 事業 実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り
住宅入居等支援事業 実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

※ 障害者相談支援事業は、障がい者基幹相談支援センターゆいはあと及び障がい者相談支援センターで実施

※ 国の基本指針に基づき、実施箇所数について見込みます。

※ 国の基本指針に基づき、実施の有無について見込みます。

工 成年後見制度利用支援事業 施策の方向2 権利擁護の推進

事業名	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び報酬の全部又は一部を助成することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

項目	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	1	1	2	2	3	3

※ 国の基本指針に基づき、実利用者数について見込みます。

才 成年後見制度法人後見支援事業 施策の方向2 権利擁護の推進

事業名	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人後見の活動を支援します。

※ 権利擁護支援センターあゆさぼが法人後見活動の相談業務を実施

項目	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

※ 国の基本指針に基づき、実施の有無について見込みます。

力 意思疎通支援事業

施策の方向7 社会参加の促進

事業名	事業の内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います。

項目	単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
手話通訳者の派遣 （個人からの依頼）	件	146	158	200	200	200	200
	人	151	162	220	220	220	220
手話通訳者の派遣 （講演会等）	件	46	57	70	100	105	110
要約筆記者の派遣 （個人からの依頼）	件	4	0	2	2	2	2
	人	8	0	2	2	2	2
要約筆記者の派遣 （講演会等）	件	10	19	20	20	20	20
手話通訳者の設置	箇所	1	1	1	1	1	1

※ 件数は、年間の延べ派遣件数、人数は、年間の実利用者数

※ 箇所は、設置箇所数

※ 令和5（2023）年度は、見込み

キ 日常生活用具給付等事業

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
日常生活用具給付等事業	在宅の障がい者に対し、障がいの種別や程度に応じて、特殊寝台、入浴補助用具などの日常生活に利便性がある用具を給付します。

項目	単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護・訓練支援用具	件	16	25	33	38	43	48
自立生活支援用具	件	45	41	30	40	45	50
在宅療養等支援用具	件	24	35	45	50	55	60
情報・意思疎通支援用具	件	21	56	63	68	73	78
排泄管理支援用具	件	4,340	5,040	4,974	5,000	5,080	5,160
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	4	4	3	4	4	5

※ 件数は、年間の延べ給付件数

※ 令和5（2023）年度は、見込み

ク 手話奉仕員養成研修事業
 施策の方向7 社会参加の促進

事業名	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

項目	単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
養成講習修了者数	人	23	35	50	50	50	50

- ※ 人数は、年間の延べ修了者数
- ※ 令和5（2023）年度は、見込み

ケ 移動支援事業
 施策の方向7 社会参加の促進
 施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
移動支援事業 (17事業所)	屋外の移動に困難がある障がい者について、自立生活及び社会参加に伴う外出のための支援を行います。

- ※ () 内の事業所数は、令和5（2023）年10月1日現在の数値です。

項目	単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
延べ利用時間	時間	1,094	1,122	1,200	1,400	1,425	1,450
実利用者数	人	212	203	220	212	217	227

- ※ 時間は、月間の延べ利用時間、人数は、月間の実利用者数
- ※ 実績は、各年度の3月分（令和5（2023）年度は、見込み）

コ 地域活動支援センター

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
地域活動支援センター	通所利用の障がい者に、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じた事業を行います。

項目	単位	第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
市内地域活動支援センター 実利用者数 (厚木市援護者)	人	95	88	87	90	93	96
他市地域活動支援センター 実利用者数 (厚木市援護者)	人	3	4	4	4	4	4
市内地域活動支援センター設置数	箇所	5	5	5	5	5	5

※ 人数は、年間の実利用者数

※ 令和5（2023）年度は、見込み

サ その他任意事業

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
訪問入浴サービス (5事業所)	重度身体障がい者等の身体の清潔の保持又は心身機能の維持を図るため、訪問入浴サービスを行います。
日中一時支援 (10事業所)	障がい者の家族の就労支援や、日常的に介護している家族の休息を図るため、見守り等の支援が必要な障がい者等に、一時的に日中における活動の場を提供します。

※ () 内の事業所数は、令和5(2023)年10月1日現在の数値です。

項目	単位	第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
訪問入浴サービス 実利用者数	人	22	26	24	29	34	39
日中一時支援 実利用者数	人	141	141	155	160	165	170

※ 人数は、月間の実利用者数

※ 実績は、各年度の3月分(令和5(2023)年度は、見込み)

資料編

用語集

用語集

〈あ行〉

ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technology の略で、インターネットやパソコン・スマートフォンなどを使った技術をいいます。

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、申し出ることができない人に対し、様々な支援や情報を届けることをいいます。

厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法に規定する市町村老人福祉計画で、厚木市総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、市における高齢者福祉の基本的な計画です。

また、介護保険法に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画としています。

厚木市障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画

障害者雇用促進法の規定に基づき、障がい者の職場定着のほか、全ての障がい者が、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目的とした計画です。

厚木市新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、新型インフルエンザ等が発生した場合の総合的な対策の推進に関する事項等を定めた計画です。

厚木市総合計画

厚木市総合計画は、市の全ての計画の基本であり、まちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

厚木市自治基本条例の規定に基づき、市の将来都市像とその実現に向けた、まちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業所・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体がともに理想とするまちをつくることを目的としています。

厚木市地域福祉計画

社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画で、厚木市総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、成年後見制度の利用の促進、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画です。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定する成年後見制度利用促進基本計画及び再犯の防止等の推進に関する法律に規定する再犯防止推進計画を包含した計画としています。

厚木市避難行動要支援者避難支援計画

市の避難行動要支援者対策をより確かなものにするため、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら、大規模災害時における地域の安心・安全を強化することを目的とした計画です。

安心生活支援プラン

介助者がいない重度の障がい者を対象に、サービス等利用計画に相談支援専門員等の緊急時の連絡先を記載し、有事の際に連絡をすることで、相談支援専門員がヘルパーの派遣あるいは施設への受入調整やその他必要な支援を実施するための仕組みです。

eスポーツ

エレクトロニック・スポーツの略で、一般的には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使ったスポーツ競技をいいます。

意思決定支援

障がいや認知症などにより、物事をうまく決められない方とともに歩み、考え、本人の意思を尊重し決定していくことです。

移送サービス

単独でバスや電車等の公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車を使って外出の支援を行うサービスです。

一般就労

障がい者の就労の形態で、民間企業等で雇用契約等に基づき働くことをいいます。

移動支援

地域生活支援事業のひとつ。屋外の移動に困難がある障がい者について、自立生活及び社会参加に伴う外出のための支援を行います。

医療型短期入所事業所

障害福祉サービスにおける利用者を日帰り又は宿泊で一時的に受け入れる短期入所（ショートステイ）のひとつで、この短期入所を病院や診療所等の医療機関が実施することで、医療的ケア児者等の受け入れの場となっています。

医療計画

医療法に基づき、都道府県が、厚生労働大臣の定める基本方針（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針）に即して、地域の実情に応じた医療提供体制を確保するために策定する計画です。

医療的ケア

医師の指導の下、保護者や看護師が日常的・応急的に行う、経管栄養、たんの吸引などの行為をいいます。

医療的ケア児支援センター

医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、様々な支援や情報提供を行う神奈川県の間関です。

インクルーシブ教育

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成を目指し、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶことをいいます。

NPO（非営利組織）

Non Profit Organization（非営利組織）の略で、非営利で自発的に市民活動を行う民間の組織のことをいいます。このうち、法律に基づいて法人格を取得したものが特定非営利活動法人（NPO法人）です。

〈か行〉

介護職人材確保支援事業

事業所を対象とした人材確保や人材育成に係る経費の一部の補助、個人を対象とした各種奨励金等の支給や福祉のしごとフェアの開催等を実施し、介護職員等の人材確保を目的とした事業です。

核家族化

夫婦のみの世帯、一人親世帯や夫婦とその未婚の子どもからなる家族を指し、これらの家族状態が社会で進んでいる状態をいいます。

学校等訪問看護支援事業

日常的に医療的ケアを必要とする児童・生徒が、学校等において安心して生活を送れるよう、看護師を学校等に配置し、その児童・生徒に医療的ケアを行う事業です。

看護師介助員

特別支援教育介助員のうち、看護師資格を有し、医療的ケア児の支援に従事する者です。

基幹相談支援センター

総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着、地域の相談支援体制の強化の取組み等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。

市では、障がい者基幹相談支援センターゆいはあとがあります。

救急医療情報セット

主なかかりつけ医療機関や緊急連絡先等を記入する救急医療情報シートとこれを保管するヒモ等がセットになったものです。市民が救急車を要請した際に、救急隊員がこのセットを活用することにより迅速かつ適切な救急活動に役立てることを目的としています。

共同生活援助

障害福祉サービスのひとつ。グループホームにおけるサービスを指します。共同生活が行なわれる住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行います。

強度行動障がい

自傷・他害行為、多動、異食、睡眠の乱れ等が著しく高い頻度で出現する状態をいいます。

居住支援協議会

障がい者や高齢者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して暮らしていくことができるよう、市の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体や居住支援団体などが一体となって課題の解決に取り組む協議会です。

居宅介護

障害福祉サービスのひとつ。居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

グループホーム

障害福祉サービスにおける共同生活援助が行われる住居を指します。

権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動です。

後期高齢者

高齢者は一般的に65歳以上の方をいいますが、そのうち、後期高齢者は75歳以上の高齢者を指します。

合計特殊出生率

15から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

高次脳機能障がい

事故や病気等により、脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がいや社会的行動障がいなどの認知障がい等を指します。

工賃

就労継続支援B型事業所での生産活動によって得られた収入から、必要な経費を控除した金額に相当する額を、事業所を利用する障がい者に対して支払うものです。

行動援護

障害福祉サービスのひとつ。行動上の困難があり、常時介護を必要とする障がい者に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。

合理的配慮

障がい者の実質的平等を確保するために、過度な負担になりすぎない範囲で行う手助け、施設の改良、補助手段の提供などをいいます。

コミュニティカフェ

孤独死等人間関係の希薄化が社会問題になる中、地域住民が集まる居場所になっているところの総称で、全国的に広まっています。

〈さ行〉

サービス等利用計画

本人や家族の意向、総合的な援助方針、将来の目標等を勘案し、障害福祉

サービスの利用を通じ、希望する暮らしの実現を目指す計画です。

なお、相談支援事業所が作成する計画と本人や保護者が作成するセルフプランがあります。

施設入所者

施設入所支援を利用し、施設に入所している障がい者を指します。

なお、施設入所支援の内容については、P126を参照ください。

児童発達支援

障害児通所支援のひとつ。未就学児を対象として、事業所に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

児童発達支援センター

障がい児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能を付与させるとともに、家族への相談や助言等、地域の中核的な療育支援を行う機関です。

厚木市では児童発達支援センターひよこ園があります。

児童福祉法

児童を健全に育成する義務や児童の権利等を定めた児童の福祉に関する総合的基本法です。障害児通所支援等の障害のある児童に対する支援等についても本法律に定められています。

自閉症

本計画の本文では、「自閉スペクトラム症」を指します。自閉スペクトラム症は、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がいなどをまとめた表現です。

多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障がい、言語・コミュニケーションの障がい、感覚過敏や強いこだわりなど多様な状態像の方がいることから、個々のニーズに合った適切な療育・教育的支援につなげていく必要があります。

市民後見人

弁護士等の専門職後見人に対し、自治体等が行う養成研修により後見活動に必要な法律や知識を身に付けて、家庭裁判所から選任された市民を市民後見人といいます。

障がい等で物事を判断することが難しい人に親族がいない場合、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

社会的障壁

障がいがある者等にとって日常生活または社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指します。

重層的支援体制事業実施計画

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応した包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、

「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施する社会福祉法の規定に定められた計画です。

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者等、住宅を確保することが困難な人及び世帯をいいます。

就労移行支援

障害福祉サービスのひとつ。一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います

就労継続支援

障害福祉サービスのひとつ。一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

なお、雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型の2種類があります。

就労選択支援

障害福祉サービスのひとつ。障がい者が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、能力や適性を評価し、就労時の必要な配慮を整理することで、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。

なお、本サービスは、令和7(2025)年に施行を予定しています。

就労定着支援

障害福祉サービスのひとつ。就労移行支援等の利用を経て、一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、助言・指導等の支援をします。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を表すもので、医学的な診断名ではなく、児童福祉法の規定による呼び方です。

重度障害児メディカルショートステイ事業

在宅で療養する常時医療的ケアが必要な重症心身障がい児が、介助者の疾病、事故等により、在宅での療養が一時的に困難になった場合に、医療機関において一時的に受入れ、療養生活の安定を図ることを目的とした事業です。

重度訪問介護

障害福祉サービスのひとつ。常時介護を必要とする重度の障がい者に対し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

重度訪問看護支援事業

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の介助者が一息つける時間等を確保するため、医療保険制度等による訪問看護を利用したときに、看護師による対応を年間48時間まで延長して利用できるようにする事業です。

障害児支援利用計画

本人や家族の意向、総合的な援助方針、将来の目標等を勘案し、障害児通所支援の利用を通じ、希望する暮らしの実現を目指す計画です。

なお、障害児相談支援事業所が作成する計画と本人や保護者が作成するセルフプランがあります。

障害児相談支援

障害児通所支援のひとつ。障がい児が障害児通所支援を利用する際、本人や家族の意向、総合的な援助方針、将来の目標等を勘案し、希望する暮らしの実現に向け、障害児支援利用計画を作成します。

障害児通所支援

児童福祉法に基づき提供されるサービスです。障がい児に通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等のサービスをいいます。詳しくは、P118以降を参照ください。

障害児入所施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策に関する基本的理念及び国、地方公共団体などの責務を定めるとともに、障がい者の自立及び社会参加の

支援等の施策の基本となる事項等を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進する法律です。

障害者雇用奨励交付金

障がい者を雇用する事業主に対し、障がい者の雇用の安定を促進するための交付金です。

障がい者雇用職場（しごとサポート室「すまいる」）

障がい者の多様な力を職場に取り入れ、ともに働く職場環境を整備することで、業務工程を見直し、生産性の向上と働きやすい組織づくりを推進するための市庁内に設置された職場です。

障害者雇用促進センター

障がい者の雇用促進を図るため、企業及び障がい者就労支援機関へ障がい者の雇用に関する相談及び支援を実施する神奈川県機関です。

障害者雇用率

障害者雇用促進法に規定されている、事業主に義務付けられている労働者の総数に占める障がい者雇用の割合をいいます。

障害者支援施設

施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の生活介護や自立支援等の障害福祉サービスを行う施設をいいます。

なお、施設入所支援の内容については、P126を参照ください。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、福祉、保健、雇用、教育などの関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う神奈川県 の 機 関 だ す。

障がい者就労施設等

就労継続支援事業所、障害者支援施設や地域活動支援センター等の障害福祉サービス事業所等や雇用している障がい者の割合が一定基準を満たす特例子会社等をいいます。

なお、地域活動支援センターの内容については、P182を参照ください。

障がい者相談支援センター

地域の障がい者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を維持していくために、障がい者等の相談を受け、心身の状況や必要な支援等を把握し、地域における適切な機関や制度の利用につなげる支援等を行う地域包括ケア社会の実現に向けた地域の中核的機関です。

厚木市では8か所設置しています。

障害者地域生活サポート事業

障害福祉施設等を障害者の地域生活を支える社会的な資源としてその活用を図り、障害者の地域生活移行を促進すること目的とした事業です。

障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき提供されるサービスです。詳しくは、P118以降を参照ください。

障害福祉DB（データベース）

障害介護給付費等の審査・請求等における、自治体や障害福祉サービス等事業所の各種データを集積するデータベースで、当該データを分析し、サービスの質の向上や地域間のばらつきの是正等、制度の見直しに活用されます。

自立訓練

障害福祉サービスのひとつ。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立支援医療

障害者総合支援法に基づく医療給付です。原則として90%の医療費を医療保険と公費で負担し、10%を自己負担となります。

自立生活援助

障害福祉サービスのひとつ。居宅でひとり暮らし等をしている障がい者に対し、定期的な訪問等を実施し、必要な情報提供や助言等により、ひとり暮らしの支援をします。

心身障害者医療費助成

健康保険適用医療費の自己負担額を全額または一部助成する制度です。

心身障害者基本法

国の障がい者対策の基本指針を定めたものです。平成5（1993）年に障がい者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するため大幅に改正され、法律の題名が障害者基本法と改められました。

身体障害者福祉法

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者の援助や必要に応じて保護し、身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とした法律です。

スーパービジョン

スーパーバイザー（責任者や管理者等）がスーパーバイジー（初任者）の実践学習と専門職としての知識と技術への訓練を促進・支援するための手法です。

なお、障がい者基幹相談支援センターゆいはあとや講師等をスーパーバイザーとして、地域の相談支援事業所の更なる質の向上や業務の負担感の軽減を図るためのグループワークを市ではグループスーパービジョンとしています。

生活介護

障害福祉サービスのひとつ。常時介護を必要とする障がい者に、日中の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

生活支援コーディネーター

地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。主に、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングなどを行っています。

生活支援体制整備協議体

地域包括ケア社会の実現に向け、地域における障がい者や高齢者等の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、これらのサービスを担う多様な関係主体等の情報共有及び連携・協働による取組を推進する協議体です。

生活習慣病

食習慣・運動習慣・休養（ストレス）・喫煙・飲酒等の生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称で、代表的な病気として糖尿病や心筋梗塞、脳卒中、ガンなどがあります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育などが包括的に確保されたシステムをいいます。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）

精神障がい者の医療、保護や自立等の必要な支援の実施及び精神障がいの発生の予防や国民の精神的健康の保持、増進を目的とした法律です。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者等で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

成年後見制度利用促進協議会

成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、情報交換や調整等する協議会です。

セルフプラン

障害福祉サービス等を利用する際、課題、目標や週間計画等を記したサービス等（障害児支援）利用計画の提出が必要ですが、本人やその家族が自ら作成した計画をいいます。

なお、このほかに、相談支援事業所に依頼し、相談支援専門員が障がい者の心身の状況等や障害福祉サービス等の利用についての意向を勘案し作成する計画相談支援があります。

総合療育相談センター

子どもたちや障がいのある方が、地域や家庭でいきいきと暮らせるよう、医療と福祉の一体的な相談、判定を行うとともに、他職種間の専門的なチームアプローチによる質の高い療育・医療の提供を行う神奈川県機関です。

相談支援事業所

計画相談支援を提供する事業所で、障がい者が障害福祉サービスを利用する際、本人や家族の意向、総合的な援助方針、将来の目標等を勘案し、希望する暮らしの実現に向け、サービス等利用計画を作成します。

なお、計画相談支援の内容については、P127を参照ください。

相談支援専門員

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス事業者等との連絡・調整を行い、サービス等利用計画を作成するなど、全般的な相談支援を行う専門職で、研修や実務経験等一定の要件が定められています。

〈た行〉

団塊の世代

戦後の出生数が各年 250 万人を超えた第一次ベビーブーム(昭和22(1947)から昭和24(1949)年)の期間に生まれた世代を指し、人口構造上、大規模な集団となります。

短期入所

障害福祉サービスのひとつ。ショートステイともいいます。居宅で障がい者を介護する人が疾病で介護できない場合等で、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

地域移行支援

障害福祉サービスのひとつ。施設や病院に入所等している障がい者を対象に、外出の同行支援や住居確保等の新生活の準備等の支援を行います。

地域共生社会

世代や分野を超えてつながることで、市民一人一人の暮らしと生きがいや地域をともに創っていく社会をいいます。

地域生活支援事業

障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟な形態で実施する事業です。詳しくは、P174 を参照ください。

地域生活支援拠点

障がい児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための5つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することをいいます。

地域定着支援

障害福祉サービスのひとつ。地域でひとり暮らしをしている障がい者と常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な支援を行います。

地域福祉コーディネーター

地域において福祉サービスを必要とされる人のニーズを把握し、サービスや住民による支え合いの活動等につなぎ、地域での生活を支えるネットワークづくりを進めることができる者のことです。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケ

ア社会の実現に向けた中核的な機関です。

厚木市では10か所設置しています。

地域包括ケア社会

地域における生活の基盤となる住まい・生活支援に加え、専門職による医療・介護・介護予防を提供する「地域包括ケアシステム」を基盤とし、高齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会です。

中核機関（成年後見制度）

「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、権利擁護に関する相談、成年後見制度利用促進や協議会の適切な運営等を実施し、地域の全体の権利擁護のコーディネートを行う機関です。

市では権利擁護支援センターあゆさぽと厚木市が担っています。

超高齢社会

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が、21%を超える社会をいいます。

なお、7%を超えると「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」といいます。

通級指導教室

話し言葉や聞こえ方に遅れがあったり、人とのかわりが困難であったりする児童に対し、学校生活上困ってい

る点について改善を図るため設置された教室です。

同行援護

障害福祉サービスのひとつ。視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

特別支援学級

小・中学校において、障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上や生活上の困難を克服するための教育を行う学級をいいます。

特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上や生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校です。

特別支援教育介助員

小・中学校の教育活動の充実を図るため、障がい児の介助や安全の確保、児童・生徒の行動記録の作成等を実施する学級担任等の補助者です。

〈な行〉

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾病です。

難病相談支援センター

難病患者やその家族等からの療養生活に関する相談、必要な情報の提供や助言等を実施し、療養生活の質の維持向上を支援することを目的とした神奈川県内の機関です。

日中サービス支援型共同生活援助

通常の共同生活援助（グループホーム）は、日中に事業所に通所や勤務先に出勤し、主に夜間の生活支援が中心ですが、日中サービス型共同生活援助は、24時間の相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供するグループホームです。

農福連携

障がい者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みです。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も互いに支え合い、誰もが社会の一員であるという捉え方や環境整備をいいます。

〈は行〉

8050（はちまるごーまる）問題

高齢化した親（80歳代）が引きこもりの中高年の子ども（50歳代）を支える家庭で生活困窮と介護が一緒に生じる問題です。

バリアフリー

もとは建築用語で、障がい者等の行動を妨げている建築的な障壁を取り除

くことをいいます。最近では、障がい者等が社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「こころのバリアフリー」も含めています。

ピアサポート

障がいや疾病のある人が自らの経験に基づき、同じ障がいや疾病のある人に対して相談支援等を行うことをいいます。

また、ピアサポートを行う人を、ピアサポーターといいます。

避難行動要支援者

障がい者、高齢者や児童等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいいます。

福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関では要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、市町村または特定非営利活動法人等が、当該市町村に利用登録を行った者や当該非営利活動法人等の会員に対して行う運送です。

ペアレント・トレーニング

保護者を対象に、環境調整や子供への肯定的な働きかけについて、ロールプレイ等を通して学び、保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子供の適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。

ペアレント・メンター

自らも発達障がいを抱える子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

同じような発達障がいを抱える子どもをもつ親に対し、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりします。

保育所等訪問支援

障害児通所支援のひとつ。保育所など障がい児が集団生活を営む場を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

放課後等デイサービス

障害児通所支援のひとつ。授業の終了後または学校の休業日に事業所に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

防災チェックリスト

避難に関する情報や事前準備の状況等を記入するチェックリストです。

このチェックリストを作成することで、当事者、さらにはその支援者の防災意識を高めていくことを目的としたものです。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談、講座や研修会の開催等を実施し、ボランティア活動の振興を図る機関です。

厚木市では、社会福祉協議会ボランティアセンターがあります。

〈ま行〉

マイサポートブック

生まれてからの成長、支援や教育の記録をファイルするものです。

児童のライフステージごとに、今までの支援等をつなぐことで、一貫性のある方針のもとかわっていくことを目的としたものです。

未病

心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、「病気ではないが健康でもない状態」を未病といいます。

病気になってから対処するのではなく、普段の生活において「心身を整え、健康な状態に近づけることが重要です。

〈や行〉

要約筆記者

聴覚障がい者への情報保障手段の一つとして、話している内容を要約し、文字として伝える人をいいます。

〈ら行〉

リソースルーム

生徒が安心して学校生活を送れるよう、通常の学級に在籍し、課題がある児童・生徒に対し、必要に応じて生活や学習の指導・支援を実施する教室です。

ReMHRAD（地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース）

都道府県や市区町村等の区分別の精神科病院に入院している方の状況、訪問看護ステーション・障害福祉サービス事業所の状況や各社会資源の位置情報等について表示するデータベースです。

療育相談センターまめの木

未就学児の児童の発達に関する様々な心配事について、保護者からの相談を受け、ともによいかかわり方等を考え、児童の健やかな成長をサポートする市の相談機関です。

レスパイト

レスパイトとは、一時休止や休息という意味です。

介助者の日々の疲れ、冠婚葬祭、旅行等の諸事情により、一時的に在宅での介護が困難となる場合に、短期入所等を利用し、介助者の負担軽減を図るものです。

厚木市障がい者福祉計画（第7期）（案）に対する
パブリックコメント手続実施要領

資料 3

1 目的

厚木市障がい者福祉計画（第7期）（案）について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市障がい者福祉計画（第7期）（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（11月15日号）への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載（11月15日から）

4 計画等の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で11月27日から12月27日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 厚木市役所第二庁舎 1階福祉総務課
- (2) 厚木市役所第二庁舎 1階障がい福祉課
- (3) 厚木市役所本庁舎 2階介護福祉課
- (4) 市役所本庁舎 3階市政情報コーナー
- (5) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (6) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (7) 中央図書館
- (8) あつぎ市民交流プラザ
- (9) 保健福祉センター
- (10) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和5年11月27日（月）から12月27日（水）まで

※ 郵送の場合は、末日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

ア 厚木市役所第二庁舎 1 階障がい福祉課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎 3 階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎 1 階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(エ) 保健福祉センター

(オ) 中央図書館

(カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ 6 階）

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511 厚木市中町 3-17-17 厚木市障がい福祉課宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-224-0229（厚木市障がい福祉課）

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 2100@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「厚木市障がい者福祉計画（第 7 期）（案）のパブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市障がい者福祉計画（第 7 期）（案）の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、「4 計画等の配布及び閲覧」に掲げた場所等で公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

(3) 提出された意見は、個人情報を除き公開する場合があります。